

令和二年九月 四 日開会  
令和二年九月二十九日閉会

# 令和二年第三回定例会会議録

西之表市議会

# 令和二年第三回西之表市議会定例会会議録目次

第一号 九月四日（金）

一、開 会	五
一、開 議	五
一、会議録署名議員の指名	六
一、会期の決定	六
一、提出議案の一括上程	六
一、市長の所信表明並びに提案理由説明	六
八板市長	七
一、議案審議	一〇
議案第五九号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	一〇
川畑市民生活課長説明	一〇
議案第六〇号 西之表市都市計画事業基金条例の制定について	一一
奥村財産監理課長説明	一一
長野広美さん質疑	一二
奥村財産監理課長	一二
上妻建設課長	一三
議案第六一号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第六号）	一三
奥村財産監理課長説明	一三
議案第六二号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）	一六
長野健康保険課長説明	一六
議案第六三号 令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）	一七

川畑市民生活課長説明	一七
一、休憩	一七
一、再開	一七
一、議案審議	一七
議案第六四号 令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	一八
中野農林水産課長説明	一八
議案第六五号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	一八
下川高齢者支援課長説明	一八
議案第六六号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	一九
長野健康保険課長説明	一九
議案第六七号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	二〇
高橋水道課長説明	二〇
認定第一号 令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	二一
奥村財産監理課長説明	二一
一、決算特別委員会の設置及び構成	二三
一、決算特別委員会委員の選任	二四
一、休憩	二四
一、再開	二四
一、決算特別委員会正副委員長の互選結果報告	二四
一、議案審議	二四
認定第二号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	二四
長野健康保険課長説明	二四
認定第三号 令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	二六

川畑市民生活課長説明	二六
認定第四号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	二七
中野農林水産課長説明	二七
認定第五号 令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	二八
下川高齢者支援課長説明	二八
一、休憩	三〇
一、再開	三〇
一、発言の申出	三〇
奥村財産監理課長	三〇
一、議案審議	三〇
認定第六号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	三〇
長野健康保険課長説明	三一
認定第七号 令和元年度西之表市水道事業会計決算認定について	三一
高橋水道課長説明	三一
報告第一四号 令和元年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について	三三
中野農林水産課長説明	三三
議案第六八号 西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	三五
下川議会運営委員長説明	三六
一、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	三七
一、請願・陳情の委員会付託	三九
一、日程報告	三九
一、散会	三九

第二号 九月二十五日(金)

一、開 議	四五
一、発言の申出	四六
八板市長	四六
一、諸般の報告	四六
一、議案審議	四六
議案第五九号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	四六
河本総務文教委員長報告	四六
議案第六〇号 西之表市都市計画事業基金条例の制定について	四七
河本総務文教委員長報告	四八
議案第六一号 令和二年度西之表市一般会計補正予算(第六号)	四九
議案第六二号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)	四九
議案第六三号 令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算(第一号)	四九
議案第六四号 令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)	四九
議案第六五号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)	四九
議案第六六号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第二号)	四九
議案第六七号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算(第二号)	四九
小倉予算特別委員長報告	四九
認定第一号 令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	五七
田添決算特別委員長報告	五七
一、休 憩	五八
一、再 開	五九
一、議案審議	五九

橋口美幸さん反対討論	五九
下川和博君賛成討論	六〇
認定第二号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	六〇
田添決算特別委員長報告	六〇
橋口美幸さん反対討論	六一
小倉初男君賛成討論	六二
認定第三号 令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	六三
田添決算特別委員長報告	六三
認定第四号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	六四
田添決算特別委員長報告	六四
認定第五号 令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	六四
田添決算特別委員長報告	六五
橋口美幸さん反対討論	六五
小倉初男君賛成討論	六六
認定第六号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	六七
田添決算特別委員長報告	六七
橋口美幸さん反対討論	六七
下川和博君賛成討論	六八
認定第七号 令和元年度西之表市水道事業会計決算認定について	六九
田添決算特別委員長報告	六九
橋口美幸さん反対討論	七〇
鮫島市憲君賛成討論	七〇
一、休 憩	七一

一、再 開	七二
一、議案審議	七一
請願第二三号 西之表市ウミガメの繁殖促進及び生息環境保全等に関する条例制定を求める請願書	七一
一、議案追加上程・議案審議	七二
議案第六九号 西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	七二
下川議会運営委員長説明	七三
議案第七〇号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財政の確保を求める意見書の提出について	七四
河本総務文教委員長説明	七四
議案第七一号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第七号）	七六
奥村財産監理課長説明	七六
一、休 憩	七八
一、再 開	七八
一、議案審議	七八
小倉予算特別委員長報告	七八
一、日程報告	七九
一、散 会	八〇
第三号 九月二十八日（月）	
一、開 議	八五
一、一般質問	八五
川村孝則君	八五
八板市長	八六

岩下経済観光課長	．．．．．	八六
中里社会教育課長	．．．．．	八八
下川福祉事務所長	．．．．．	九〇
一、休 憩	．．．．．	九六
一、再 開	．．．．．	九六
一、一般質問	．．．．．	九六
橋口好文君	．．．．．	九六
中野農林水産課長	．．．．．	九七
八板市長	．．．．．	九八
上妻建設課長	．．．．．	一〇六
一、休 憩	．．．．．	一〇八
一、再 開	．．．．．	一〇八
一、一般質問	．．．．．	一〇八
竹下秀樹君	．．．．．	一〇八
岩下経済観光課長	．．．．．	一〇九
八板市長	．．．．．	一一三
松元地域支援課長	．．．．．	一一五
一、休 憩	．．．．．	一一八
一、再 開	．．．．．	一一八
一、一般質問	．．．．．	一一八
渡辺道大君	．．．．．	一一八
下川福祉事務所長	．．．．．	一一八
長野健康保険課長	．．．．．	一二〇

八板市長	．．．．．	一三一
森企画課長	．．．．．	一三二
吉田教委総務課長	．．．．．	一三三
中里社会教育課長	．．．．．	一三五
一、休 憩	．．．．．	一二八
一、再 開	．．．．．	一二八
一、一般質問	．．．．．	一二八
橋口美幸さん	．．．．．	一二八
内学校教育課長	．．．．．	一二九
大平教育長	．．．．．	一三〇
八板市長	．．．．．	一三〇
一、日程報告	．．．．．	一三九
一、散 会	．．．．．	一三九

第四号 九月二十九日（火）

一、開 議	．．．．．	一四五
一、一般質問	．．．．．	一四五
和田香穂里さん	．．．．．	一四五
八板市長	．．．．．	一四六
松元地域支援課長	．．．．．	一五六
一、休 憩	．．．．．	一五六
一、再 開	．．．．．	一五七
一、一般質問	．．．．．	一五七

長野広美さん	．．．．．	一五七
内学校教育課長	．．．．．	一五七
上妻建設課長	．．．．．	一五八
岩下経済観光課長	．．．．．	一五九
大瀬総務課長	．．．．．	一六一
森企画課長	．．．．．	一六一
八板市長	．．．．．	一六四
一、休憩	．．．．．	一六五
一、再開	．．．．．	一六五
一、一般質問	．．．．．	一六五
一、休憩	．．．．．	一六八
一、再開	．．．．．	一六八
一、一般質問	．．．．．	一六八
田添辰郎君	．．．．．	一六八
大瀬総務課長	．．．．．	一六九
森企画課長	．．．．．	一七三
八板市長	．．．．．	一七五
一、休憩	．．．．．	一七八
一、再開	．．．．．	一七八
一、一般質問	．．．．．	一七八
一、休憩	．．．．．	一八一
一、再開	．．．．．	一八一
一、一般質問	．．．．．	一八一

生田直弘君	．．．．．	一八一
長野健康保険課長	．．．．．	一八二
森企画課長	．．．．．	一八三
八板市長	．．．．．	一八四
内学校教育課長	．．．．．	一八五
中里社会教育課長	．．．．．	一八六
大平教育長	．．．．．	一八七
松元地域支援課長	．．．．．	一八八
岩下経済観光課長	．．．．．	一九〇
中野農林水産課長	．．．．．	一九一
一、休憩	．．．．．	一九四
一、再開	．．．．．	一九四
一、閉会中の継続審査	．．．．．	一九四
一、市長挨拶	．．．．．	一九五
八板市長	．．．．．	一九五
一、議長閉会挨拶	．．．．．	一九六
永田議長	．．．．．	一九六
一、閉会	．．．．．	一九六

# 令和二年第三回西之表市議会定例会

## 一、会期日程

月	日	曜	種別	内 容
九・四	金	本会議	開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の一括上程、市長の所信表明並びに提案理由説明、議案審議（質疑・委員会付託）、決算特別委員会の設置及び構成・委員の選任・正副委員長互選結果報告、議案審議（質疑・委員会付託）、議員提出議案審議（質疑・委員会付託）省略・討論・表決、鹿兒島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙、請願・陳情の委員会付託	
五	土	休会		
六	日	休会		
七	月	休会		
八	火	委員会	付託案件審査 総務文教委員会	
九	水	委員会	付託案件審査 予算特別委員会	
十	木	委員会	付託案件審査 予算特別委員会	
十一	金	委員会	付託案件審査 産業厚生委員会	
十二	土	休会		

二十五

二十四	二十三	二十二	二十一	二十	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三
木	水	火	月	日	土	金	木	水	火	月	日
休 会	委 員 会	休 会	休 会	休 会	休 会	休 会	休 会	委 員 会	委 員 会	委 員 会	休 会
	各特別委員会・議会運営委員会・全員協議会							付託案件審査 決算特別委員会	付託案件審査 決算特別委員会	付託案件審査 決算特別委員会	

金	
委員会	本会議
付託案件審査 予算特別委員会	議案審議（総務文教委員長及び予算特別委員長報告・質疑・討論・表決、決算特別委員長報告・質疑・討論・表決）、請願・陳情審議（質疑・討論・表決）、議案三件追加上程、議案審議（質疑・委員会付託省略・討論・表決）、議案審議（委員会付託）

一、付議事件

番号	事 件 名	審議方法	結 果
議案第 五九号	西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	委員会付託	九月二十五日原案可決
議案第 六〇号	西之表市都市計画事業基金条例の制定について	委員会付託	九月二十五日原案可決
議案第 六一号	令和二年度西之表市一般会計補正予算（第六号）	委員会付託	九月二十五日原案可決
議案第 六二号	令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十五日原案可決
議案第 六三号	令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	九月二十五日原案可決
議案第 六四号	令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）	委員会付託	九月二十五日原案可決
議案第 六五号	令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十五日原案可決
議案第 六六号	令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十五日原案可決
議案第 六七号	令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）	委員会付託	九月二十五日原案可決
認定第 一号	令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月二十五日認 定
認定第 二号	令和元年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月二十五日認 定
認定第 三号	令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月二十五日認 定
認定第 四号	令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月二十五日認 定
認定第 五号	令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月二十五日認 定
認定第 六号	令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員会付託	九月二十五日認 定
認定第 七号	令和元年度西之表市水道事業会計決算認定について	委員会付託	九月二十五日認 定
報告第 一四号	令和元年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告について	即 決	九月 四 日 報 告
議案第 六八号	西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	即 決	九月 四 日原案可決

一、付議事件（追加分）

番 号	事 件 名	審議方法	結 果
議案第 六九号	西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	即 決	九月二十五日原案可決
議案第 七〇号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財 政の確保を求める意見書の提出について	即 決	九月二十五日原案可決
議案第 七一号	令和二年度西之表市一般会計補正予算（第七号）	委員会付託	九月二十五日原案可決

一、請願書・陳情書（新規分）

番号	事 件 名	提出者	結 果
請願第 二三号	西之表市ウミガメの繁殖促進及び生息環境保全等に関する条例制定を求める請願書	西之表市伊関一一一五番地 山本 伸司 他九名	九月二十五日継続審査

本  
会  
議  
第  
一  
号  
（  
九  
月  
四  
日  
）

# 本会議第一号（九月四日）（金）

## ◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一番 田添辰郎君  
二番 生田直弘君  
三番 橋口好文君  
四番 長野広美さん  
五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

## ◎欠席議員（〇名）

## ◎地方自治法第二百二十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	下川由喜さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	柳田さゆりさん
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和二年九月四日午前十時開会

△開 会

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより令和二年第三回西之表市議会定例会を開会いたします。

△開 議

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十五名であります。これより、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程第一号のとおりであります。

議事日程（第一号）

- 日程第一 会議録署名議員の指名
- 日程第二 会期の決定
- 日程第三 提出議案の一括上程
- 日程第四 市長の所信表明並びに提案理由説明
- 日程第五 議案第五九号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

日程第六 議案第六〇号 西之表市都市計画事業基金条例の制定について

日程第七 議案第六一号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第六号）

日程第八 議案第六二号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

日程第九 議案第六三号 令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）

日程第一〇 議案第六四号 令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）

日程第一一 議案第六五号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）

日程第一二 議案第六六号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）

日程第一三 議案第六七号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）

日程第一四 認定第一号 令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について

日程第一五 決算特別委員会の設置及び構成

日程第一六 決算特別委員会委員の選任

日程第一七 決算特別委員会正副委員長の互選結果報告

日程第一八 認定第二号 令和元年度西之表市国民健康保険特別

会計歳入歳出決算認定について

日程第一九 認定第三号 令和元年度西之表市交通災害共済事業

特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二〇 認定第四号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別

会計歳入歳出決算認定について

日程第二一 認定第五号 令和元年度西之表市介護保険特別会計

歳入歳出決算認定について

日程第二二 認定第六号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保

険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第二三 認定第七号 令和元年度西之表市水道事業会計決算

認定について

日程第二四 報告第一四号 令和元年度公益社団法人西之表市農業

振興公社経営状況報告について

日程第二五 議案第六八号 西之表市議会会議規則の一部を改正す

る規則の制定について

日程第二六 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

日程第二七 請願・陳情の委員会付託

#### △会議録署名議員の指名

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第八十八条の規定により、

一 一番議員田添辰郎君、一二番議員生田直弘君を指名いたします。

#### △会期の決定

○議長（永田 章君） 次は、日程第二、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

去る九月一日開催の議会運営委員会の決定のとおり、今定例会の会期は本日から九月二十九日までの二十六日間とし、配付してある日程表のとおりしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から九月二十九日までの二十六日間とし、配付してある日程表のとおり決定いたしました。

#### △提出議案の一括上程

○議長（永田 章君） 次は、日程第三、提出議案の一括上程であります。

議案第五九号から議案第六七号まで及び認定第一号から認定第七号並びに報告第一四号を一括して上程いたします。

#### △市長の所信表明並びに提案理由説明

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、市長に所信表明並びに提案理由の説明を求めます。

「市長 八板俊輔君登壇」

○市長（八板俊輔君） おはようございます。

本日、ここに令和二年第三回西之表市議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位には御出席くださいます。誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症への対応が続く中、中央では政権交代への動きが慌ただしくなっております。地方自治の責任を負う者として、しっかりと住民目線に立ち、福祉の向上を目指してまいります。議員各位とも意見を交わし、責任を果たしたいと考えます。

猛烈な台風が近づきつつあり、庁内でも土のうづくり等の準備を進めており、本日の会議終了後には、避難所開設準備など対策会議を開催する予定であります。

一方、新型コロナウイルス感染症に関しては、種子島ではまだ感染者の確認はありませんが、いつ発生してもおかしくありません。災害に、感染症対策に、非常時に備え、万全を期してまいります。

それでは、まず、第二回定例会以降の主な市の状況について御報告をいたします。

初めに、農業・畜産業の状況についてであります。

新型コロナウイルスの影響については、五月の緊急事態宣言解除後に消費

の拡大が徐々に進んでいるものの、感染拡大前と比較すると、特に外食産業で使用される農産物や畜産物で販売価格の低下が続いております。

このような中、農家の経営安定・経営継続への支援を目的に、国の事業である高収益作物次期作支援交付金及び経営継続補助金の積極的な活用に関係機関一体となって取り組んでおります。

また、多大な影響を受けたお茶につきましては、国の事業と併せ、六月議会で承認された市単独事業、茶生産持続化支援事業により、次年産の面積確保につなげることができました。

基幹作物の生育状況につきましては、まず、さとうきびですが、これまでのところ順調に生育しております。生産者の協力により作付面積の拡大が得られ、収穫見込面積が五百八十二ヘクタールと、前年度よりおよそ三十ヘクタール増加しており、生産量の増加が期待されているところであります。

さつまいもにつきましては、でん粉用・青果用とも長雨による日照不足、あるいは基腐病発生等による収量、品質への影響が心配されますが、今後の適期管理及び天候回復の効果に期待したいと思っております。

畜産におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、八月子牛セリ市の平均価格が雌で五十六万四千九百五十八円、昨年同月対比六万二千六百六十円減、去勢で五十八万一千円、前年同月対比十五万六千四百六十円減と、昨年同時期より価格が下がっており、

畜産農家の経営が憂慮されます。

また、農家の目標ともなる共進会につきましては、毎年実施される県畜産共進会及び県ホルスタイン共進会が中止となり、それに伴い熊毛地区共進会及び市共進会も中止となっております。こうした先行き不透明な環境の中で、農家の皆様の状況等をしつかり見据えながら施策を講じてまいります。

次に、商工業や観光、交流事業の状況について御報告をいたします。

七月十五日、新型コロナウイルス禍により売上が減少している市内の中小事業者等を支援するため、事業持続化支援金事業の受付を始めました。これは、前年度との減収額を基準に上限三十万円を支給するもので、商工会を窓口に関九月三十日まで申請を受け付けております。

七月中旬には市民生活の支援及び地域経済を活性化するため、市内で利用できる商品券たねがしまるチケットを一人当たり五千円分発行し、全世帯に配布しております。また、感染防止の観点から八月八日、市内の商工業者等を対象に消毒講習会を開催しました。

今年、第五十一回鉄砲まつりは、新型コロナウイルス禍により中止をいたしました。が、鉄砲伝来に臨み国産化の偉業を成し遂げた種子島時堯公の遺徳をしのび、八月二十三日、御坊墓地及び時堯公銅像前において、墓前祭及び献花を執り行いました。

日葡修好百六十周年に当たり、八月下旬から九月十九日までポルトガルリスボンで、在ポルトガル日本大使館の主催による日本映

画特集二〇二〇が開催されています。

この中で、九月十八、十九日の二日間、種子島を舞台にした映画「ライフ・オン・ザ・ロングボード・セカンドウェーブ」が上映されます。本市は、ポルトガル語の字幕付きのブルーレイディスクを製作し、日本、ポルトガル両国の大使館と姉妹都市のヴィラ・ド・ビスポ市に贈呈をいたしました。世界に向けてサーフィンの聖地種子島の魅力を多くの人々に知っていただきたいと思っております。

本年は、新型コロナウイルス禍の影響で多くの行事が見送られております。感染症との戦いを乗り越えて、市民の皆様とともに新たな日常を構築したいと考えております。そのために各種施策を展開してまいりますので、市民の皆様並びに議員各位の御協力をよろしくお願いいたします。

馬毛島の状況についても御報告いたします。

去る八月六日、馬毛島体験学習を実施しました。参加した子どもたちは、島が育んできた自然や独特の雰囲気につき魅力を感じました。これまで三回の活動を通じ、この島が教育・観光面で十分活用できることを再確認したところであります。

翌七日には、防衛副大臣の来訪があり、馬毛島における施設整備について説明を受けました。体験学習をした前日とは打って変わって、軍事基地整備の案について説明を受けました。

長年、翻弄されてきたこの島の行く末について、歴史・文化を受け継ぐ我々は、未来を生きる子どもたちのためにも最善の選択をし

なければなりません。先祖や先輩から引き継いだ大切な宝である馬毛島をしっかりと守り、次代に伝えていく決意をこれまで以上に固くしたところがあります。

防衛省からの説明内容につきましては、その疑問点等を整理し、防衛省に回答を求めています。

それでは、主な議案について御説明いたします。

議案第五九号は、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行政手続関連法令の一部施行に伴い通知カードが廃止されたため、所要の改正を行うものであります。

議案第六〇号は、西之表市都市計画事業基金条例の制定についてであります。地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づく基金を設置し、都市計画税を適正に管理・運用することにより、都市計画事業の円滑な推進を図るため条例を制定しようとするものであります。

議案第六一号から議案第六七号は、一般会計及び特別会計等の補正予算であります。

議案第六一号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第六号）について御説明いたします。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の二分三厘三億七千八百七十二万一千円や普通交付税が確定したことに伴い九千四百四十五万一千円を追加しております。また、令和元年度決算に伴う収支の確定により、繰越金に七千三百八万六千円を

追加しております。

歳出は、児童福祉費、商工費、教育総務費、小中学校費などを中心に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として四億五千八百三十四万三千円を追加し対応しております。

次に、認定第一号から認定第七号までは、令和元年度一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算認定であります。

令和元年度一般会計及び特別会計の収支状況は、歳入決算額百五十四億一千七百三十七万八千六百五十八円、歳出百五十一億八千九百八十一万七千八百二十二円で、歳入歳出差引額は二億二千七百五十六万八千三百三十六円、翌年度へ繰り越すべき財源七百二十三万五千円を控除した実質収支額は二億二千三十二万五千八百三十六円となりました。

一般会計の収支状況は、歳入決算額百六億四千七百六万六千三百八十四円、歳出決算額百五億三千六百七十四万五千七百七円、翌年度に繰り越すべき財源七百二十三万五千円を控除した実質収支額は一億三百八万六千二百七十七円となり、実質収支は黒字であります。

前年度の決算額に対しまして、歳入は三・三二％、歳出は一・五一％それぞれ減となりました。

特別会計では、歳入決算額四十七億七千三十一万二千二百七十四円、歳出決算額四十六億五千三百七十七万二千七百五十四円、歳入歳出差引額は一億一千七百二十三万九千五百五十九円となり、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支額も同額となりました。

前年度の決算額に対しまして、歳入は〇・三二％、歳出は二・〇六％それぞれ増となりました。

なお、普通会計における経常収支比率は、九二・〇で対前年度比一・五ポイント減少しております。健全化指標は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率がゼロ、いわゆる黒字であります。実質公債費比率の三か年平均は九・八で、対前年度比〇・四％の増加、将来負担比率は二二・八で、対前年度比二三・一ポイント減少しております。

財政の健全化は保たれており、各指標はおおむね減少傾向にあります。今後とも財政の健全さを損なうことのないよう細心の注意を払ってまいります。

報告第一四号は、令和元年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてであります。地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により報告するものであります。

以上、議案九件、認定七件、報告一件合計十七件であります。

提案いたしました議案及び認定につきまして、議員各位の御審議をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 市長の所信表明並びに提案理由の説明は終わりました。

#### △議案審議

○議長（永田 章君） それでは、これより議案審議を行います。

#### △議案第五九号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 初めに、日程第五、議案第五九号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 川畑利昭君〕

○市民生活課長（川畑利昭君） 議案第五九号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議案書の一ページをお開きください。併せて、新旧対照表をお開きください。

本案は、西之表市手数料条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

提案理由としまして、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、通知カードが廃止されたため、所要の改正を行うものであります。

平成二十七年に交付された個人番号通知カードが令和二年五月二十五日をもって廃止されたことにより、手数料条例の通知カードの再発行人手数料を削除するというものであります。

西之表市手数料条例の一部を次のように改正します。

別表第一中、十二、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第七条第一項に規定する通知カードの再交付一件につき五百円、十三、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードの再発行一件につき八百円を、十二を削除し、十三、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の後に、平成二十五年法律第二十七号を加えるに改めるものです。

附則としまして、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

#### △議案第六〇号 西之表市都市計画事業基金条例の制定について

て

○議長（永田 章君） 次は、日程第六、議案第六〇号、西之表市

都市計画事業基金条例の制定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

議案書の三ページをお開きください。

本案は、西之表市都市計画事業基金条例の制定についてであります。

都市計画税につきましては、都市計画法に基づく都市計画事業の資金に充てるため徴収をしております。近年、この資金充當に對し、未充當額が生じたことから、用途を限定した基金に積み、適正に管理運用するため、本条例を制定しようとするものでございます。

西之表市都市計画事業基金条例を次のように定める。

条例の内容について御説明いたします。

第一条は、設置の目的についてであります。都市計画法に基づき、都市計画事業の円滑な推進を図るため基金を設置する。

第二条は、基金の積立てについて定めてございます。積み立てる額は都市計画税徴収額のうち、事業に要した費用の残額とする。

第三条は、基金の管理について定めています。第一項は、基金に属する現金は金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法で保管することを、第二項では、第一項の規定にかかわらず、最も確実かつ有利な有価証券として保管できることを定めています。

第四条は、運用益金の処理について、第五条は、繰替運用について定めてございます。

第六条は、基金の処分について定めております。基金を処分でき

る場合として、事業に要するときのみ処分できると定めています。

第七条は、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は市長が定めるとしております。

附則といたしまして、この条例は令和三年四月一日から施行する。

以上、説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「一四番 長野広美さん」

○一四番（長野広美さん） いま一度、課長のほうの説明で、なぜ今回設置になったのか、至ったのかという理由の御説明をいま一度お願いしたいのが一点です。

また、それから都市計画そのものの、この基金の年間のおよそどれぐらいの基金の金額を積み立てる計画なのか、何年後にどれぐらいという規模がある程度見通しているものなのか、それが二点目です。

最後の三点目はですね、都市計画事業そのものは非常に多岐にわたりました、これは実質、都市計画事業といったものが所管で決めるものなのか。例えば市長がずっと言っておられるまちづくりといった観点も入ってまいります、いわゆるその都市計画事業と言われているものに限定するものなのか、そこら辺がもし線引きがあればちよつと教えていただきたいと思えます。

○財産監理課長（奥村裕昭君） お答えいたします。

まず、このタイミングで基金を創設ということについて御説明申

し上げます。

議員も御承知のとおり、都市計画税につきましては、土地家屋の評価額の〇・一％を現在徴収しておるわけですが、目的税として、平成二十九年度までは都市計画法第五十九条の許可、または承認を受けた事業に係る事業を行ったときの地方債の元利償還金に全額充ててまいりました。平成三十年度の元利償還金から返還について未充当が生じてきているところです。

令和三年度には、起債の償還が完了し、全て未充当となることが分かっておりますので、これまでは財政調整基金のほうで管理をしてまいりましたけれども、差し当たり充当先がないのであれば、基金条例を制定して後年以降の都市計画事業に充当するため、基金の中で、別で管理をしようということになってるところでございます。

それから、基金の未充当の状況でございますけれども、この条例が制定されると可決をするということを想定して予算の中で御説明しようと思っておりますけれども、まず、平成三十年度につきましては、未充当については九百七十四万五千円、令和元年度につきましては一千三百三十九万六千円ということで、合わせて二千三百四万一千円ということで、まず基金に今回繰り入れることになりました。

その後につきましては、予算上との話になりますけれども、令和二年、それから令和三年度につきましては二千二百九十四万九千円

ということを想定してございます。

私からは以上でございます。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 都市計画事業に関しまして、御説明いたします。

都市計画事業のうち五十九条、いわゆる都市計画決定を行った都市施設について適用されるものでございます。都市計画施設と申しますと、西之表市で申し上げますと、道路、公園、墓地、都市下水道、市場、火葬場ということで都市計画決定されておりまして、道路に関しましては都市計画マスタープランで整備の方針を示しておりますのが、仮称街路洲之崎線がございます。

そのほかに都市下水道の整備や公園整備について、マスタープラン上では整備の方針を示しておりますので、今後この整備を進めていくための基金設置でございまして、仮称洲之崎線におきましては、まだ都市計画決定されておりませんので、これについては都市計画決定の手続を踏んだ上での事業認可の申請となります。

以上です。

○議長（永田 章君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は総務文教委員会に付託いたします。

△議案第六一号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第六号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第七、議案第六一号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第六号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第六一号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第六号）であります。

別冊の予算書条文を御覧ください。また、参考でお配りしております財務係が作成した詳細説明についても御覧いただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額について、歳入歳出それぞれ五億四千二百九十六万円を追加し、歳入歳出それぞれ百二十九億五百六十九万一千円とするものであります。

五ページをお開きください。

第二条、地方債補正は変更五件であります。

まず上から、臨時財政対策債は発行可能額の確定に伴う変更であります。次に、辺地対策事業並びに過疎対策事業は、県による起債額の調整によるものでございます。その下、緊急防災・減災事業は、県道の事業費確定に伴い負担金に増額が生じたため、これに対応し

ようとするものでございます。その下、緊急自然災害防止対策事業は、沖ヶ浜田地区水路整備事業に充当するため増額しています。

それでは、詳細について、目の金額の大きいものや特徴的なものについて歳出から御説明いたします。

一三ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、十目財産管理費、二十四節積立金に六千七百七十四千円を追加しております。説明欄にありますように、財政調整基金へ四千三百九十三万三千円、その下に、新たに創設を予定しております西之表市都市計画事業基金へ二千三百十四万一千円それぞれ計上を予定しております。

一五ページをお開きください。中ほどになります。

三款民生費、一項社会福祉費、六目介護保険事業費に三千三百三十四万八千円を追加しております。主なものといたしまして、十二節委託料五百一十六千円。こちらは、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新規事業のウィズコロナで元気度アップポイント事業に対応しています。

次に、十八節負担金補助及び交付金五百二十九万五千円。こちらは、新規事業であります地域介護・福祉空間整備等施設整備事業に対応しております。

次に、二十七節繰出金一千八百四十万五千円、こちらは介護保険特別会計の繰出金で、主なものは低所得者の保険料軽減強化などに増額するものでございます。

一六ページをお開きください。

三款民生費、二項児童福祉費、一目児童福祉総務費に四千二百二十七千円を追加しております。主なものは、十八節負担金補助及び交付金七百五十万円。こちらは新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止や施設利用者の支援のため、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止の備品購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発を行う事業所に対し、補助を行うものでございます。

その下、十九節扶助費三千三百七十七万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新規事業で、子育て世帯支援給付金支給事業や新生児臨時特別定額給付金事業に対応しており、子育て世帯に対する経済的負担を軽減させるため、給付金を支給しようとするものです。

一八ページをお開きください。一番下になります。

七款商工費、一項商工費、二目商工振興費に一億一千三百九万六千円を追加しております。

一九ページを御覧ください。主なものは、十八節負担金補助及び交付金九千六百三十万三千円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した商工振興関連事業に対応しております。続きまして、その下、七款商工費、一項商工費、四目観光費に一千百五十七万五千円追加しております。主なものは、十二節委託料

二千万円で、観光庁実証事業補助金を活用した新規事業でありますウェルネスツーリズム推進事業に対応しております。

二一ページをお開きください。下段になります。

十款教育費、一項教育総務費、三目教育振興費に一億一千九百九十四万八千円追加しております。主なものは、十七節備品購入費一億二千九万三千円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び公立学校情報機器整備費補助金を活用し、市内の小中学校児童生徒に、一人一台の情報端末を整備しようとするものです。

続いて、その下になります。

十款教育費、一項教育総務費、六目学校給食センター運営費に七千五百三十六万九千円追加しております。主なものは、十四節工事請負費七千三百三十六万九千円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食センターに空調設備を整備しようとするものでございます。

二二ページをお開きください。一番上になります。

十款教育費、二項小学校費、一目学校管理費に三千二百七十七万八千円追加しております。主なものといたしまして、十節需用費五百三十一万八千円と十七節備品購入費六百三十三万円、この二つにつきましては、文部科学省の補助金と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、小学校再開に伴う感染症対策支援事業に対応しており、十四節工事請負費二千百十五万円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したコロナ感染症対策に伴う小学校施設内の換気対策事業に対応してございます。

その下になります。

十款教育費、二項中学校費、一目学校管理費に一千五十万六千円追加しております。主なものは、十四節工事請負費八百四十四万四千元で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したコロナ感染症対策に伴う中学校施設内の換気対策事業に対応しております。

その下になります。

十款教育費、四項社会教育費、一目社会教育総務費に一千五十万五千元追加しております。主なものは、二三ページ上から二つ目、十四節工事請負費七百八万三千円で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、市民会館におけるオンライン会議等スペース整備事業や青少年ホームのサッシ窓改修に対応してございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。

八ページをお開きください。上から二段目になります。

一款市税、四項市たばこ税、一目市たばこ税は一千七百五十八万三千元減額しております。こちらは、たばこの売渡し本数の減によるものでございます。

一つ飛ばしまして、九款地方交付税、一項地方交付税、一目地方交付税は九千四百四十五万一千円増額しています。こちらは、令和二年度の普通交付税が確定したことによるものでございます。

九ページをお開きください。中ほどになります。

十三款国庫支出金、二項国庫補助金、三目教育費国庫補助金は四

千三百五万三千円の増額です。主なものは、九節公立文教施設整備費補助金三千六百七十七万四千円で、先ほど歳出で説明をいたしました市内の小中学校児童生徒に一人一台の情報端末を整備しようとする事業に対応するものでございます。

その下、十三款国庫支出金、二項国庫補助金、四目商工費国庫補助金は二千万円の増額です。こちらは、一節商工費補助金二千万円で、歳出で御説明をいたしましたウェルネスツーリズム推進事業に対応しております。

その下になります。

十三款国庫支出金、二項国庫補助金、五目総務費国庫補助金は三億八千七百六十九万九千円の増額です。主なものは、一節総務費補助金、説明欄の一番下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金三億七千八百七十二万一千円で、交付金の第二次分となっております。

一一ページをお開きください。中ほどになります。

十八款繰越金、一項繰越金、一目繰越金に七千三百八万六千円増額しております。前年度繰越金の確定によるものでございます。

一つ飛ばしまして、その下になります。

二十款市債、一項市債、三目辺地債及び四目の過疎債、それぞれ六千七百九十万円と三千四百七十万円減額しております。こちらは県による起債額調整によるものでございます。

説明は以上です。

○議長（永田 章君） 予算特別委員会は、議長を除く十四名の議員で構成をされておりますので、質疑は省略いたします。

本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六二号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第八、議案第六二号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千三百三十七万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億五千六百三万五千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明します。

予算書六ページをお開きください。

六款一項基金積立金、一目準備積立金一千八百九十五万七千円の追加は、令和元年度決算確定に伴う前年度繰越金の半額を基金に積

み立てようとするものです。

次に、歳入について御説明します。

予算書五ページをお開きください。

一款、一項国民健康保険税、一目一般被保険者国民健康保険税五百七十一万三千円の減額は、七月に行った国民健康保険税の本算定に伴う補正です。

七款、一項繰越金三千七百四十三万三千円の追加は、令和元年度決算確定による前年度繰越金の補正です。

八款諸収入、三項雑入百六十五万三千円の追加は、退職被保険者の過年度診療分医療費等の精算返納金がその主なものとなります。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六三号 令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会

計補正予算（第一号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第九、議案第六三号、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 川畑利昭君〕

○市民生活課長（川畑利昭君） 議案第六三号は、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）であります。

条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百二十八万二千元とするものであります。

補正の主なものについて、歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

一款事業費、一項事業費、一目事業費の十一節役務費のうち、公金事務取扱手数料に七千円の増。四款事業費、一項予備費、一目予備費に四万三千元を追加し、予算調整をしております。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

三款繰越金、一項繰越金、一目繰越金、一節繰越金は前年度決算に基づく繰越金で五万円を増額し、五万一千円とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十一時頃より再開いたします。

午前十時四十三分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案審議を続行いたします。

△議案第六四号 令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計補

正予算(第一号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第一〇、議案第六四号、令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長(中野賢二君) 議案第六四号、令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算(第一号)について、条文を御覧ください。御説明いたします。

今回の補正予算は、前年度繰越金の確定に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七万九千円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。

西之表市地方卸売市場特別会計補正予算及び予算に関する説明書を御覧ください。

六ページをお願いいたします。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費について、令和元年度決算繰越金の確定に伴い、二十四節積立金の地方卸売市場基金に一万一千円増額、二十七節繰出金の一般会計繰出金に一万円増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお願いいたします。

三款繰越金、一項繰越金、一目繰越金二万一千円の増額は、前年度繰越金の確定に伴う補正であります。この結果、令和二年度末現在の市場基金額は三百六十一万三千円となる見込みであります。

以上、議案第六四号の説明を終わらせていただきます。

○議長(永田 章君) 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六五号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予

算(第二号)

○議長(永田 章君) 次は、日程第一一、議案第六五号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔高齢者支援課長 下川昭代さん〕

○高齢者支援課長(下川昭代さん) 御説明いたします。

本案は、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算(第二号)であります。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千六百二十八万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億二千八百八十一万六千円とするものであります。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明いたします。

予算書九ページをお開きください。下から二段目になります。

四款、一項基金積立金、一目準備積立金の二千六百五十七万円の追加は、本補正予算の財源調整によるものです。

その下、七款諸支出金、一項償還金及び還付加算金、三目償還金三千十六万七千円の追加は、前年度実績確定により国、県の負担金を精算返納するものです。

一〇ページを御覧ください。

同款、二項繰入金九百三十五万六千円の追加は、前年度実績確定により一般会計へ返納するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

一款、一項介護保険料、一目第一号被保険者保険料九百九十万四千円の減額は、保険料の本賦課によるものです。

一つ飛ばしまして上から三段目、四款の支払基金交付金につきましては、前年度の実績確定に伴う介護給付費の追加交付二百四十八万円の増額と地域支援事業費の精算返納金二百四十七万四千円を現年度交付金に充当し、減額とするものでございます。

最下段の七款、一項一般会計繰入金のうち、四目低所得者保険料軽減繰入金一千八百三十七万三千円の追加は、第一号被保険者保険料の第一段階から第三段階までの軽減措置の拡充分について、国、県の補填分も含めた額を一般会計から繰入れするものです。

六ページをお開きください。

八款、一項繰越金五千七百六十八万円の追加は、前年度繰越金の確定による補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

△議案第六六号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、議案第六六号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

本案は、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）です。

予算書条文を御覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千七百四十二万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億四千二百四十八万円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳出から御説明します。  
予算書六ページをお開きください。

二款、一項、一目後期高齢者医療広域連合納付金一千七百三十四万九千円の追加は、保険料の本賦課及び前年度精算額の確定に伴い、納付金の額を補正するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書五ページをお開きください。

一款、一項後期高齢者医療保険料一千六百二十六万二千円の追加は、七月に行った後期高齢者医療保険料の本賦課に伴う補正です。

四款、一項、一目繰越金百六万一千円の追加は、令和元年度決算確定による前年度繰越金の補正でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

#### △議案第六七号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算

（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、議案第六七号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔水道課長 高橋英樹君〕

○水道課長（高橋英樹君） 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について御説明いたします。

予算書一ページ目をお開きください。

第二条は収益的収入及び支出の補正です。収入の第一款事業収益

を二万二千円増額して四億八千三百九十二万九千円に、支出の第一款事業費を十万円増額して四億七千三百八十五万二千円に改めるものです。

内容につきましては、一五ページをお開きください。

収益的収入及び支出の執行計画書です。

収入の第一款事業収益、二項営業外収益、二目他会計補助金二万二千円は一般会計補助金で、基礎年金に係る公的負担に既往する経費を計上しております。支出の第一款事業費、一項営業費用、五目総係費十万円は法定福利費で、職員共済組合負担金を計上しております。

一ページにお戻りください。

第三条は資本的収入及び支出です。

資本的収入の負担金を百十五万二千円増額して四千七十万三千円とするものです。資本的支出は、建設改良費百五十万七千円増額して二億九千二百七万九千円とするものです。

収入に対して不足する額について、一ページ中ほど後半からの不足する額二億五千五百七十六千円は、過年度分損益勘定留保資金二億三千九百二十七万七千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額一千二百二十九万九千円で補填するものとすると改めます。内容につきましては、一六ページをお開きください。

資本的収入及び支出の執行計画書です。

収入の第一款資本的収入、二項負担金、一目工事負担金百十五万

二千円は、県道伊関国上西之表港線配水管布設工事に伴う工事負担金を計上しています。支出の第一款資本的支出、一項建設改良費、二目営業設備費百五十万七千円はソフトウエアで、コンビニ収納及びキャッシュレス決済のための水道料金システム開示費を計上しています。

二ページにお戻りください。

第四条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費を十万円増額して九千二百九十一万八千円に改めるものです。

第五条は、他会計からの補助金で、一般会計補助金を二万二千円増額して一千五百五十一万円に改めるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 本案は予算特別委員会に付託いたします。

#### △認定第一号 令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定

について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、認定第一号、令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、議会の認定に付すものであります。

分かりやすいように、監査の意見書を使用させていただきまして報告をまいります。お手元の令和元年度西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書を御覧ください。

二ページをお開きください。

一般会計の総括について御説明いたします。

一般会計歳入決算額は百六億四千七百六万六千三百八十四円、一般会計歳出決算額は百五億三千六百七十四万五千七百七円、歳入歳出の差引きであります形式収支は一億一千三十二万二千二百七十七円で、翌年度へ繰り越すべき財源七百二十三万五千円を控除した実質収支額は一億三百八万六千二百七十七円となりました。

次に、財政指標の主なものについて御説明いたします。

四ページをお開きください。

財政力の強弱を測定する方法として通常用いられる財政力指数は、令和元年度は〇・二七となり、前年度と同じ値です。

財政構造の弾力性を測定する方法として用いられる経常収支比率は、令和元年度は九二・〇で、前年度と比較いたしますと一・五ポイント減少いたしました。依然として財政の硬直化が見られていません。

続いて、歳入について御説明いたします。六ページをお開きください。

下段の表中、令和元年度調定額百八億九千二百七十九万二千六百十七円に対し、収入済額百六億四千七百六万六千三百八十四円で、収入率は九七・七％となりました。なお、不納欠損額は五百十九万千六百四十二円、収入未済額は二億四千五十三万四千四百四十一円であります。

前年度と比較しますと、調定額で三億一千五百九十九万九千七百六十五円、二・八％、収入済額で三億六千五百三十四万七千四百四十六円、三・三％の減となっております。

続いて、一〇ページをお開きください。

市税全区分の収納状況についてでございます。

現年度課税分の収納率が九九・一％、滞納繰越分の収納率が二三・〇％、合計で九六・五％、対前年度比一・〇ポイントの増でございます。

一一ページから一三ページにかけては、譲与税、交付金等の状況であります。主なものを御説明してまいります。

一二ページをお開きください。

一番上の段、第六款地方消費税交付金は、収入済額二億六千九百五十二万六千円、前年度と比べ一億六千六百六十九千円、五・八％の減となっております。

続いて、一三ページの一番上の段を御覧ください。

最も構成比の高い地方交付税について御説明いたします。

歳入総額の四〇・五％を占め、収入済額は四十三億七百四十八万

五千円で、前年度と比べ九千二百三十三万九千円、二・二％の増となりました。

一四ページをお開きください。

第十一款分担金及び負担金は、調定額の減に応じて収入済額も減となっております。

第十二款使用料及び手数料は、調定額に対する収入済額が九五・七％となり、収入率としては〇・五％減少、収入済額では三百四十八万七千四百二十八円、二・〇％減となっております。主な要因は、公営住宅使用料と一般廃棄物処理手数料の減少によるものです。

第十三款国庫支出金については、収入済額が十四億六千七百五十五万三千四百二十五円で、前年度より九千二百三十二万九千百十六円、六・七％増となっております。主な要因は、社会資本整備総合交付金の増によるものでございます。

また、一五ページの第十四款県支出金は、収入済額で八億五千四百六十五万五千五百六十円、前年度より四千六十五万八千六百二十円、四・五％減となっております。主な要因は、地域振興推進事業補助金の減額によるものです。

第十六款寄附金については、前年度より九千五百三十九万六千七百円、一五四・一％の増となっておりますが、主な要因といたしましては、ふるさと応援寄附金の増加であります。

一六ページをお開きください。

第十七款繰入金は四億九千三百三十六万三千四百円、前年比一億

八百七十八万二千五百七十円となり、二八・三%の増となっております。減債基金からの繰入金が主なものであります。

その下になります繰越金についてです。

令和元年度は三億一千四百六万五千九百七十二円で、前年度と比べ四千百十五万六千九百九十九円、一五・一%の増となっております。

一七ページを御覧ください。

第二十款市債は七億四千五百五十八万九千九百九十九円、前年度と比較して七億七千八百四十六万三千三百九十九円、五一・一%の減となっております。主な要因は、平成三十年度繰越事業として実施いたしました防災行政無線デジタル化設置事業などによるものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

一八ページをお開きください。

令和元年度予算現額百九億三千五百九十七万五千円に対し、支出済額は百五億三千六百七十四万五千七百七十九円、執行率は九六・三%、翌年度への繰越額が二億七千七百九十四万九千九百九十九円、不用額は一億二千二百二十八万八千九百九十三円でございます。

一九ページを御覧ください。

歳出を款別に比較いたしますと、金額で大きいものは、総務費、民生費、公債費であります。主なものを前年度との比較で御説明いたします。

総務費では約四億二千六百万円増えております。主な要因といたしましては、基金積立金の増額によるものです。

次に、民生費においては約一千六百万円増えております。主な要因といたしましては、教育・保育給付費などの扶助費の増によるものです。

次に、公債費については六千八百五十六万七千二百二十四円増えております。主な要因は、地方債償還元金が八千九十万六千九百九十九円増加し、利子で一千二百三十三万八千九百六十八円減少したことによるものです。公債費については歳出総額に占める割合が増加しているため、今後も公債費の管理については十分留意が必要な状況です。

財政状況は、経年比較いたしますと、悪化こそはしていないものの単純に改善しつつあると楽観視できる状況にはございません。これは、近年行った大型事業による元金の償還開始や今後増大が予想される公共施設等社会資本の再整備など注意すべき課題が多いからでございます。これらを踏まえ、長期展望に立った財政運営に、引き続き、財政の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

○議長（永田 章君） 「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

△決算特別委員会の設置及び構成

○議長（永田 章君） ここで、日程第一五、決算特別委員会の設

置及び構成についてお諮りいたします。

本決算認定につきましては、各常任委員会から三名ないし四名の計七名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、認定第一号、令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定については、七名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

#### △決算特別委員会委員の選任

○議長（永田 章君） 次に、日程第一六、決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第八条第一項の規定により、議長が指名をいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員に、総務文教委員会から下川和博議員、和田香穂里議員、田添辰郎議員の三名、産業厚生委員会から小倉初男議員、鮫島市憲議員、橋口好文議員、橋口美幸議員の四名、以上七名の諸君を指名いたします。

ここで、委員会開催のためしばらく休憩をいたします。

決算特別委員会は直ちに委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

本会議再開時刻については、庁内放送等でお知らせをいたします。休憩に入ります。

午前十一時二十二分休憩

午前十一時三十八分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

#### △決算特別委員会正副委員長の互選結果報告

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、決算特別委員会正副委員長の互選結果を報告いたします。

決算特別委員長に田添辰郎君、同副委員長に鮫島市憲君、以上のとおり決定をいたしました。よろしくお願いをいたします。

#### △認定第二号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計歳入

##### 歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一八、認定第二号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の六ページをお開きください。

本案は、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものでございます。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書でさせていただきます。

審査意見書の二七ページをお開きください。上の表になります。

本会計の令和元年度決算は、収入済額が二十三億三千二百二十三万七千九百十九円、支出済額が二十二億七千三百九十一万八千二百五十八円、実質収支額は五千八百三十一万九千六百六十一となりました。

次に、歳入について御説明いたします。下の表になります。

令和元年度の調定額は二十三億九千八百八十六万七千七百十二円、これに対し、収入済額は二十三億三千二百二十三万七千九百十九円で、収入率は九七・二％でございました。

不能欠損額は二百五十七万二千二百八十五円、収入未済額は六千四百五十七千八百円でございます。

二八ページをお開きください。上の表になります。

歳入の主なもの、上から四行目の県支出金が十五億八千四百七十五万五千五百二十五円で、構成比が六八％、一行目の国民健康保険税が三億八千二百七十万五千五百五十八円で、構成比が一六・四％、下から四行目の繰入金が二億二千九百九千五百五十七円で、構成比

が九・五％、その下の行、繰越金が一億三千五百二十万一千三百三十八円で、構成比が五・八％となっております、これらを合わせますと歳入決算額の九九・七％を占めております。

下の表を御覧ください。

前年度との比較では、歳入合計で二千四百五十七万五千六百六十七円、一・一％増加しています。減少の主なものは一項目の国民健康保険税三千七百七十九万七千九百五十九円の減、増加の主なものとは下から三行目の繰越金五千八百三十三万三千四百七十四円の増です。

国民健康保険税につきましては、調定額自体も減少しており、世帯数や被保険者数の減少、課税所得の減少が要因として考えられます。繰越金については、平成三十年度の収支を反映しており、平成三十年度の制度改正に伴う国の公費拡充や保険税負担に関する激変緩和などが要因でございます。

続いて、歳出について御説明いたします。

三〇ページをお開きください。上の表になります。

令和元年度の支出済額は二十二億七千三百九十一万八千二百五十八円で、予算現額に対する執行率は九七・七％、不用額は五千二百八十一万三千七百四十二円でございます。

下の表を御覧ください。

歳出の主なもの、上から二行目の保険給付費が十五億一千八百一万六千二百二十二円で、構成比が六六・七％、上から七行目の国民健康保険事業費納付金が五億五千四万三千九百三十七円で、構成比が

二四・二%となっており、これらを合わせますと、決算額の九〇・九を占めております。

前年度との比較では、歳出合計で一億百四十五万七千四百四十四円、四・七%増加しております。増加の主なもの、上から二行目の保険給付費三千百三十九万二千六百四十六円の増、下から五行目の基金積立金二千九百十五万二千円の増、上から七行目の国民健康保険事業費納付金二千三十三万五千八百九十五円の増、下から三行目の諸支出金一千五百二十七万九千三百五十三円の増となっております。

最後に、基金について御説明します。四四ページをお開きください。

表の下から五行目、国民健康保険基金になります。令和元年度は平成三十年度の決算剰余金のおおむね半額、六千七百六十万一千円を積み立て、年度末現在高は一億二千八百四十九万五千円となっております。

二七ページにお戻りください。

令和元年度の実質収支額は約五千八百万円となり、前年度と比較いたしますと約七千七百万円減少しております。短期的な比較でございますので、この数値のみをもって判断することはできませんが、今後も減少が長く続くような場合は収支改善の手当も必要となってくるかと思えます。

今後におきましても市民の健康と生活を守る根幹の保険制度として、安定した事業の運営に引き続き努めてまいりたいと考えており

ます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第三号 令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計  
歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一九、認定第三号、令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔市民生活課長 川畑利昭君〕

○市民生活課長（川畑利昭君） 御説明いたします。

議案書の七ページを御覧ください。

認定第三号は、令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付して議会の認定に付するものです。

お手元の令和元年度西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状

況審査意見書にて御説明をさせていただきたいと思っております。

三三ページから三五ページをお開きください。

まず、三三ページなのですが、本会計の決算額は、歳入歳出予算の総額二百二十五万九千円に対し、歳入決算総額二百二十六万二千八百十三円、歳出決算総額二百二十万八千三百八十一円で、歳入歳出差引額五万一千九百二円は全額翌年度へ繰り越しております。

歳入の主なものについては、共済会費収入百六十一万九千四百円で、歳入全体の七一・六四％を占めております。共済会費収入が対前年度比六十四万五百円、人数に換算しますと二百三十五人分が減少している理由として、新型コロナウイルスの影響で、例年各地域において会費集金、徴収により納付されていたもの及び直接、市民生活課にて納付されていたものが、外出自粛などで納付がなされなかったものと推測されます。

加入者は一般会員が七千五百六十九人、ゼロ歳から小学校一年生までの掛金免除の特別会員が九百十人の合計八千四百七十九人で、加入率は五七・〇二％となっております。前年度と比較いたしますと、一・六三ポイントの増となっております。

歳出の主なものにつきましては、共済見舞金で通院入院の九件分五十一万二千七百円を支出しております。また、意見書四四ページをお開きください。

下段のほう、交通災害共済基金については五十九万円を積み立ててございます。令和元年度末の基金残高は三千三百八十万円となつ

ております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第四号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、認定第四号、令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） 認定第四号、令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

議案書の八ページをお開きください。

認定第四号は、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。

あと、お手元の西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で御説明いたします。

意見書の三六ページをお開きください。

まず決算の概要でございますが、収入済額は五十三万八千七百七十九円、支出済額が五十一万四千二百三十三円で、実質収支は二万四千六百五十六円となりました。

歳入は、予算額五十四万七千円に対し、収入済額が五十三万八千七百七十九円で九八・五%の収入率であります。昨年と比較いたしますと九千八百八十三円、一・九%増額しております。歳入の主なものは、市場使用料四十四万五千六百十四円、前年度繰越金が九万二千三百五十四円でございます。市場使用料の前年度対比は九七・四五%となりました。

次に、歳出でございます。

三七ページを御覧ください。

予算額五十四万七千円に対しまして、支出済額は五十一万四千二百三十三円で、執行率が九四%、不用額が三万二千八百七十七円でありました。歳出の主なもの、一般管理費でありまして、その中で地方卸売市場基金積立金が十四万六千円でございます。

この結果、令和元年度末の基金現在高は四四ページの下から三行目にお示ししていますように、三百五十万二千円となりました。

なお、歳入歳出差引高額の二万四千六百五十六円は、全額令和二年度に繰り越すものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を結びたいします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第五号 令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出

決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、認定第五号、令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「高齢者支援課長 下川昭代さん」

○高齢者支援課長（下川昭代さん） 御説明いたします。

議案書の九ページをお開きください。

本案は、令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものであります。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書で説明をさせていただきます。

審査意見書の三八ページをお開きください。

令和元年度の決算額は歳入が前年度比〇・四六%減の二十二億一千百十四万六千二百八十一円、歳出が前年度比〇・三八%減の二十一億五千三百四十六万四千七百九十五円となり、実質収支額は五千

七百六十八万一千四百八十六円となりました。

歳入について御説明いたします。

三八ページ、下の表になりますが、令和元年度の収入済額二十二億一千百十四万六千二百八十一円は、調定額に対し九九・六%の収入率で六百四十二万六千六百六十二円の収入未済が生じています。これは介護保険料の収入未済額ですが、前年度より二百九十万八千八百五十一円、率にして三一・二%減少しております。また、不納欠損額は三百六十九万八千八百三十三円で、件数は三百六十六件でした。

三九ページ下の歳入財源別比較表を御覧ください。

歳入では、介護保険料が前年度比三・八%減の三億四千三百三十一万三千二百六十八円、国庫支出金が前年度比二・九%減の五億八千七百八十万三千四百円、支払基金交付金が前年度比二・四%減の五億一千四百七十八万三千九百十四円、県支出金が前年度比〇・三%減の二億八千六百七十万五千九百三十七円、繰入金が前年度比一・五%増の四億一千三百七十九万七千円、繰越金が前年度比一一・四%減の五千九百七十八万五千三百一円となりました。

特徴的なものとしては、介護保険料が前年度より減少しておりますが、これは令和元年度において消費税増税に伴い、低所得者の保険料軽減強化措置が拡充されたことによるもので、一方でその補填分として、国、県、市の負担金を低所得者保険料軽減繰入金として一般会計から繰り入れる形となり、繰入金が増加をしております。

続いて、歳出について御説明いたします。

四〇ページ下の歳出款別比較表を御覧ください。

歳出では、総務費が前年度比七・七%増の一億五千九百九十二円、保険給付費が前年度比一・〇%減の十八億四千五百九十一万一千四百五十四円、地域支援事業費が前年度比一・七%増の一億二千九十万九千二百二十六円、基金積立金が前年度比九六二・四%増の三千六百八十四万五千円、諸支出金が前年度比四二・六%減の四千四百七十八万四千二百三十三円となりました。

歳出の大部分を占めます保険給付費が前年度より減少し、地域支援事業費が増加しておりますが、要因としては、要介護認定者数が減少する一方で、要支援認定者数が増加傾向にあり、全体的に介護サービスの利用が減少したこと。また、平成二十七年から導入をされました総合事業が定着をし、これまで取り組んできた介護予防の効果が徐々に表れつつあると考えられます。

また、基金積立金が前年度より大幅に増加しておりますが、令和元年度においては保険給付費が当初見込みより抑えられたことにより、結果的に多くの積立てが可能となったもので、令和元年度末の基金残高は四四ページにも記載がありますが、前年度より一千二百六十七万四千円増えて、六千九百二十四万八千円となりました。

今後もし引き続き介護保険事業の適正な運営に努めるとともに、令和二年度は第七期介護保険事業計画の最終年度となりますので、これまでの取組を踏まえながら課題等を整理し、第八期計画の取組に

つなげていきたいと思ひます。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

ここでしばらく休憩をいたします。おおむね十三時頃より再開いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○議長（永田 章君） ここで、奥村財産監理課長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

「財産監理課長 奥村裕昭君登壇」

○財産監理課長（奥村裕昭君） 議案の説明に関する訂正をさせていただきますかと思ひます。

議案第六〇号で提案いたしましたこの議案の説明内容に誤りがございましたので、改めて御説明させていただきます。

議案書の三ページをお開きください。

条例文の一番最後になります。先ほどの説明では、附則について、

この条例は令和三年四月一日から施行すると発言をしてしまいましたけれども、議案書記載のとおり、公布の日から正しいものがございますので、おわびして訂正をさせていただきますと思ひます。

本件によりまして議会運営に支障を来しましたこと、心よりおわび申し上げます。

○議長（永田 章君） それでは、議案審議に入ります。

△認定第六号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会

計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二二、認定第六号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） 御説明いたします。

議案書の一〇ページをお開きください。

本案は、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第二百三十三条第三項の規定により議会の認定に付すものでございます。

説明につきましては、西之表市各会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書でさせていただきます。

審査意見書の四一ページをお開きください。上の表になります。

本会計の令和元年度決算は収入済額が二億二千四百二十二万九千九千二百円、支出済額が二億二千二百九十六万七千五百五十八円、実質収支額は百十六万一千八百五十四円となりました。

次に、歳入について御説明いたします。中段の表になります。

令和元年度の調定額は二億二千四百八十三万七千六百三十八円、これに対し収入済額は二億二千四百二十二万九千九千二百円、収入率は九九・七%でございました。不能欠損額は五十六万五千四百円、収入未済額は十四万三千二百二十六円でございました。

下の表を御覧ください。

歳入の主なもの、一行目の後期高齢者医療保険料が一億二千二百六十九万八千九百五十五円で、構成比五四・八%、上から四行目の繰入金が九千四百八十一万五千五百六十二円で、構成比四二・三%となっており、これらを合わせますと歳入決算額の九七・一%を占めております。

四二ページの上の表を御覧ください。

前年度との比較では、歳入合計で五十九万六千七百円、〇・三%増加しています。増加の主なもの、一行目の後期高齢者医療保険料二百十九万六千四百五十八円の増、減少の主なもの、下から四行目の繰入金百四十七万四千六百六十七円の減でございます。

続いて、歳出について御説明します。中段の表を御覧ください。

令和元年度の支出済額は二億二千二百九十六万七千五百五十八円で、

予算現額に対する執行率は九九・七%、不用額は七十五万八千八百四十二円でございました。

下の表を御覧ください。

歳出の主なもの、二行目の後期高齢者医療広域連合納付金二百八十八万二千百十四円で、構成比は九一・四四%です。前年度との比較では歳出合計で三十八万二千六十円、〇・二%増加しており、おおむね前年度並みの決算となっております。

今後とも、県後期高齢者医療広域連合や構成市町村と連携を図り、事業の適正な運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△認定第七号 令和元年度西之表市水道事業会計決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二三、認定第七号、令和元年度西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

「水道課長 高橋英樹君」

○水道課長（高橋英樹君） 御説明いたします。

議案書一ページをお開きください。

認定第七号、令和元年度西之表市水道事業会計決算認定についてでございます。本案は、地方公営企業法第三十条第四項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものです。

西之表市水道事業決算及び事業報告書、横長の報告書なんですけど、一ページをお開きください。

(一) 収益的収入及び支出の収入。第一款事業収益の決算額は四億七千九百九十五万七千九百九十円、支出の第一款事業費の決算額は四億五千九百二十万三千三百二十六円となりました。

(二) 資本的収入及び支出の収入。第一款資本的収入の決算額は六千五百七十五万八千四百十二円、支出の第一款資本的支出の決算額は二億七千八百八十二万五千六百六十三円となり、不足する額については、下段に記載してありますとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

二ページをお開きください。損益計算書です。

下から三行目、当年度純利益は六百八十三万九千九百一十一円となります。前年度繰越欠損金に補填され、当年度未処理欠損金は二億一千七百四十七万九千九百六十六円となりました。

五ページをお開きください。貸借対照表です。

一番下の資産及び負債資本の合計は四十三億十四万四千七百六十六円となり、前年度から六億五千三百八十万一千五百六十二円の減と

なっています。

六ページをお願いします。キャッシュフロー計算書です。

下から三行目、資金減少額は二億二千八百三十一万二千九百三十九円で、資金期末現在高は三億八千五百三十六万八千五百七十二円となりました。

九ページをお願いします。水道事業報告書で総括を記載しております。この内容に沿って主なものを説明いたします。

一ページをお開きください。建設改良費の概況です。

橋梁や道路改良に伴う管路の布設替工事を五件、簡易水道統合関連の継続事業では、武部地区では、導水管の布設工事及び浄水場内の舗装等の整備を行いました。また、市道野木平又延伊関線送水管布設替工事にて、漏水事故のしていた沖ヶ浜田配水中の送水管更新を行いました。

建設改良費のうち工事請負実施額は、合計で八千六十五万一千百円となりました。

一三ページをお願いします。業務量です。

上から三段目、給水人口は一万四千八百三人で、武部、能野、深川で給水が開始されたため、前年度から三・三%の増、その下の給水件数は八千七百五十二件で、三・〇%の増となりました。

七段目、有収水量は百五十四万六千二百三十四立法メートルで一・八%の増、中ほど、総給水量は百九十六万三千七百九十一立法メートルで二・七%の増となっておりますが、有収率は七八・七四%

となり、前年度比〇・七％低下しております。

下段の二項目、給水原価は二百五十三円で、供給単価の二百四十八円を上回っており、給水原価は前年から六・三％上昇しております。

一四ページをお開きください。

(二) 事業収入に関する事項。事業収益は前年度から増減額で二千六百八十二万四千四百九十一円、六・四六％の増となりました。その大きなものは、営業外収益の長期前掛金戻入で、補助金の戻入が増となっております。

(三) 事業費用に関する事項。事業費用は、前年から四千九百六十三万二千五百五十四円、一二・八八％の増となりました。要因としては、営業費用の総係費で経営戦略策定業務を委託したこと、また、簡易水道の統合に伴い整備した固定資産の減価償却費や施設更新に伴う除去費が増化したことです。また、営業外費用の支払利息では、企業債利息が減となっております。

一八ページをお開きください。

(二) その他経費に関する重要事項として、イ、未収金の概況の営業未収金の表の一番下、収納率は令和元年度九八・二一％で、前年度比〇・二八ポイント低下しています。

三二ページをお開きください。企業債明細書です。

新規借入れは、財務省財政融資資金の小計の一番下、令和一年度武部簡水統合整備事業一千八十万円で、利率は〇・二％です。

当年度償還高の合計は一億六千四百四十六万七千九百九十九円で、未償還残高は十八億四千八百四十一万九千九百九十九円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

本案は決算特別委員会に付託いたします。

△報告第一四号 令和元年度公益社団法人西之表市農業振興公

社経営状況報告について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二四、報告第一四号、令和元年度公益社団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてを議題といたします。

議案説明を求めます。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） 報告第一四号、令和元年度公益社

団法人西之表市農業振興公社経営状況報告についてであります。

御報告いたします。議案書一二ページをお開きください。

本案は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により、公益社団法人西之表市農業振興公社の令和元年度の事業実績並びに収支決算状況を報告するものでございます。

決算書を御覧ください。

令和元年度の公益社団法人西之表市農業振興公社の決算は、経常収益収入が三億一千三百五十四万七千八百九十円、前年比マイナスの三十万三千二百四十一円、経常費用が三億二千二百三万二千八百四十一円、前年比がプラスの二百八十八万五千十円でございます。差引き八百四十八万四千九百五十一円の損失となっております。

年間の資産の増減を示す正味財産増減計算書では、一般正味財産が八百四十四万九千七百十二円減の八千六百八十三万八千七百六十五円に、指定正味財産が三百二十二万三千七百七十九円増の四千五百三万四千二百十三円となり、正味財産合計は五百二十二万六千五百三十三円減の一億三千八百八十七万二千九百七十八円となりました。

一ページ目は事業報告書でございます。

令和元年度一年間の公社の取組を総括的に記載しておりますけれども、他の説明項目と重複することが多いですので、後ほど御覧いただければと思います。

開けて、二ページから四ページにつきましては、令和元年度の農業受託事業実績を示しております。

三ページの十一行目、作業受託収入、直営までは公社直営での実績でありまして、直営受託作業収入は一億三千五百六十六万円余りの実績となり、前年対比は八百八十九万円の増額、計画対比は六百二十七万円の増額となっております。

その下の再委託の欄につきましては、市農作業受託者組織の各作業班に作業再委託を依頼したもので、実績は一億二千六百六十四万

円余りの取扱高であり、前年度より一千三百三十五万円の増額となっております。作業受託収入は合計二億六千二百三十万円余りでありました。

次の育苗の欄から、四ページ援農隊の欄までは、各種事業等の取扱額を示しております。

事業合計は二億八千二百九十一万三千七百六十五円でありまして、計画比三千六十三万一千九百五十一円の減額、前年比で二千二百一十二万一千八百六十九円の増額となりました。

続きまして、五ページから七ページまでは各事業の概要を示しております。後ほど御覧ください。

八ページから一〇ページにつきましては、当公社のシステム管理している詳細な科目ごとの収支計算に基づいた正味財産増減計算書となっておりますので、お目通しいただきたいわけですが、

一〇ページ中段の当期一般正味財産増減額の八百四十四万九千七百一十二円が最終的な損失となります。

一一ページには財産を集約した貸借対照表でございます。

まず、左表の資産の部でございますけれども、現金については三月末の残高であります。現金預金合計は、運転資金として百六十三万七千八百五十円の残高で、前年比二百三十二万九百二十六円の減となっております。事業未収金につきましては八千六百五十万三千三百三十七円となっております。前年比で二百三十二万円余りの減となっております。

次に、二、固定資産でございます。

(一) 特定資産につきましては、建物、車両、機械取得において補助事業を活用しまして整備したものでございます。国、県、市、農協の補助金及び公社の負担で取得した固定資産を計上しております。一七ページから二一ページに明細を示しております。市、農協からの受入出捐金三千万円を含み、合計九千六百十二万三千八百四十九円であり、前年比百五十五万七千七百二円の増となっております。

(二) その他の固定資産合計の二百十九万九千九百九十円につきましては、公社のみの財源で取得した資産の帳簿価格でありまして、二二ページから二四ページに明細を示しております。

右表の負債の部でございますが、一、流動負債の事業未払金四十三万七千七百九円につきましては、さとうきび等再委託の作業料金等事業に伴う未払金を計上しており、前年対比二千五百六十九万四千二百二十二円の減となっております。負債合計で五千五百一十一万三千二百二十二円となっており、前年比二千八百六十九万五千五百円の前年比減となっております。

正味財産の部、一、指定正味財産合計四千五百三万四千二百三十三円につきましては、特定資産の取得や援農隊、営農大学校等の運営の国、県、市、農協の補助金額であります。正味財産合計は、一般正味財産八千六百八十三万八千七百六十五円を含み、一億三千八百一十七万二千九百七十八円であります。貸借対照金額は一億八千六百

九十七万四千十円となり、前年比二千六百八万七千二百二十八円の減となりました。

一二ページから一六ページには、これらの財務諸表を作成するに当たつての注記をお示しております。棚卸資産の評価基準、固定資産の減価償却の方法、消費税の税込方法の記載、基本財産の明細、特定資産の増減表、一七ページから二四ページには、特定資産や公社独自資金で取得した固定資産の明細を記載しております。

最後の二五ページには、当公社監事による監査報告書を示しております。

以上、御説明いたしました。今後とも議員各位の御支援と御理解をお願いいたしまして、令和元年度の公益社団法人西之表市農業振興公社の経営状況の報告を終わります。

○議長（永田 章君） 報告は終わりました。

報告第一四号は、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定による議会への報告案件であります。

△議案第六八号 西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二五、議案第六八号、西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてが市議会会議規則第十四条第二項の規定により、議会運営委員会から提出されております。

直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

「議会運営委員長 下川和博君登壇」

○議会運営委員長（下川和博君） 議案第六八号、西之表市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出をいたします。

令和二年九月四日、提出者、議会運営委員会委員長、下川和博。

西之表市議会会議規則の一部を改正する規則。

西之表市議会会議規則の一部を次のように改正する。

第七十条に第三項、第四項を加えるものです。

第三項の追加は、これまで起立採決をしていたもの、また、議長簡易表決の宣告に対して出席議員三人以上から異議があるとき、議長は起立の方法で表決を採らなければならなかったことについて、議長が必要があると認めるときは電子表決システムで表決を採ることができるとするものです。

第四項の追加は、第三項の規定により表決を採る場合、問題を可とするものは賛成のボタン、問題を非とするものは反対のボタンを押さなければならぬことを規定するものです。

第七十二条第二項の追加は、記名投票を行う際、議長が必要があると認めるときは電子表決システムで表決を採ることが

できるとするものであります。

第三項の追加は、この記名投票を行う際、問題を可とするものは賛成のボタン、問題を非とするものは反対のボタンを押さなければならぬことを規定するものです。

第七十三条第三項の追加は、無記名投票を行う際、議長が必要があると認めるときは電子表決システムで表決を採ることができることとするものです。

第四項の追加は、この無記名投票を行う際、問題を可とするものは賛成のボタン、問題を非とするものは反対のボタンを押さなければならぬことを規定するものです。

第五項の追加は、電子採決による記名投票、無記名投票を行い、議長の投票の終了が宣告された際、出席議員が賛成のボタン、反対のボタンのいずれも押していない場合は、反対のボタンを押したとみなすことを追加するものです。

第七十四条は、記名投票及び無記名投票の文言の前に条文を追加するもの。同条第二項の追加は、電子採決による記名投票、無記名投票を行う際の選挙規定の準用を追加するものです。

附則として、この規則は公布の日から施行する。

提案理由としては、本会議場映像音響設備整備の改修に伴い、マイク設備内臓の投票システムの運用が可能となったため、西之表市議会会議規則の一部を改正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同をよろしくお願いい

たします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「賛成者起立」

○議長（永田 章君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### △鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙

○議長（永田 章君） 次は、日程第二六、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員の選挙を行います。

療広域連合議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分六人、市議会議員区分六人、町村長区分四人、町村議会議員区分四人から構成されています。

現在の広域連合議員のうち市議会議員から選出する議員について、二人の欠員が生じているため、広域連合規約第九条第三項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える三人の候補者がありましたので、広域連合規約第八条第二項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第四項の規定により全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第三十二条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思います。御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙結果の報告については、会議規則第三十二条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決しました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（永田 章君） ただいままでの出席議員は十五名であります。

それでは、投票用紙を配付いたします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（永田 章君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いいたします。

〔議会事務局長氏名点呼・各員投票〕

- 一番 下川 和博 議員
- 二番 小倉 初男 議員
- 三番 竹下 秀樹 議員

四番 永田 章 議員

五番 木原 幸四 議員

六番 川村 孝則 議員

七番 和田 香穂里 議員

八番 河本 幸男 議員

九番 鮫島 市憲 議員

一 田添 辰郎 議員

二 生田 直弘 議員

三 橋口 好文 議員

四 長野 広美 議員

五 渡辺 道大 議員

六 橋口 美幸 議員

○議長（永田 章君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（永田 章君） これより開票を行います。

会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に下川和博君、小倉初男君を指名いたします。

よって、両名の立会いをお願いいたします。

〔開票・点検〕

○議長（永田 章君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十五票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票十五票

無効投票ゼロ票

有効投票中

川越桂路君一票

木原繁昭君九票

前川原正人君五票

以上のとおりであります。

なお、本選挙結果は議長から鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙選挙長に報告するものとし、当選人は県下十九市議会の選挙終了後に決定することになります。

△請願・陳情の委員会付託

○議長（永田 章君） 次は、日程第二七、請願・陳情の委員会付託を行います。

今定例会において、八月三十一日午前中までに受理した請願・陳情書は、お手元に配付しております文書表のとおりであります。

請願第二十三号は、付託委員会欄のとおり、産業厚生委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） 明日、五日から二十四日まで本会議は休会となりますが、付託案件審査のため、八日は総務文教委員会、九日、十日は予算特別委員会、十一日は産業厚生委員会、十四日、十七日まで決算特別委員会、二十三日は各特別委員会及び議会運営委員会及び全員協議会です。二十五日は午前十時から本会議を開きます。日程は議案審議であります。

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後一時四十分散会

本会議第二号（九月二十五日）

本会議第二号（九月二十五日）（金）

◎出席議員（十四名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一番 田添辰郎君  
二番 生田直弘君  
三番 橋口好文君  
一四番 長野広美さん  
一五番 渡辺道大君  
一六番 橋口美幸さん

◎欠席議員（一名）

七番 和田香穂里さん

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	下川由喜さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長補佐兼 コミュニティ推進係長	日笠山望君
税務課長	柳田さゆりさん
健康保険課長	長野望君

◎議会議務局職員出席者

高齡者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君
建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和二年九月二十五日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第二号のとおりであります。

議事日程（第二号）

日程第 一	諸般の報告	日程第 八	会計補正予算（第一号） 議案第六五号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）
日程第 二	議案第五九号 西之表市手数料条例の一部を改正する 条例の制定について	日程第 九	議案第六六号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）
日程第 三	議案第六〇号 西之表市都市計画事業基金条例の制定 について	日程第 一〇	議案第六七号 令和二年度西之表市水道事業会計補正 予算（第二号）
日程第 四	議案第六一号 令和二年度西之表市一般会計補正予算 （第六号）	日程第 一	認定第 一号 令和元年度西之表市一般会計歳入歳出 決算認定について
日程第 五	議案第六二号 令和二年度西之表市国民健康保険特別 会計補正予算（第二号）	日程第 二	認定第 二号 令和元年度西之表市国民健康保険特別 会計歳入歳出決算認定について
日程第 六	議案第六三号 令和二年度西之表市交通災害共済事業 特別会計補正予算（第一号）	日程第 三	認定第 三号 令和元年度西之表市交通災害共済事業 特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 七	議案第六四号 令和二年度西之表市地方卸売市場特別	日程第 四	認定第 四号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別 会計歳入歳出決算認定について
		日程第 五	認定第 五号 令和元年度西之表市介護保険特別会計 歳入歳出決算認定について
		日程第 六	認定第 六号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保 険特別会計歳入歳出決算認定について
		日程第 七	認定第 七号 令和元年度西之表市水道事業会計決算 認定について
		日程第 八	請願第二三号 西之表市ウミガメの繁殖促進及び生息

環境保全等に関する条例制定を求める請願書

日程第一九 議案第六九号 西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第二〇 議案第七〇号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

日程第二一 議案第七一号 令和二年度西之表市一般会計補正予算(第七号)

#### △発言の申出

○議長(永田 章君) ここで、八板市長から発言の申出がありますので、これを許可いたします。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長(八板俊輔君) 九月四日に開催された市議会本会議の所信表明演説の中で、八月子牛セリ市の平均価格を雌で五十五万六千六百一十円、去勢で五十八万四千五十四円と報告すべきところを、雌で五十六万四千九百五十八円、去勢で五十八万一千円と説明をいたしました。発言を訂正いたします。

議会運営に御迷惑をおかけし、大変申し訳ありませんでした。

○議長(永田 章君) 以上で終了いたしました。

#### △諸般の報告

○議長(永田 章君) それでは、日程第一、諸般の報告を行います。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第三条第一項及び第二十二条第一項の規定に基づき、市長から監査委員の意見をつけて健全化判断比率、資本不足比率の報告がありましたので、お手元に配付しております。

以上で諸般の報告を終わります。

#### △議案第五九号 西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(永田 章君) 次は、日程第二、議案第五九号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長(河本幸男君) おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第五九号、西之表市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法

律の一部施行に伴い、通知カードが廃止されたため、所要の改正を行うものです。

その内容について説明します。

平成二十七年度に交付された個人番号通知カードが令和二年五月二十五日をもって廃止されたことにより、手数料条例の通知カードの再発行を削除しようとするものです。

別表第一中、十二を削除し、十三の中に「(平成二十五年法律第二七号)」を加える内容となっています。

附則は、この条例は公布の日から施行するとしています。

審査の中で、マイナンバーカードを作る際に個人番号通知カードが必要でしたが、現在は通知カードがなくてもマイナンバーカードが市民生活課窓口で作れるとのこと、また、番号が必要な方については、窓口で住民票交付時にお知らせできるとの説明でした。

広報については、内閣府が出してあるマイナンバーカードのパンフレットを配布し、マイナンバーカードの普及を図っているとのことでした。また、マイナンバーカードの本市の普及率は、令和二年三月三十一日現在で二六・九%のことです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長(永田 章君) 質疑に入ります。  
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。  
反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長(永田 章君) 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六〇号 西之表市都市計画事業基金条例の制定について

○議長(永田 章君) 次は、日程第三、議案第六〇号、西之表市都市計画事業基金条例の制定についてを議題といたします。

総務文教委員長の報告を求めます。

「総務文教委員長 河本幸男君登壇」

○総務文教委員長（河本幸男君） 本委員会が付託を受けました議案第六〇号、西之表市都市計画事業基金条例の制定について審査の結果を御報告いたします。

本案は、地方自治法第二百四十一条第一項の規定に基づく基金を設置し、都市計画税を適正に管理運営することにより、都市計画事業の円滑な推進を図るため、条例を制定しようとするものです。

その内容について説明します。

都市計画税は、都市計画事業を図るための目的税であり、これまで都市計画事業の起債の償還時に都市計画税を充当することとしてきましたが、平成三十年の頃から償還額が減少し、令和三年には償還が終了し充当先がなくなるため、これまで財政調整基金に積み立てたものを含め、用途を限定した基金に積み、適正に管理運営するため、基金条例を制定しようとするものです。

条例の内容は、第一条は設置で、都市計画事業の円滑な推進を図るため、都市計画事業基金を設置すること。

第二条は積立てで、積み立てる額は、税収額のうち事業に要した費用の残額とすることとしています。

第三条は管理で、基金に属する基金は、金融機関への預金その他、確実かつ有利な方法により保管し、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるとしています。

第四条は運用益金の処理を、第五条には、繰替え運用を定めています。

第六条は処分で、基金は事業の経費の財源に充てる場合に限りこれを処分することができていることを定めています。

第七条は委任で、この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要事項は市長が別に定めることとしています。

附則に、この条例は公布の日から施行することとしています。

審査の過程で出た意見の中で、都市計画税を有効活用するためにも、都市計画マスタープランに基づく事業展開を図ってほしいとのことでした。

また、今回の補正の中で、二千三百四万一千円を都市計画事業基金として積み上げているとの説明でした。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、総務文教委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第六一号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第六号）

△議案第六二号 令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補

正予算（第二号）

△議案第六三号 令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会

計補正予算（第一号）

△議案第六四号 令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計補

正予算（第一号）

△議案第六五号 令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予

算（第二号）

△議案第六六号 令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別

会計補正予算（第二号）

△議案第六七号 令和二年度西之表市水道事業会計補正予算

（第二号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第四、議案第六一号、令和二年

度西之表市一般会計補正予算（第六号）、日程第五、議案第六二号、

令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）、日

程第六、議案第六三号、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別

会計補正予算（第一号）、日程第七、議案第六四号、令和二年度西

之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）、日程第八、議案

第六五号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二

号）、日程第九、議案第六六号、令和二年度西之表市後期高齢者医

療保険特別会計補正予算（第二号）、日程第一〇、議案第六七号、

令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）の議案七件に

ついて、一括して議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） おはようございます。

本委員会が付託を受けました議案第六一号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第六号）について、審査の結果を御報告いたします。

地方債補正は変更五件、臨時財政対策債は発行可能額の確定に伴う変更、辺地対策事業並びに過疎対策事業は、県による起債額の調整によるものです。緊急防災・減災事業は、県道の事業費確定に伴い、負担金に増額が生じたために対応しています。

緊急自然災害防止対策事業は、沖ヶ浜田地区水路整備事業に充当するために増額しており、合計限度額を六億九千五百三十一万四千円に変更しています。

次に、歳入から説明します。

市税、市たばこ税は一千七百五十八万三千円減額していますが、たばこの売渡し本数の減によるものです。

国庫支出金、教育費国庫補助金は四千三百五万三千円の増額。主なものは、公立文教施設整備費補助金三千六百七十七万四千円で、市内の小中学校児童生徒に一人一台の情報端末を整備しようとする事業に対応するものです。

国庫支出金、商工費国庫補助金二千万円の増額は、ウエルネスツーリズム推進事業に対応しています。

国庫支出金、総務費国庫補助金の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の三億七千八百七十二万一千円が主なもので、当交付金の第二次分になっているとの説明を受けました。繰越金の七千三百八万六千円の増額は、前年度繰越金決定によるものです。

市債、辺地債の六千七百九十万円の減額、過疎債の三千四百七十

万円の減額は、県による起債額調整によるものです。

次に、歳出について説明します。

総務費、財政管理費の積立金は、財政調整基金、また、新たに創設を予定しております西之表市都市計画事業基金へそれぞれ計上を予定しているとのこと。

民生費、介護保険事業費の追加補正は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した新規事業で、ウイズコロナで元気度アップポイント事業に対応した委託料の追加、負担金補助及び交付金の追加は、新規事業である地域介護・福祉空間整備等施設整備事業への補助金の追加。繰出金の補正は、介護保険特別会計への繰出金で、主なものは、低所得者の保険料軽減強化などの追加補正です。

次に、民生費の児童福祉総務費の追加補正は、負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルス感染症対策として、感染症拡大防止や施設利用者への支援のため、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止の備品購入、施設等の消毒、感染症予防の広報啓発を行う事業所等に対して補助を行うものです。

また、扶助費の追加は、新規事業で、子育て世帯支援給付金支援事業や新生児臨時特別額給付金支給事業に対応しており、子育て世帯に対する経済的負担を軽減させるために給付金を支給するとの説明を受けました。

次に、商工費、商工振興費に一億一千三百九万六千円の追加補正

をしております。主なものは負担金補助及び交付金で、歳末地域活性化プレミアム付商品券発行事業、キャッシュレス推進市民支援事業等五つの事業が、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した商工振興関連事業に対応しています。

また、商工費の観光費の追加は、委託料で、観光庁実証事業補助金を活用した新規事業で、ウエルネスツーリズム推進事業に対応しています。

次に、教育費、教育総務費の教育振興費の一億一千九百九十四万八千円の追加補正は、備品購入が主なものです。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び公立学校情報機器整備費補助金を活用して、市内の小中学校児童生徒に一人一台の情報端末を整備しようとするものです。

次に、教育費、学校給食センター運営費の追加補正は工事請負費の増額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、学校給食センターに空調設備を整備し、感染予防を図るとともに、学校給食調理員等の熱中症対策に対応しようとするものです。教育費、小学校費の学校管理費の追加補正の主なものは、国からの交付金を活用して、小学校再開に伴う感染症対策を徹底しながら学習保障をしようとする新たな試みを実施するための消耗品及び備品購入、また、小学校室内換気対策事業（網戸設置工事）に対して対応しています。

なお、中学校においては、同じく国からの交付金を活用して、中

学校施設内換気対策事業（網戸設置工事）に対応しています。

次に、教育費、社会教育総務費の追加補正の主なものは工事請負費で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した市民会館におけるオンライン会議等スペース整備事業や、青少年ホームのサッシ窓改修に対応しています。

予備費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策等として、執行または執行予定額を増額しております。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、本委員会が付託を受けました議案第六二号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ三千三百三十七万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億五千六百三万五千円とするものです。

補正の内容につきまして、歳入から説明します。

国民健康保険税の補正は、本年度保険税本賦課による減額で、被保険者数の減、所得の減によるとの説明でした。

繰越金の補正は、令和元年度決算確定によるものです。

諸収入、雑入は、退職被保険者等療養給付費返納金等です。

次に、歳出について説明します。

基金積立金には、決算確定額に伴う繰越金の半額を積み立て、予

備費で予算調整しています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

次に、本委員会が付託を受けました議案第六四号、失礼しました。本委員会が付託を受けました議案第六三号、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ五万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二百二十八万二千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳入から説明します。  
繰越金は、令和元年度決算確定に伴うものです。

次に、歳出について説明します。

事業費に七千円追加し、予備費で予算調整しています。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続きまして、本委員会が付託を受けました議案第六四号、令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ二万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ四十七万九千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳入から説明します。

繰越金は、令和元年度決算確定に伴うものです。

次に、歳出について説明します。

総務費は、地方卸売市場基金に一万一千円を積み立て、一般会計へ一万円繰り出すものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続きまして、本委員会が付託を受けました議案第六五号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六千六百二十八万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十二億二千八百八十一万六千円とするものです。

補正の主なものにつきまして、歳入から説明します。

介護保険料の減額は、保険料の本賦課によるものです。第一から三段階までの保険料率軽減の実施により、保険料総額が減額となっています。

支払基金交付金については、前年度実績確定に伴う介護給付費の追加と地域支援事業費の精算返納金を現年度交付金に充当し、減額するものです。

一般会計繰入金のうち低所得者保険料軽減繰入金の追加は、軽減措置拡充分について、国県の補填分も含めた額を繰り入れています。

繰越金は前年度決算確定による補正です。

次に、歳出について説明します。

基金積立金の追加は、補正予算の財源調整によるものです。

諸支出金の追加は、前年度実績確定により国県の負担金を精算返納するものです。

繰出金の追加は、前年度実績確定により一般会計へ精算返納するものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

続きまして、本委員会が付託を受けました議案第六六号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）について、審査の結果を御報告いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ一千七百四十二万三千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二億四千二百四十八万円とするものです。

補正の内容につきまして、歳入から説明します。

後期高齢者医療保険料の補正は、現年度本賦課に伴うものです。繰越金は令和元年度決算確定によるものです。

次に、歳出について説明します。

後期高齢者医療広域連合納付金の増額は、保険料の本賦課及び前年度精算額の確定に伴い、納付金の額を補正するものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも

のとして決しました。

続きまして、本委員会が付託を受けました議案第六七号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）について、審査の結果を御報告いたします。

第二条の収益的収入及び支出の補正は、収入の事業収益を二万二千円増額し、四億八千三百九十二万九千円、支出の事業費を十万円増額し、四億七千三百八十五万二千円とするものです。

内容は、収入について、事業収益の他会計補助金は一般会計補助金で、基礎年金に係る公的負担に要する経費等を計上しています。支出については、法定福利費で、職員共済組合負担金を計上しています。

第三条の資本的収入の補正は、百十五万二千円増額して四千七十三万三千円増額し、資本的支出は建設改良費を百五十万七千円増額して二億九千二百二十七万九千円とするものです。

収入に対して不足額については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填するとしていきます。

内容について、工事負担金の増は、県道伊関国上西之表港線配水管布設工事分を計上しています。

第四条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費を十万円増額して、九千二百九十一万八千円とするものです。

第五条は他会計からの補助金で、一般会計補助金を増額してしま  
す。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきも  
のとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 予算特別委員長の報告は終わりました。

議案第六一号から議案第六七号の七件は、議案ごとの採決をいた  
します。

予算特別委員会は、議長を除く十四名の議員で構成されておりま  
すので、質疑は省略いたします。

初めに、議案第六一号、令和二年度西之表市一般会計補正予算  
（第六号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決  
いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の  
方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定しま  
す。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第六二号、令和二年度西之表市国民健康保険特別会計  
補正予算（第二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決  
いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の  
方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定しま  
す。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第六三号、令和二年度西之表市交通災害共済事業特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第六四号、令和二年度西之表市地方卸売市場特別会計補正予算（第一号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第六五号、令和二年度西之表市介護保険特別会計補正予算（第二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。  
「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第六六号、令和二年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の

方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次は、議案第六七号、令和二年度西之表市水道事業会計補正予算（第二号）の討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、予算特別委員長報告のとおり決することに賛成の

方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△認定第一号 令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定

について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一一、認定第一号、令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 田添辰郎君登壇〕

○決算特別委員長（田添辰郎君） 本委員会に付託されました認定

第一号、令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を御報告いたします。

一般会計については、歳入百六億四千七百六万六千三百八十四円、対前年度比三・三％減、歳出百五億三千六百七十四万五千七百円、対前年度比一・五％減となりました。

その主な要因は、歳入については、防災行政無線（デジタル化）設置事業において借り入れた地方債の減、歳出については、防災行政無線（デジタル化）設置事業及び北部観光整備事業等の投資的経費の減少によるものです。

実質収支は一億三百八万六千二百七十七円と、平成十九年度より

十三年連続の黒字となりました。

令和元年度財務状況については、財政力指数は〇・二七％と同じ値ですが、経常収支比率は九二・〇％、対前年度比一・五ポイント減となっておりますが、依然として財政の硬直化が見られております。

歳入については、調定に対する収入率は九八・〇％、対前年度比〇・二ポイントの減、不納欠損額五百十九万九千六百四十二円、収入未済額は二億四千五十三万四千四十一円です。

収入未済額の主なものは、市税四千五百八十三万五千五十一円、使用料及び手数料の住宅使用料七百八十五万九千四百七十四円、国庫支出金の国庫補助金一億六千九十一万四千円及び諸収入の奨学資金貸付金収入千三百七万四千七十五円となっております。

収納率については、現年度課税分九九・一％、対前年度比〇・二ポイント増、滞納繰越分二三・〇％、対前年度比三・九ポイント増、市税合計九六・五％、対前年度比一ポイント増であります。県内四十三市町村中九位、十九市中五位と、これまでの取組の成果が見受けられました。

一般会計における当年度末公債費残高は、前年度比より三・九％減少し、百一億七千三百四十八万二千二百八十二円となりました。実質公債比率は九・八％と、対前年度比で〇・四ポイント増加しており、今後、少子高齢化により社会保障経費の増大が見込まれるほか、広域で行った一般廃棄物処理建設に伴う償還費負担金や、汚泥再生処

理センター及び新種子島産婦人科医院の建設や防災関連施設の改修、新設に伴う公債費、また、老朽化した公共施設の維持補修等、長寿命化に係る、経費の増加が見込まれることから、新行財政改革大綱の下、定員管理や事務事業の見直しなど経常経費の圧縮に努め、健全財政の取組を望むものであります。

本委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で本案を認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程で幾つか気づいた点がございましたので御報告させていただきます。

税務課においては、近年まれにみる収納率の上昇が見られました。その要因は、決して良好とは言えない経済状況の中において、納税手段の多様化、利便性の向上だけではなく、公平な税負担に向けた法的手続について、納税者である市民の理解が進んだことによるものと思います。また、税務課長をはじめ担当職員の献身的な努力の賜物と高く評価いたします。市民の皆様並びに職員一同に対して御礼を申し上げます。

総務課につきましては、職員採用事務について、以前から保健師、技術職員の採用が困難を極めていると伺っております。また、現在、民間企業においても人材確保が困難な状況になっていきます。島内外から幅広く人材を求めるよう、SNS等の新しいメディアを活用し、広報、周知の充実を図るため調査していただきたいと思っております。

企画課につきましては、分散型エネルギーマスタープランの推進

に関して、運営体制の現実性等、多角的な視野での調査結果に基づき、民間主体の実施段階に至ったとのことでした。その実現性の困難さについても伺ったところではありますが、循環型社会の構築は、市町村にとつて喫緊の課題でもあります。可能性の調査検討に取り組むようお願いいたします。

健康保険課につきましては、健康増進に関する事業、乳幼児健診は、乳幼児の健全な発育促進だけではなく、発達障害を含む様々な障害、虐待、ネグレクトにいち早く気づくためにも重要な機会であります。関係課との連携のさらなる強化を図ること、そして、コロナ禍においても例年どおり乳幼児健診が実施できるよう、その対策に取り組むようお願いいたします。

福祉事務所に関しましては、プレミアム付商品券事業について、申請率が約三五％、そのうち使用、購入された率は六六％と、申請率、使用、購入率とも十分でないように見受けられます。低所得者、子育て世帯向けのプレミアム付商品券事業としての在り方について、また、対象者がこの制度の恩恵を幅広く受けられるよう、再度、検討されるようお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時頃より再開いたします。

午前十時四十三分休憩

午前十一時三分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議長より申入れをいたします。

先ほど、議案第五九号において全会一致と申し上げましたが、西之表市議会会議規則第七十三条第五項により、出席議員が賛成のボタンと反対のボタンを押していないときは、その出席議員は反対のボタンを押したとみなすため、議案第五九号は賛成多数といたします。

それでは、日程第一一、認定第一号、令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、質疑に入ります。ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） おはようございます。

令和元年度決算特別委員会、認定第一号、令和元年度の西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、日本共産党市議団を代表いたしまして委員長報告に反対の立場から討論を行います。

まず、第一に、市民の暮らしに関わり、不利益を及ぼす重要な事務処理ミスがあったことは重大です。チェック体制の不十分さが事務ミスにつながったと報告がありました。行政運営の根本である住民サービス向上を基本にした適正な職員の配置、管理責任はどう

だったかが問われているのではないのでしょうか。

今後は、適正な職員数が配置され、労働者が常に心身ともに健康な状態で働ける環境が保障されなければなりません。事務ミス防止研修を管理職、一般職員対象に実施したと報告がありました。今後、この研修が生かされることを期待しております。

第二に、社会保障は前年度比三千二百万円の大規模な削減予算でしたが、決算でもさらに四百六十五万四千円の減額となっていることは重大です。労働者の賃金も上がらない、年金も引き下げられている中で、生活保護認定基準の引下げは、独り暮らしの高齢者、子育て世帯を直撃しています。住民の命と暮らしを守る立場で地方自治体の役割を發揮しているかが問われているのではないのでしょうか。

第三に、非正規職員の雇用に関する条例が提案されました。どこかの部署でも正職員の業務を非正規の職員が低賃金で担っている実態があります。原則一年の雇用とする会計年度任用職員制度の導入は、非正規労働者の雇用不安をさらに広げ、公的サービスの質の低下も懸念されています。

このように、総じて地方自治体の役割は、国の政治と対峙して、自治体住民の安心、安全な暮らしを守る防波堤の役割を果たさなければなりません。市長は、その観点で行政運営を進めるべきだと思います。

行政運営及び市長の政治姿勢を指摘して、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 認定第一号、令和元年度西之表市一般会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

決算の内容については、委員長報告のとおりでございます。審査において、委員からの意見については、決算の中身に対して疑義があるような発言はほとんどなかったように私には感じられました。発言の内容は、ほとんど、要望が多かったように思います。

ただ、今、反対者からありましたけれども、事務のミスとか職員不足による影響等、また、一部事業について、今後とも継続するかなどの意見は出されました。このような委員から出された意見については真摯に受け止め、さらなる検証をしていただき、今後にかかしていただくよう要望いたします。

以上、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、決算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第二号 令和元年度西之表市国民健康保険特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一二、認定第二号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

「決算特別委員長 田添辰郎君登壇」

○決算特別委員長（田添辰郎君） 本委員会に付託されました認定

第二号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

令和元年度歳入二十三億三千二百二十三万七千九百十九円で、全体の一六・四％を占める国民健康保険税は、調定額に対する収入率八五・二％、不納欠損額二百五十七万二千八百八十五円、収入未済額六千三百九十万二千七百七十円で、それぞれ対前年度比で、収入済額は七・七％減、収入未済額は一三・五％減、不納欠損額は二一・五％減となっています。

歳入合計で、前年度と比較して二千四百五十七万五千六百六十七円、一・一％増加しています。減少の主なものは国民健康保険税三千七百七十九万七千九百五十五円の減で、世帯数や被保険者数の減少、課税所得の減少が主な要因であります。増加の主なものは繰越金五千八百三十万三千四百七十四円増で、平成三十年年度の収支を反映しており、制度改正に伴う国の公費拡充や保険税負担に対する激変緩和などが主な要因です。

歳出は、対前年度比一億百四十五万七千四百四十四円増の二十二億七千三百九十一万八千二百五十八円で、四・七％増となっております。

増加の主なものは、保険給付費三千百三十九万二千六百四十六円の増、基金積立金二千九百十五万二千円の増、国民健康保健事業費納付金二千十三万五千八百九十五円の増、諸支出金千五百二十七万九千三百五十三円の増となっております。

令和元年度国民健康保険基金は六千七百六十万一千円の積みを含み立てて、年度末現在高は一億二千八百四十九万五千円となりました。実質収支額は五千八百三十一万九千六百六十一円となり、前年度と比較して七千六百八十八万一千四百七十七円減少していますが、基金積立金を加算した実質単年度収支額は二千五百四十六万八千円の黒字となっています。

本委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で認定するものと決しました。

以上で報告のほうを終わります。

○議長（永田 章君） これより質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 認定第二号、令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党市議団を代表いたしまして委員長報告に反対の立場から討論を行います。

国民健康保険は、県が財政運営の主体となりました。全国ほとんどの自治体が一般会計からの繰入れで運営している状況です。しかし、広域化になれば、全国の自治体でも、そして、本市でも、住民負担が増えることは明らかではないでしょうか。一人当たりの療養給付費は、前年度比比較六・一％の増加となっています。特定健診

や特定保健指導などの自治体努力も、さらに求められているのではないのでしょうか。

しかし、広域化で、一自治体の努力が保険税の軽減に結びつくのかも疑問です。もともと負担の重い保険税は、広域化ではなく国庫負担の増額なしには解決できません。全国知事会、全国議長会、全国市議会も一兆円の国庫負担増額を求めている実態があります。

このことを鑑みれば、高齢化社会を支える社会づくりのためには、最低年金の保障と、五兆円にも膨らみ、世界の脅威ともなっている軍事費を削減し、国保会計への国庫負担の増額を求めるべきだということを、指摘いたします。

そしてまた、国民健康保険制度への反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「二番 小倉初男君登壇」

○二番（小倉初男君） 認定第二号、令和元年度西之表市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

ただいま反対討論者、いろいろと述べられましたけれども、しながら、国民皆保険制度、個人の負担を抑えるために法定外の繰入れもしています。反対討論者の、国の制度に対する反対である、反対ということは、決算認定の反対理由には当たらないのではないかと思います。

西之表市国民健康保険の実質収支につきましても、五千八百三十

二万円の赤字となっております。また、決算委員会の中でも、委員の中の疑義はなかったように思います。

国の制度であり、決められた枠組みの中で市の職員の英知を結集して頑張っていると私は評価いたします。この国民皆保険制度がさらに充実していくことを願い、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、決算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。それでは、電子表決を開始します。ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第三号 令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計

歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一三、認定第三号、令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 田添辰郎君登壇〕

○決算特別委員長（田添辰郎君） 本委員会に付託されました認定第三号、令和元年度西之表市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入二百二十六万二千八百八十三円、対前年度比一二・八%減、歳出二百二十万八千三百八十一円、対前年度比一二・八%増で、実質収支額は五万九千九百二円となっています。

会員数は前年より百三十一名増加し、八千四百七十九名で、西之表市人口の五七・〇二%が加入したこととなります。一・六三ポイントの増となりました。

共済見舞金の支給額は昨年度と比較して四五・三%減、五十一万二千七百円となっています。基金は五十九万円を積み立て、年度末基金残高は三千三百八十万円となりました。会費については、平成二十四年度に三百六十円から三百円に値下げ、見舞金については、平成二十五年度から基本額一万円を一万五千円、入院七百元を千五百円に、通院五百円を八百円に、見舞金適用期間を七日以上から五日

以上に、請求期間を一年から二年に、それぞれ改正しております。

また、平成二十七年度から新システムへ移行に伴い、会費の月割りを廃止し、加入申込書、圧着はがきの変更により、市内各金融機関（郵便局を除く）での申込みを可能とするなど、利便性の向上を図ったこととあります。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、決算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。  
ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定いたします。

全会一致であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第四号 令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入

歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一四、認定第四号、令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 田添辰郎君登壇〕

○決算特別委員長（田添辰郎君） 本委員会に付託されました認定第四号、令和元年度西之表市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入五十三万八千七百七十九円、対前年度比一・九％増、歳出五十一万四千二百二十三円、対前年度比一七・八％増、実質収支額は二万四千六百五十六円となっております。

基金に十四万六千円を積み立て、令和元年度末の基金残高は三百五十万二千円となりました。

慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、決算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第五号 令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出

決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一五、認定第五号、令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 田添辰郎君登壇〕

○決算特別委員長（田添辰郎君） 本委員会に付託されました認定第五号、令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入は二十二億千四百六十二万八千二百八十一円、対前年度比〇・四六％減、歳出二十一億五千三百四十六万四千七百九十五円、対前年度比〇・三八％減、実質収支額は五千七百六十八万四千四百八十六円となっております。

歳入では、歳入未済額が六百四十二万六千六百六十二円、前年度より三一・二ポイント減少しております。不納欠損額三百十六件、三百十六万九千八百三十三円は、介護保険法第二百条の規定により、徴収権が消滅したことによるものです。

歳出の主なものは、総務費が一億五百一十五万九千九百九十二円、対前年度比七・七％増、保険給付費十八億四千五百九十一万一千四百五十四円、対前年度比一・〇％減、地域支援事業費一億二千九十九万九千二百二十六円、対前年度比一・七％増となっております。

基金積立金は、前年度比九六二・四％増の三千六百八十四万五千円、基金残高は六千九百二十四万八千円となります。

第一号被保険者は五千六百六十七人、そのうち要介護認定者は千四十三人で、認定率一七・九三％、昨年度と比較して〇・二五ポイントの減で、九百四十一人が介護サービスを受けております。

要介護認定者を対象にした介護サービス給付費のうち居宅介護サービス給付費は七億二千二百六十三万四千三百二十八円で、前年度比四・五六％減少、地域密着型サービス給付費は三億五千二百九十四万六千三百八十八円で、対前年度比四・三三％減少、それに反し、施設サービス給付費は五億八十七万五千二十七円と、前年度より〇・八％増加しています。介護予防サービス給付費は一千三万一千円で、前年前年度よりも一六・六一％増加しています。

本委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了し、討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔一六番 橋口美幸さん登壇〕

○一六番（橋口美幸さん） 認定第五号、令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党市議団を代表いたしまして委員長報告に反対の立場で討論を行います。

要支援、要介護認定者の状況については、平成三十年から要支援

認定者数が増加傾向にあります。その要因として、在宅介護の支援で、軽度のうちから介護認定申請につながれる傾向があることや、市の任意事業である紙おむつ支給事業が要支援認定から利用できる」と報告されました。在宅介護している世帯にとって大変ありがたい制度だと思えます。

保険給付費は、前年度実績と比較し〇・九六%減少していますが、居宅介護サービス給付費については、計画額を五千四百二十七万四千三百二十八円上回っています。

一方、施設介護サービス給付費は、計画額に対して四千四十七万八千九百七十三円減少していますが、これは、二〇一五年から介護保険制度が変わって、まず、要支援を総合事業へ移行し、保険給付を外しました。そして、在宅で介護している世帯がかなり増えている傾向があるのは、特養入所を要介護三以上と限定され、在宅で介護せざるを得ない世帯も多いことを表しているのではないのでしょうか。そしてまた、初期の認知症予防対応も課題となっています。

介護保険制度は、そもそも、社会全体で担うとして始まりました。しかし、当時の安倍政権は、介護離職ゼロを掲げながら、本市でも顕著に現れているように、二〇一五年から保険給付の対象を狭めたり、自己負担を引き上げたりしてきました。度重なる制度の改悪は、事業所収入の引下げ、介護給付外しと続いております。

一方で、高齢者の頼みの綱の年金額は下がり続けています。私たちの税金は、社会保障を予算を削るのではなくて、五兆円にも上る

軍事費をこそ削り、命、暮らしを守ることにこそ使ってほしい、この声が多く国民の声ではないでしょうか。

以上、介護保険制度の改悪でなく、改善していくべきだということと強く訴えまして反対の討論といたします。

私たちの自治体から国に対して介護保険制度、国の制度を改善していくよう強く訴えるために、私は、地方の議会からこの声を反対の討論として上げていきます。決して西之表市民に直接関わることではないとは言えません。国の制度の中で私たち地方自治体の住民は生活しています。そのことを強く訴えまして反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「二番 小倉初男君登壇」

○二番（小倉初男君） 認定第五号、令和元年度西之表市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に賛成の立場から討論をいたします。

賛成の趣旨につきましては、先ほどの国民健康保険と同様でございます。

終わります。

○議長（永田 章君） ほかに反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、決算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

△認定第六号 令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会

計歳入歳出決算認定について

○議長（永田 章君） 次は、日程第一六、認定第六号、令和元年

度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

「決算特別委員長 田添辰郎君登壇」

○決算特別委員長（田添辰郎君） 本委員会に付託されました認定第六号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出

決算認定について、審査の結果を報告いたします。

歳入二億二千四百九十二万九千九百九十二円、歳出二億二千二百九十六万七千五百八十八円で、実質収支額は百十六万八千八百五十四円の黒字となっております。

歳入の主なものは後期高齢者医療保険料で、収入未済額は十四万三千二百二十六円で、前年度と比較して八三・四％減少となっております。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金で、二億三百八十八万二千百十四円で、前年度と比較して〇・二％減少しております。なお、被保険者は三千三十四人で、平成二十年四月制度施行当初と比べ、六・六八％増加しております。

本委員会では、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 認定第六号、令和元年度西之表市後期高齢者特別会計歳入歳出決算認定について、日本共産党市議団を代表いたしました委員長報告に反対の立場から討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、発足から十年を経過いたしました。

当初の二年間は、本市では一人当たりの医療費が低く、激変緩和措置で負担軽減をされましたが、二〇一九年度から軽減措置が廃止され、年々、保険税の負担は重くのしかかっています。

戦中、戦後、日本の再建のために力を尽くし、健康にリスクを抱えている七十五歳以上の高齢者を別枠に囲い、年額で十八万円の年金口座から容赦なく天引きします。年金も年々引き下げられる中で、この制度は高齢者の暮らしを不安にさらしております。

一方、国は国民の命と暮らしを守る社会保障予算を削り、高額な兵器の爆買い、基地建設費などの日本の今年度負担は五兆三千四百億円でまで膨れ上がり、国民一人当たり四万二千円のローンを抱えているという報道もあります。

そんな中で、心身に不安を抱える高齢者を別枠に囲い、県内一律の保険料を徴収するこの制度は、今後ますます医療費がかかり、一人当たりの負担が増えていくことは必然です。高齢者を別枠で囲うこの制度では、社会で支えるべき高齢者の命、暮らしは守れない制度であることを指摘いたします。

住民の声を私たち地方議員が国に届けること、これが私たち一人一人の議員、そして議会の役割だということを常に私は意識して、国に対しても制度の改善を求めていきます。地方から住民の声を国に伝えていくことが私たち議員の役割だということを強く意識して、反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「一番 下川和博君登壇」

○一番（下川和博君） 認定第六号、令和元年度西之表市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員長報告に賛成の立場で討論させていただきます。

本案は、令和元年度の決算審査の、今は、討論であります。反対者は、国の制度とか政府の姿勢等を反対の理由に述べておりますけれども、この場で反対理由にするのはいかがなもんかと。一般質問でしていただきたいと思えます。

なお、審査自体においては、決算の内容について、委員の中から疑義のようなものは出ておりません。意見はなかったように私は感じております。

以上、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、決算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。  
ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

#### △認定第七号 令和元年度西之表市水道事業会計決算認定につ

いて

○議長（永田 章君） 次は、日程第一七、認定第七号、令和元年度西之表市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

決算特別委員長の報告を求めます。

〔決算特別委員長 田添辰郎君登壇〕

○決算特別委員長（田添辰郎君） 本委員会に付託されました認定第七号、令和元年度西之表市水道事業会計歳入歳出決算認定について、審査の結果を報告いたします。

令和元年度給水件数八千七百五十二件、対前年度比三・〇五%減、総給水量百九十六万三千七百二十一立方メートル、対前年度比二・七一%増、給水人口は、深川、能野、武部地区の給水が開始されたことに伴い四百七十六人増加し、一万四千八百三人、対前年度比三・三二%増となっております。

有収率は七八・七四%で、昨年度と比較して〇・七ポイント下降しています。資本的収入は六千五百七十五万八千四百十二円で、対

前年度比九〇・一四%減少しております。これは、負担金が六百七十九万四千二百円、補助金が三億五十九万五千円、企業債が三億四十万円の減少したことによるものです。

令和元年度の損益については、四億四千九十五万二千八百三十三円の総収益に対し、総費用四億三千五百一十一万三千七百二十二円で、差引き六百八十三万九千一百一十一円の利益となっております。

当年度未処理欠損金は二億千七百四十七万九千九百六十六円となりました。

令和元年度末企業債残高は十八億四千八百四十一万九千九百一十一円となっております。

本委員会は、慎重審査の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

今回の決算審査に当たり、昨年から九月議会中に行うようになり、短期間で集中的に行うようになりました。職員の皆様には御迷惑をかけております。簡潔で要領を得た分かりやすい説明に徹底していただきました。報告を終わるに当たり、深く感謝いたします。ありがとうございます。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終了し、討論に入ります。反対討論はありませんか。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 認定第七号、令和元年度西之表市水道事業会計歳入歳出決算認定について、日本共産党市議団を代表いたしまして委員長報告に反対の立場で討論を行います。

水道事業は、市民の重要なライフラインです。それを守るために、職員が日夜努力されていることに大変感謝いたします。また、当年度は、深川、能野、武部地区で給水が開始されました。給水人口四百七十六人、三・三二%の増、総給水量二・七%の増となり、住民の暮らしも改善されたのではないのでしょうか。

一方、水道事業経営では、給水原価が前年度に比べ十五円高くなっています。供給単価一立方メートル当たり二百三十八円に対し二百五十三円と、十五円高い経費がかかっています。当年度純利益は六百八十三万円余りとなり、累積欠損金は減少したとの報告です。今後、何らかの経営改善も求められているのではないのでしょうか。

また、人員配置の点でも、業務量が増大する中で、住民の安心安全な水道事業を進めるための水道事業を担う専門職など、必要な人員の確保や、そして育成は、依然として課題となっていることを指摘いたしました。反対の討論といたします。

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「九番 鮫島市憲君登壇」

○九番（鮫島市憲君） 認定第七号、令和元年度西之表市水道事業会計決算認定について、委員長報告に賛成の立場で討論いたします。

御承知のように、本市の水道事業の受益面積は広範囲に及び、地

形的にも山間地の多いことから、配水管や送水管の布設延長も長く、経営効率が低い地域等も多いことから、当然、事業経営の影響も生じます。

反対討論の職員体制についてですが、水道課では、年々、経験豊富な職員の退職者が多数ある中で、水道事業の経営の安定化、確率化を目指して、多くの課題を抱えながらも、行財政改革を最優先した健全化を堅持しながら、職員の削減を臨時職員で補うなど、相当の取組がなされています。

一方、業務への取組においても、阿曾浄水場に遠隔管理システム装置が設置され、瞬時に漏水区域の確認が可能となったことに併せ、毎日の施設巡視及び関係施設や機材、機器等の点検管理の強化に努めております。

本事業で示され、本決算に示された給水原価、すなわち水を作る経費は、説明がありましたように、立方メートル当たり二百五十三円で、供給単価、水を売る単価は二百四十八円と、一立方メートル当たり五円の赤字をもって供給しております。まさに逆ざやの現状にあります。この数字は、さきにも述べました本市の住宅環境を考慮する場合、地域環境に合った様々な対策を講じていかなければ水道事業は継続できないものと理解しているところであります。

また、公営企業経営の技術及び会計業務に精通した職員の体制について、本市の水道事業は小規模で、一般行政との間で人事異動が定期的に行われることから、水道を理解している人材の育成が難し

く、今後の展望として、水道事業経営の基本理念とも言える精通した水道を経営する人、施設を造る人、経営を維持する人の三者を育成し、この三者が日常的に交流していくことで、それぞれが求めるもの、保育している技術や知識をお互いに知ること、水道が継続的な発展を続ける原動力となることは当然のことです。

反対者討論の水道事業に見合った人員の配置、確保についての意見は十分に理解できるものの、審査の中で説明がなされましたが、正規、非正規職員の相互の連携を深め、創意工夫をもって対応していることを高く評価するものであります。

今後とも、市民に安心安全なおいしい水の安定的な供給に努めるとともに、有収水量の確保を図るとともに、水道使用料の収納率の向上に精励されることを願い、賛成討論といたします。

○議長（永田 章君） ほかに討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、決算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。  
ボタンの押し忘れはありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

賛成多数であります。

よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決しました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時頃より再開いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

△請願第二三号 西之表市ウミガメの繁殖促進及び生息環境保

全等に関する条例制定を求める請願書

○議長（永田 章君） 日程第一八、請願第二三号、西之表市ウミガメの繁殖促進及び生息環境保全等に関する条例制定を求める請願書を議題といたします。

産業厚生委員会、生田委員長から、委員会において審査中の事件につき、西之表市議会会議規則第一一条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出がありました。

ただいまより質疑に入ります。

「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。  
反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本件を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案については、産業厚生委員長申出のとおり、継続審査に決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、請願第二三号は継続審査と決しました。

#### △議案追加上程・審議

○議長（永田 章君） 次は、議案の追加についてお諮りいたします。

ただいま、会議規則第十四条第二項の規定により、議会運営委員会から、議案第六九号、西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてが、総務文教委員会から、議案第七〇号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書の提出についてが、また、市長から、議案第七一号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第七号）の議案三件が提出されました。

この際、議案第六九号、議案第七〇号、議案第七一号の議案三件を追加上程し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

それでは直ちに議案審議を行います。

#### △議案第六九号 西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（永田 章君） 日程第一九、議案第六九号、西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長 下川和博君登壇〕

○議会運営委員長（下川和博君） 議案第六九号、西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出をいたします。

令和二年九月二十五日、提出者、議会運営委員会委員長、下川和博。

西之表市議会委員会条例の一部を改正する条例。

西之表市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第二条中、失礼しました、第二条の表中、総務文教委員会及び産業厚生委員会の委員定数「八人」を「七人」に改める。

第四条第二項中、議会運営委員会の委員の定数を「七人」から「六人」に改め、第七条第二項中、資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数を「七人」から「六人」に改めるものであります。

附則として、この条例は、西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

提案理由については、西之表市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定に伴い、西之表市議会委員会条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。議員各位の御賛同、よろしくお願いをいたします。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員会付託を省略したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案どおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

△議案第七〇号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方

財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

○議長（永田 章君） 次は、日程第二〇、議案第七〇号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

〔総務文教委員長 河本幸男君登壇〕

○総務文教委員長（河本幸男君） 西之表市議会会議規則第十四条第二項の規定により提出します。

提出者、総務文教委員会委員長、河本幸男。読み上げて説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）。

新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、我が国は戦後最大の経済危機に直面している。地方経済にも大きな影響が及び、本年度はもとより来年度においても、地方税、地方交付税など一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体では、医療・介護、子育て、地域の防災・減災、雇用の確保など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対

策にも迫られ、地方財政は巨額の財政不足を生じ、これまでにない厳しい状況に陥ることが予想される。

よって、国においては、令和三年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の事項を確実に実施されるよう強く要望する。

記

一、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税など、一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

二、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

三、令和二年度地方税収が大幅に減収となることが予想されることから、思い切った減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象になる税目についても、地方消費税を含め、弾力的に対応すること。

四、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な調整、合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては、有効性、緊急性を厳格に判断すること。

五、とりわけ固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹に影響する見直しは、土地、家屋、償却資産を問わず、断じて行わないこと。さきの緊急経済対策として講じた特例措置は、

臨時、異例の措置としてやむを得ないものであったが、本来、国庫補助金などにより対応するべきものである。よって、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和二年九月二十五日、鹿児島県西之表市議会。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣であります。

議員各位の御賛同方よろしく願います。

○議長（永田 章君） 質疑に入ります。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案も委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま本案が議決されました。その字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に一任されたいと思えます。御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決しました。

△議案第七一号 令和二年度西之表市一般会計補正予算（第七号）

○議長（永田 章君） 次は、日程第二一、議案第七一号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第七号）を議題といたします。

議案説明を求めます。

〔財産監理課長 奥村裕昭君〕

○財産監理課長（奥村裕昭君） 御説明いたします。

本案は、議案第七一号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第七号）であります。

別冊の予算書条文を御覧ください。また、参考でお配りしております詳細説明書についても御覧いただければと思います。

第一条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七千二百一十一万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百二十九億七千七百八十万二千円とするものであります。

本案は、台風十号の襲来による災害復旧に関連した補正予算ということとなります。

それでは、事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

六ページをお開きください。

二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費、十節需用費に二百八十三万八千円増額しております。こちらは、市役所庁舎屋上の防水シート修繕に係る費用となっております。

その下、二款、一項、十目財産管理費、十節需用費に一千七万五

千円を増額しております。こちらは、旧国上中学校及び旧現中学校の施設修繕に係る費用であります。

その下、三款民生費、一項社会福祉費、三目老人福祉センター管理費、十節需用費に六百二十七万六千円増額しております。こちらは、老人福祉センター屋上の防水関連の修繕に係る費用となっております。

その下、六款農林水産業費、一項農業費、十四目西京ダム管理費、十節需用費に百六十七万二千円を増額しております。こちらは、ダムの中央付近に固定してある浮棧橋の固定ワイヤーが切れたため、この修繕に対応しようとするものでございます。

その下、九款消防費、一項消防費、四目災害対策費、三節職員手当等に五百二十四千円増額しております。今回の台風により、災害対策本部や避難所対応に当たった職員の時間外勤務手当相当分を今後に備えて計上しております。

その下、十款教育費、一項教育総務費、五目教育住宅管理費、十節の需用費八万八千円の増額は、強風により破損した桜が丘教職員住宅のフェンスの修繕に係る費用です。

その下、十款教育費、二項小学校費、一目学校管理費、十節の需用費十三万二千円の増額は、古田小学校の引込み電線の復旧に係る費用となっております。

七ページをお開きください。

十款教育費、三項中学校費、一目学校管理費、十節の需用費二十

九万七千円の増額は、種子島中学校の渡り廊下の屋根の修繕に対応しようとするものでございます。

その下、十款教育費、五項保健体育費、五目体育施設管理費、十節の需用費七十九万六千円の増額は、安納市営球場の防球ネット修繕に係る費用を計上しております。

その下、十一款災害復旧費、一項農林水産施設災害復旧費、一目現年度単独耕地災害復旧費、十三節使用料及び賃借料を百四十三万円増額しています。こちらは、今後の災害復旧に対応するため、重機借り上げするための重機借上料となっております。

その下、三目現年補助災害復旧費に一千七百五十五万九千円増額しています。主なものといたしまして、十四節工事請負費一千七百万円。こちらは農地一件、農道二件、水路一件の災害復旧工事に係る費用となっております。

十一款災害復旧費、二項公共土木施設災害復旧費、一目現年度発生単独災害復旧費、十三節の使用料及び賃借料を百五十万一千円増額しております。災害の復旧に対応するための重機借上料となっております。

その下、二目現年発生補助災害復旧費、十四節工事請負費に二千百万円追加しております。こちらは、道路二件、河川一件の災害復旧工事に係る費用となっております。

その下、十三款予備費、一項予備費、一目予備費に三百二十四万三千円を増額しております。こちらは、今後の災害や新型コロナウイルス

イルス対応などに備えるため、当初予算相当額を確保しようとするものでございます。

続いて、歳入について御説明いたします。

五ページをお開きください。

十一款分担金及び負担金、一項分担金、二目災害復旧分担金、一節農用地災害復旧事業費分担金に八千円を追加しております。こちらは、農用地災害復旧工事に伴う受益者負担分となっております。

その下、十三款国庫支出金、一項国庫負担金、三目災害復旧費国庫負担金、一節の公共土木施設災害復旧費負担金に一千六百八十万円追加しております。こちらは、歳出で御説明いたしました公共土木施設災害復旧工事に对应しております。

その下になります。十四款県支出金、二項県補助金、九目災害復旧県補助金、一節の農林水産施設災害復旧費補助金に一千百三万五千円増額しております。こちらも、歳出で御説明いたしました農地・農業用施設災害復旧工事に对应しております。

その下になります。十七款繰入金、二項基金繰入金、一目基金繰入金、一節の基金繰入金は、財政調整基金からの繰入額を四千四百二十六万八千円増額しております。こちらは、今補正予算の財源調整となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（永田 章君） 説明は終わりました。

質疑は省略いたします。

本案は、予算特別委員会に付託いたします。

ここで、予算特別委員会開催のため休憩をいたします。予算特別委員会は直ちに委員会を開催し、議案審議をお願いいたします。

再開時間につきましては、庁内放送でお知らせいたします。  
ここで休憩いたします。

午後一時十九分休憩

午後二時二十七分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続行いたします。

○議長（永田 章君） 予算特別委員長の報告を求めます。

「予算特別委員長 小倉初男君登壇」

○予算特別委員長（小倉初男君） 議案第七一号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第七号）。

本委員会が付託を受けました議案第七一号、令和二年度西之表市一般会計補正予算（第七号）について、審査の結果を御報告いたします。

今回の補正は、先般の台風十号の襲来による災害復旧に関連するものであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ七千二百一十一万一千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百二十九億七千七

百八十万二千円とするものです。

補正の内容につきまして、歳入から説明します。

まず、分担金及び負担金の災害復旧費分担金については、農地災害復旧工事に伴う受益者負担分を追加しています。

国庫支出金、災害復旧費国庫負担金の千六百八十万円の追加は、歳出の道路二件、河川一件の災害復旧工事費に対応しております。

県支出金、災害復旧費県補助金の一千百三万五千円の追加は、歳出の農地一件、農道二件、水路一件の災害復旧工事費に対応しております。

繰入金、基金繰入金は、今補正予算の財源調整との説明を受けました。

次に、歳出について説明します。

まず、総務費の一般管理費の追加は、市役所庁舎屋上の防水シートへの修繕に係る費用、財産管理費の追加は、旧国上中学校と現中学校の施設の修繕に係る費用です。

民生費、老人福祉センター管理費の追加は、同センターの屋上の防水関連の修繕に係る費用です。

農林水産業費、西京ダム管理費の追加は、ダムの浮棧橋の修繕に係る費用です。

消防費、災害対策費の追加は、災害対策本部や避難所対応に当たった職員の時間外手当相当分を、今後に備え、計上するものです。

教育費、教員住宅管理費は、桜が丘教職員住宅のフェンスの修繕

に係る費用です。

また、同じく教育費の小学校費、学校管理費については、古田小学校の引込み電線の復旧に係る費用で、中学校費の学校管理費については、種子島中学校の渡り廊下の屋根の修繕に対応しようとするものです。

体育施設管理費については、安納市営球場の防球ネットの修繕に係る費用です。

次に、災害復旧費の農林水産施設災害復旧費、現年度単独耕地災害復旧費は、今後の災害時応急対策として重機借上料百四十三万円を追加しています。また、現年補助災害復旧費では、主に農地・農業用施設の災害復旧工事に係る費用として一千七百万円を追加計上しております。

同じく災害復旧費の公共土木施設災害復旧費、現年発生補助災害復旧費の補正は、公共土木施設の災害復旧工事に係る費用二千百万円の追加が主なものです。

予備費の増額については、今後の災害や新型コロナウイルス感染症対応等に備えるため、当初予算額相当を確保しようとするものです。

本委員会は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（永田 章君） 委員長報告は終わりました。

質疑は省略いたします。

これより討論に入ります。

反対討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 賛成討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 以上で討論を終結し、これより本案を採決いたします。

この採決は電子表決により行います。

本案について、決算特別委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

それでは、電子表決を開始します。

ボタンの押し忘れはありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 押し忘れなしと認めます。採決を確定します。

全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（永田 章君） 明日二十六日、二十七日は休会です。二十八日は午前十時から本会議を開きます。日程は市政に対する一般質問です。

---

△散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後二時三十四分散会

本會議第三号（九月二十八日）

本会議第三号（九月二十八日）（月）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一番 田添辰郎君  
二番 生田直弘君  
一番 橋口好文君  
二番 長野広美さん  
三番 渡辺道大君  
四番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一一条による出席者

市長 八板俊輔君  
副市長 中野哲男君  
教育長 大平和男君  
会計管理者兼  
会計課長 下川由喜さん  
総務課長兼  
選管書記長 大瀬浩一郎君  
企画課長 森真樹君  
市民生活課長 川畑利昭君  
財産監理課長 奥村裕昭君  
地域支援課長 松元明和君  
税務課長 柳田さゆりさん  
健康保険課長 長野望君  
高齢者支援課長 下川昭代さん  
経済観光課長 岩下栄一君  
農林水産課長 中野賢二君

◎議会議務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和二年九月二十八日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第三号のとおりであります。

議事日程（第三号）

日程第一 一般質問

六番	川村 孝則	議員
一三番	橋口 好文	議員
三番	竹下 秀樹	議員
一五番	渡辺 道大	議員
一六番	橋口 美幸	議員

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げておきます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、川村孝則君の発言を許可いたします。

〔六番 川村孝則君登壇〕

○六番（川村孝則君） 皆さん、おはようございます。

一般質問トップバッターとなりました。私の記憶では多分初めての経験でありますので、どうぞよろしくお願いします。

議場の設備が新しくなって、ライブ中継も始まるということになります。この中継を御覧になっている方々にも、本当に、私自身、質問を分かりやすく、そして理事者の皆さんには分かりやすい答弁をぜひお願いしたいというふうに思います。

先日の台風十号でありますけれども、最近にない本当に大型の台風ということで、市民の皆さん方、本当に危機感を持って防災対策、避難行動等各自行動されて、当初想定されたほどの大きな被害が出なかったことは幸いだと思っております。

まだ台風シーズンは終わっていませんけれども、引き続き市民の皆さんには今後ともしっかりと防災対策を行っていただきたいというふうに思います。

先日の本会議で、災害復旧関連予算も可決をされました。速やかな執行をお願いしたいと思います。

また、本定例会は、六月議会に引き続きコロナ対策ということで一般質問の時間短縮、議場の換気も行ってまいります。なかなか終息

が見えない中ではありますけれども、私も含め市民一人一人が今後とも感染防止に気をつけていかなければならないというふうに思います。

本定例会では、コロナ対策として、商業や福祉、教育等に支援策の予算が先日の本会議で可決されました。コロナ禍において生活に苦勞されている市民もいらっしやると思います。当局においては、できるだけ速やかな執行をお願いしたいと思います。

それでは、通告順序に従って一般質問をいたします。まず、商店街の中核施設についてであります。

三月議会でも一般質問をいたしました。その後どうなっているのか、県有地や物産館及び港からの歩道の整備の問題、どこまで協議が進んでいるのか、現況と今後の計画を伺いたいと思います。

○議長（永田 章君） 基本的な計画を市長が述べられて、その後、岩下課長に詳細については伺います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お尋ねの中核施設についてでありますけれども、就任以来、港町再生の重要なテーマとして取り組んでいるところであります。

細かい進行状況については、担当課長のほうから御説明をいたします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 現状と今後の計画につきましてお

答えをさせていただきます。

港町再生における中核施設につきましては、地域にある資源を有効活用し、町全体を一つの集客機能として捉え、施設を分散配置する方針の下で具体的な検討を進めております。

この施設の一つで、現在、現和物産館のある建物につきましては、老朽化が心配されることから、昨年度、コンクリートの耐力調査を実施したところでございます。

施設に必要な機能につきましては、新型コロナウイルスの影響もあり、想定どおり進捗はできておりませんが、今後、専門家のほか関係団体や市民の方々の御意見も伺いながら、整備に向けた計画案というのを年度内に取りまとめたいと予定でございます。

また、県有地及び港からの屋根つき歩道等につきましては、西之表港整備との関係もあることから、港湾整備計画の見直しを踏まえ、検討してまいります。

なお、旧榕城分団跡地につきましては、本議会でも予算計上いたしました。町なかゾーンにおいて商店街の中心に位置する憩いの場として整備することとしております。

以上です。

○六番（川村孝則君） まだまだちょっと時間がかかるようでありますけれども、いずれにしても、市長就任以来、この問題については何回となくいろいろとお尋ねをさせていただきましたが、ちよつとこの任期四年間ではなかなか達成ができないような状況でありま

すので、早急に、せめて年度内にしつかりとした整備計画はつくつていただきたいというふうに思います。

併せて、次の質問です。これ、書画カメラを使ってですね、ちょっとお聞きしたいと思うんですけども、県有地から物産館までの道を通って、動線ですけれども、どの道を通っていくのかということですね、ぜひお尋ねをしたいと思います。

今映りましたけれども、県有地から、これが物産館ですけども、動線が、どこを通って行くのかと。これは水路だということだそうですが、担当課にお聞きしても、水路も一つの案みたいで、水路に蓋をして、だけど水路はいろいろ木が覆いかぶさって、環境的にいかがなものかなと。民家の裏を通っているような水路でありますけれども。

いずれにしましても、県の県有地を駐車場として想定しているわけでありますので、駐車場から近いところを通って物産館のほうに行くということになるかと思いますが、今の段階でどのように検討されているのかお伺いしたいと思います。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** 県有地から物産館までの動線についてお答えをいたします。

動線につきましては、歩道のある既存の臨港道路の通行のほうを想定しております。このほかに、今議員のほうがおっしゃいました両施設の間に位置する川畑下水路の活用というのも併せて検討しております。具体的には、現在の水路に上蓋をかけまして、歩道と

して整備することにより、移動も短く、木陰で歩きやすい歩行空間を確保できないかと考えております。

今後、関係課との協議の上で、精査をしまいたいと思います。以上です。

○**六番（川村孝則君）** 今課長がおっしゃったことは、歩道ということですので、この道とこの水路と、この二つの案が、今、想定をされているというふうに理解してよろしいですか。

○**経済観光課長（岩下栄一君）** そのとおりでございます。

○**六番（川村孝則君）** この問題について、最後に市長に伺いますけれども、先ほど、これまでの現況と今後の計画を伺いました。最終的に、いつ頃これを完成する見込みにあるのかということが一点です。

もう一つは、今、県有地のことをお尋ねしましたけれども、県有地が主な駐車場としてということになると思うんですけども、これ、以前の計画でも、拠点施設として県有地が主な場所でしたけれども、交通の拠点という部分もかみ合わせた、そういった想定をした県有地の場所だったと思うんです。

ですから、県有地を駐車場として使用するというのであれば、交通拠点ということも併せて検討してもいいんじゃないかと。巡回バスがあったり、どんがタクシーがあったり、そしてまた、ある意味、観光バスも駐車できるようなところ、そういったところもこの県有地は使用するというふうな、そういった計画というのは

今の段階ではどうなんでしょうか。その点、市長にお伺いします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

この中核施設のことに關しましては、いろいろ様々な御意見を伺っている中でですね、当初、一か所ということで検討してまいりましたけれども、中核となる複数の施設に機能を分散して配置するということが、町全体を一つの集客機能として回遊してもらうと、そういう方向に少し変わってきているような気がいたします。そういうわけで、少し時間がかかっております。

それから、時期的にはですね、任期中にということで努力をしてきたわけですが、なかなかその辺が難しくなってきたのかという気がいたします。

それから、交通機能のことについてのお尋ねですが、今おっしゃるように、そういう機能も備えることも視野に、選択肢として考えていいと思います。また、港が近くにございますので、それとの関係も含めてですね、交通機能の点でも十分に注意しながらやっていきたいと思えます。

以上です。

○六番（川村孝則君） 今お尋ねした点で、市長が先ほどおっしゃったんですけれども、いつ頃最終的に完成するかというのは、今の段階では、まだはつきりとした答弁はできないということを受け止めてよろしいんでしょうか。もう一度、それ、お願いします。

○市長（八板俊輔君） 任期中ということでありましたけれども、

任期中の完成という意味ではですね、難しいのかなというふうにごえっております。

○六番（川村孝則君） 分かりました。

次に移ります。

青少年ホームの改修、改善についてであります。以前、この件については質問させていただきましたが、当時、市長が検討をするということでしたので、その後の経過を少しお伺いをしたいというふうに思います。

〔社会教育課長 中里千秋君〕

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

平成三十年の第二回定例会において、城ノ浜海岸公園と隣接するスポーツ施設と一体的な海浜公園施設として整備する際には、併せて勤労青少年ホームについても改修、改築してどうかとの御提案をいただきました。

現状として、勤労青少年ホームは、集会やレクリエーション活動など、年間延べ七千人が利用している施設でございます。年二回開催する運営委員会や利用者からの施設運営に対する御意見としては、生涯学習の場また憩いの場として利便性が大変よいところで、現状の施設機能を維持してほしい旨の要望が根強くあるところでございます。

周辺施設を含めた一体的な社会教育施設としての在り方を検討していく一方、利用者のそうした要望をどう吸収していくのか、さら

に検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○六番（川村孝則君） 今担当課から考え方は伺いました。いずれにしましても、もう少し時間をかけていろいろと検討させていただきたいと思いますが。

市長にお伺いしたいんですが、以前、私がこの問題を取り上げていろいろとお尋ねしたときに、市長としても、一定程度、その内容は理解をいただいで、いろいろと今後検討させていただきたいという旨の答弁だったというふうに考えているんですが、今後、再来年度、今、第六次長期振興計画の中に本市があるわけですから、再来年度は第七次長期振興計画の計画が策定されると思うんですが、いずれにしましても、その第七次長期振興計画の中においてこの問題を位置付けていただく、そういった考えが、今の段階、どうなんでしょう、ありますか。そこら辺、ちよつと考え方をお伺いしたいというふうに思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員おっしゃいますように、第六次長期振興計画につきましては、二〇一八年から二〇二五年までという八年間ということになっておりますけれども、第七次ということも踏まえながらですね、周辺施設を含めた一体的な社会教育施設としての在り方を検討していくことになろうかと思えます。

市民の皆様の御意見を、御要望についてもしっかりと受け止めて進

めてまいりたいと考えております。

○六番（川村孝則君） ぜひよろしくお願いをいたします。

次に移ります。

出産祝い金、仮称ということでもありますけれども、常々私が質問していることでありまして、その条例制定についてお伺いしたいというふうに思うんです。

今回、ゼロ歳児に対する子育て応援券を現行の一万二千円から六万円に大幅に増額していただいたことには、市長の決断を高く評価をしているところです。

ただ、私がこの問題を取り上げている趣旨は、今後、本市の子育て世帯に対して、西之表市としてしっかりと制度として定着をさせて、安心して子育てを応援する、そういう体制を整備する必要があるのではないかと、そういう思いから条例の制定を訴えているわけであります。

現行、今回の大幅な、応援券を増額していただいたことは、財源はふるさと納税でありますので、そういう部分でいくと、毎年毎年同じような寄附金が集まるかどうか、それはもう将来のこととは分かりませんので、その年その年で応援券の額が変更にならないかという不安も、ある意味、子育て世帯からすれば、そういったことも、不安に駆られる要素もあるのではないかというふうに思うんです。

ですから、ふるさと納税がずっと毎年同じような寄附金が集まれば、それもそれでこしたことはないんですが、私はやっぱり、西之

表市にもちゃんとこういう、今からの子育て世帯に対して、一人でも多くの子どもを産んでいただいで、その子育て世帯にしっかりと西之表市も応援しますよと、そういうふうな姿勢はですね、市長の姿勢として、やっぱりしっかりと条例を制定してすべきではないのかというふうに思うんですが、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

出産をスタートとする子育て世帯への支援というのは、可能な限りやっていかなければならないとあります。

議員お尋ねの、条例の整備についてのお尋ねをいただきましたけれども、例規の整備手続については、所管課のほうからお答えをしたいと思います。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） 子育て応援券の支給に係る例規の制定について御説明をいたします。

子育て応援券は、平成二十四年三月三十日西之表市告示第四十九号、西之表市子育て応援券支給事業実施要綱に基づき、出生時と一歳到達時に応援券を交付し、乳幼児の出生と成長を祝福するとともに、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的としているところでございます。

議員から御案内もあつたとおり、本年度から、出生時に六万円相当、一歳到達時に一万二千円相当の応援券を交付をさせていただいております。

この要綱は、市民と関係が深い子育て応援券支給事業の実施方針又は実施内容について定めたものでございます。

一方、条例の制定につきましては、法令において定めがあるもの、また市民に義務を課し、または権利を制限するものについては、必ず条例方式による制定が求められ、市民生活において重要性、継続性があるものについては、条例方式により制定することができるとされております。

また、規則におきましても、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関して制定することができるかとされているところです。

この子育て応援券支給事業は第六次長期振興計画にも記載がされ、かつ、さきに御説明したとおり、当該要綱は、市民に義務を課したり、権利を制限したりする内容ではなく、事業の実施方針又は実施内容について定めたものであるという点から考えると問題はなと思われませんが、市民生活への関わりや継続性をより一層明確にする意味でも、今後、条例又は規則の制定について検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○六番（川村孝則君） 今いろいろと所管課から御説明をいただきましたけれども、今の現行の応援券の支給というか給付というか、それはそれで、それも市長の考えでやっていることでありまして、子育て世帯に対する対応というのは市民の方々も理解をされていると思うんですが、制度として定着をするべきというのが私の趣旨で

ありますので、それが今後、未来永劫、西之表市の子どもたちには、子育て世帯にはしっかりと出生時には市から幾らかのそういった祝い金が給付をされると、交付をされるというふうな、そういった体制をですね、ぜひつくっていただきたいと思えます。

今担当課長からはそういうことで、今後、条例制定に向けては検討をしていきたいということでありますので、そこはぜひ市長も同じような考えでいらつしやるというふうな、確認の意味ですけども、それでよろしいですか。

○市長（八板俊輔君） たいだいま所長からお答えしましたとおり、この問題を制度として高めるというようなことで、趣旨については承知いたしましたので、また検討をしてまいりたいと考えております。

○六番（川村孝則君） ぜひお願いをしたいと思います。

それでは、最後の質問に移りますが、馬毛島の問題についてお伺いをしたいと思います。

ちよつと順番を変えますので、（二）のほうから先にお伺いをしたいと思います。 （二）市長自身の地元合意ということで、これはあくまでも言わずもがなのような質問になるかもしれませんけれども、再確認をしたいということがあります。

これまでいろいろと市長からいろんな答弁をいただきましたが、市民全体の意見を踏まえた中でも、最終的には市長自身そして議会というふうな、それぞれ、議会はそういった賛否の決議はもう既に反

対の決議をしておりますけれども、そうした市長と議会と、それぞれのそういった賛否の判断で、それが地元の合意という形に捉えていいのかどうかというのをですね、その点、簡単でも結構ですが、ちよつとお伺いをしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員お尋ねの件は、馬毛島にFCLP、米軍の訓練の施設を造る点についての賛否というふうなことであろうかと思えます。

この点につきましては、現在、防衛省とやり取りしております。また後ほどお答えする機会があると思えますけれども、それを踏まえまして、首長と議会、首長の考えというのは、示すことが、段階が参ります。そしてまた、その結論と、それから議会の考えが一致すれば、さらに強い地元の意思ということになるというふうな考えております。

○六番（川村孝則君） 今の市長の答弁ですけども、いずれにしても、市長と議会と、それぞれこの馬毛島問題については、賛否の判断が、いわゆる地元の合意になるかならないかという部分のそういう判断になり得るといふふうには私は受け止めましたけれども、それでよろしいですね。

○市長（八板俊輔君） それで結構でございます。

○六番（川村孝則君） それでは、（一）に移りますけれども。

三月の議会であります。私がこの問題、馬毛島の問題で質問したときに、市長は、防衛省は地元の合意なしに強引に推し進めること

はないというふうに答弁をさせていただきます。

現在防衛省が行っている、また今後予定している環境アセスメント、影響調査の件ですけれども、これは防衛省も明言しておりますけれども、あくまでもFCLP訓練と自衛隊の基地施設を建設、造ることを前提とした調査ということで、これは防衛省がもうそのように明言をしているわけですけれども、そういうことで、これは、地元の合意なしでも、その調査は調査として受け止めて、どうぞやってくださいというふうに市長は考えているのかどうか、その点をちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

先月の八月七日に防衛省の副大臣が来られまして、施設の配置案それからイメージ的なものは示されているところであります。

ただ、具体的な施設の内容ですとか、例えば交付金の額ですとか、隊員の種子島における居住施設ですとか、騒音、それから建設、決定の手順、それから今地元の合意と言われましたけれども、同意といたしますか、そういうことがどういうふうに反映されるのかということ、詳細については明らかになっておりません。

そういうところを、今、質問書を出しまして、それについての回答を待っている。今月中に回答してもらおうということになっておりますけれども、そういうものがそろった段階で、それをまた整理して、首長としての意見を、判断を示す段階が来ると思います。

そういう意味では、地元の同意なしでこの建設が進むというふう

には考えておりません。

以上です。

○六番（川村孝則君） ちょっといろいろ詳しく語る説明いただきました。

今、先日の防衛省の説明に、来島して市長とか議長に説明したことに対して、市長が質問書を提出して、その回答は防衛省からまだ来ていませんと。それも踏まえた上で、最終的に判断をしたいと。で、今、最後におっしゃったように、地元の同意なしには、この調査は、ある意味、できないというふうに判断をしているということですよ。市長、そういうことでよろしいですね。

○市長（八板俊輔君） すみません、先ほど環境アセスの件も、私、触れ忘れましたけれども、その環境アセスということもですね、いろいろ防衛省に問合せをしている進行のスケジュールといいますか、その辺についてもまだきちんとした答えが返ってきていないわけですから。

例えばですね、これまでの説明ではですね、基本検討とか詳細検討とか細かなことがありますけれども、そういうふうに段階的に進めていくということがあって、その先にまた環境アセスというものがスケジュール的には入ってくるというふうに考えているわけですが、その時々ですね、同意ないし合意ということはお互いに確認する局面はあると思いますけれども、いずれにしても、そういう段階段階でのやり取りと、それから全体的な合意というものは

すね、また別というか、考えて、要するに、全体の施設を造るかどうかについての判断というものはですね、地元の同意、つまり首長の同意、これがなければ、先に進めないというふうに考えております。

○六番（川村孝則君） この今の質問ですすね、もう一度ちよっと市長に確認したいんですが、防衛省が行う調査は、あくまでも施設目的を前提とした調査ですよ。今行おうとしているボーリング調査もそうですけども。だから、私が根本的にお伺いしたいのは、調査は調査ですけども、基地を造るのを前提にした調査ということであれば、それはどうなんですか。その調査自体は、調査とそれとはまた別というふうに考えて、施設は施設、調査は調査、それぞれ分けて市長は判断をしていくというふうに考えて、受け止めてよろしいんですか。

○市長（八板俊輔君） すみません、私の説明がちよっと分かりにくくなったかと思えますけど。

これまでの経緯を御説明する中でちよっと申し上げたいと思えますけれども、今年の二月にですね、まだ施設の建設そのものが決まっていないという段階で、詳細設計について発注したということが分かって、それについては、おかしんじゃないかということで防衛大臣宛てに市長名で抗議をしたところであります。

その上で、その詳細設計、つまり本体の施設そのものの直接的な設計については撤回をしたというふうに防衛省が説明をしております。

す。

その前の施設を造れるかどうか、造るかどうかの判断というのをするための調査があるんだというふうな、これは防衛省の説明ですけども、それを基本設計、じゃなくて基本検討ですすね、基本検討という段階があつて、その次に、造るための実施設計というのが詳細検討というふうな言い方をしております。

つまり、現段階では、その詳細検討に入る前の基本検討が終わった段階であるというふうに思います。その基本検討が終わった段階で、先月の八月七日の配置案の説明があつたということであります。その後のやり取りをして、詳細検討に入るかどうかということ、防衛省側が判断して我々にも伝えるということだと考えております。

そんなことでよろしいですか。

○六番（川村孝則君） いずれにしましても、詳細検討までにはまだ至っていないというふうなことで、今市長の説明を受けてですね、ちよっと理解をさせていただきました。

もう一つお伺いしたいんですが、その環境影響調査についてはですけども、先日の新聞やテレビで、漁協のこのボーリング調査のことが報道されていましたよね、これ。

私がかきの六月議会でこの問題について、ボーリング調査に触れたときに、市長の答弁が、調査の適切性についてはかりかねている現状にあると。防衛省に対して、市民や漁業関係者等の意見を踏ま

えて、私どもの意見を述べる機会があると思うので、そのときに判断をしたいというふうに答弁されていると思いますが。

で、漁協は同意書を出したんですけれども、いろいろと、まだ問題がちよつといろいろあるようですけれども、いずれ市長のところ意見書の添付が回ってくるんじゃないかなと思うんですが、その点についてはどのような、今の段階ではどうなんですか、それは。どのような考えをされているんですか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

海上ボーリング調査に関するお尋ねであります。

市の意見書への対応につきましては、馬毛島における海上ボーリング調査に係る本市の対応となるわけでありますけれども、これは、鹿児島県海底の土地管理規則による海底の土地土石採取認可に係る申請と、それから海底の土地使用許可に係る申請、この二つに係る本市の意見書の提出が求められます。

この意見書の作成に当たりましては、影響を受ける権利者、つまり漁協あるいは漁業者の判断が重要となるわけであります。先般、漁協の理事会で同意することを決定したというふうに聞いております。一方で、その決定の在り方について、抗議の動きもあるようであります。

私といたしましては、この状況を注視しつつ、対応を検討してまいります。私といたしましては、この状況を注視しつつ、対応を検討してまいります。

○六番（川村孝則君） 今の答弁でいきますと、そこ、判断はまだ

ちよつと時間がかかるようですね。

先ほど市長からもありましたように、馬毛島の東海岸のナガラメ等々、専用の漁業権を持つ小組合から反発というかですね、そういった意見が出ていますというふうに報道をされている中でですね、やっぱりそういった漁業者の不安というのは、海洋生態系、漁業のそういった資源、そういった部分の悪影響をやっぱり心配しているということだろうというふうに思います。

で、それ自体を、そうしたことも踏まえた上での、やっぱり市長が判断をするということになるかと思いますが、いずれにしても、全体の意見を踏まえ、特に漁業者の方々は、特にですけども、そうした声を踏まえた上でですね、しっかりとその意見書についてはですね、判断をしていただきたいというふうに思います。

もう一つですね、これ、思うんですけれども、最後に確認なんです。環境影響調査が、もし今後予定されている部分がある、行われていった場合に、その結果が施設建設に支障がなしということであれば、防衛省はこの施設建設に動き出すのではないかと。そのとき、当然、市長にもその結果報告は来るであろうというふうに思いますが、そういった場合にどのように判断をされるのかというのをですね、ちよつと確認をしたいと思うんです。

で、ちよつとカメラを使わせてもらっていいですか。これは防衛省の資料ですよ。これ、防衛省の資料です。環境アセスメント、今年の秋頃、手続を開始する予定ですよ。工事が早期に、四年程

度工期を想定していて、できるものは早く造りたいというふうな、そうした計画を防衛省は一応案として持っている段階です。

今はまだ、先ほどの市長の答弁では、詳細検討までには至っていないというふうな答弁でしたので、まだもうちょっと手前のほうですけれども、それがどんどん進んでいって、環境影響調査も入っていったら、調査が終わって、その結果、こういうことでしたとなったときに、それでどう市長は判断するのかと。それがさっき言う、地元の合意なしに進めていいのかどうかというのをですね、いずれの時点でそれを判断するのかというのをですね、やっぱり考えておくべきではないかというふうに思うんです。

そういうことも踏まえてですね、今後のこの馬毛島問題に対する対応の在り方というのは、この環境影響調査に入る段階でのその意見書のときに、もうはつきりとそこで市長が決断をして出すのか、それとも環境アセスメントの調査が終わった段階で出すのか、そこがですね、今後の肝腎なところだと思っておりますが、それは今の段階ではどのように考えていらつしやるんですか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員も非常に疑問を感じていらつしやるように、実は私も同様に疑問を持っております。というのは、そのスケジュールのことなんですけれども、先ほど申し上げた基本検討それから詳細検討というやり方で進めていく方法と、それから今御指摘の環境アセスのタイミングというのがあります。それがばらばらに、これをやります、

環境アセスはやりたい、それから詳細検討に向かって設計を進めていきたいと、そういうのがありますけれども、それがどういうふうになるのかというのがですね、よく分からないわけで、それにしても、今、防衛省にスケジュール感について問い合わせるところであります。

環境アセスにつきましては、八月の防衛省の説明で、秋にやりたいというようなことが突然出てまいりました。これについては、私としても非常に驚いたところであります。私どもの受け止めとしては、詳細検討に入る前に環境アセスメントの手続が進むということは考えられないというふうに思っているところであります。

ついでに申し上げますと、環境アセスメントにつきましては、事業者自らが、国あるいは県の許認可を得るに当たって、環境への影響を調査、予測等をするものでありまして、市町村等の役割としては、地域の環境保全に責任を有する立場から、手続の各段階で意見を述べることになる、そういう決まりになっております。

環境保全の立場から意見を述べるものでありまして、しっかりとその推移を見守って対応していきたいと考えています。

○六番（川村孝則君） ぜひ、できるだけそのようにお願いをしたいと思っております。

時間が少し過ぎてしまいました。  
最後にですね、(三)と(四)をですね、一括して、市長、答弁をしていただきたい。もう簡単に結構です。(三)は、いつの時点

で賛否を公表しますか。四番目は、市長として引き続きこの問題の解決を図る意欲がありますか。四番は、ある意味、私の言いたいことは市長も理解していらっしやると思いますが、(三)、(四)、一括して少し答弁をお願いします。

○議長(永田 章君) 市長、時間がありません。簡潔にお願いします。

○市長(八板俊輔君) 答えをいたします。

判断のタイミングということでありませうけど、今、防衛省に質問書を出しております、その回答が今月中に返ってくるようになっております。その内容を整理した上で、市民の意見も踏まえて、断固たる判断を示したいと考えております。

私が就任以来三年を経過いたしましたけれども、今回、八月に初めて施設の内容が提示されたところでありませう。具体的なものとしては就任以来初、初めてのものだと考えております。地元の首長といたしまして、先ほど来申し上げているように、市民の意見を踏まえて、考えを示す局面が近づいております。これは、西之表市あるいは種子島の未来を左右する選択について、責任を持って判断する覚悟であります。

○六番(川村孝則君) 四番目は。

○市長(八板俊輔君) 引き続き頑張つてやりたいと思っております。

○議長(永田 章君) 市長、時間です。

以上で川村孝則君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十一時頃より再開いたします。

午前十時四十六分休憩

午前十一時開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口好文君の発言を許可いたします。

「一三番 橋口好文君登壇」

○一三番(橋口好文君) 皆さん、こんにちは。橋口好文でございます。

一般質問をいたします。

十月六日、七日通過しました台風十号は、予想された農作物の被害もそうなく、軽微な被害にとどまり、東海岸地帯でさとうきびに塩害が認められました。

本市の基幹産業である農業は、近年、高齢化と後継者不足、その他いろいろな問題が山積しております。

まず、質問(一)さとうきびの交付金引上げについてであります。が、私は、この問題は議員就任してから毎年のように提案、提案とどうか、その質問をさせていただいております。

まず、アの過去の交付金の推移を問うということで、十年前、二十年前、三十年前は交付金は幾らだったかということでございます。

この質問は、さとうきび生産農家が、三十年前から交付金が、さとうきび代金が変わらないと、ほとんど変わっていないと。物価は相当上がっているということでございます。まず、この質問の答弁を求めたいと思います。

以下は質問者席より質問いたします。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

十年前の平成二十二年は、交付金が一トン当たり一万六千三百二十円、原料代が一トン当たり五千九百七十二円の合計で二万二千二百九十二円でございます。

二十年前の平成十二年は、制度改正前での価格となりまして、原料代として二万三百七十円でございます。

三十年前の平成二年は、原料代として二万四百九十円となっております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） ただいま報告を受けましたが、要するに、

三十年前と本年では、交付金は大体千四百円ぐらしか上がっていないということじゃないでしょうか。これではですね、やっぱりさとうきびをですね、意欲を持って取り組むことがちよつとできないんじゃないかと。

過去の、昨年でしたか、いや、本年ですか、県の農政部長も、農家が意欲を持って取り組める交付金の引上げ要求を国に対して行っ

ているという、地元議員の質問に対しての答弁がございましたが、やはりですね、ここは意欲を持って取り組めるようなさとうきびの交付金単価というのをどうしても国には出していたいただきたいと。

この交付金については、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、輸出品から徴収した調整金を主たる財源として交付金を交付する価格制度になっているということですが、とにかく法律が値上げをできないような法律になっていると、私はそう理解しています。

ですから、農家はもうさとうきびを作っても、ほとんど手元に残らないと、そういうのが現実な問題としてあるわけですから、この値上げができないような法律があれば、それを変えていく必要があると思います。

八板市長は三月議会で、私の提案した、毎回言っている、一トン当たり一万円の引上げ要求が農家から上がっているんだという意見に対してですね、市長答弁では、何ですか、ここに答弁があります。が、交付金引上げの、引上げということをおっしゃっているんだと思います。その要望も毎年やっている。交付金制度の今の算定の在り方がネックになって引上げができないということが毎年の答えになっておるということを答弁されております。そして、そうした壁を壊すべく、農家の言われているような交付金の大幅な引上げを掲げるという手法も、議員の御指摘のように、有効なことかもしれませんので、それも含めて今後検討してまいりたい云々と答弁が

ありますが、どういう検討をされたんですか。八板市長、答えてください。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、さとうきび関係の交付金につきましては、砂糖の価格調整制度の中で決定されております。いわゆる甘味資源作物交付金という形で、生産費と販売価格との差額見合いという形で交付されているわけであります。

毎年、農林水産省では、さとうきびの販売価格及び生産費について調査を行い、その結果を基に支援の水準を算定しております。そうしたことから、生産現場の現状を直接訴えることにより、それに見合った支援を得ることを目的に、関係団体と要望活動を続けてきたわけです。

そしてまた、議員の言われるように、制度そのもののございますけれども、それについてもるる調査研究をしながらですね、してきたところであります。

しかし、なかなか農家の希望するような水準にまで届かないというのが現状であります。ただ、少しずつでも活動の成果は現れていると思っております。

制度についての議論も含めて、関係機関と連携して、積極的な要望活動を今後も行っていきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） 八板市長、市長は、その要望をするとき、

農家の声として、はっきりとトン一万円あたりは引き上げていただきたいと、農家の声だということを東京に行つて金額を明示していただけますか。しましたか。

○市長（八板俊輔君） 要望の中で、そういうような、農家の声としてそういう声もあるんだということは、私だけでなくてですね、関係機関の方々も、そういう額をですね、二万円ということじゃなくて、もつと、はつきり一万円とか具体的な文言はちよつと分かりませんけれども、そういう形ですね、の要望もあるということは伝えているところでございます。

○一三番（橋口好文君） いや、だから、市長、一万円引き上げてほしいという農家の声があるんだと、金額をちゃんと明示して要望しているかということをおつておるんです。

○市長（八板俊輔君） 今の議員がおっしゃったような文言での言い方はしていませんけれども、それに近い形で、例えば一万円とか二万円とかそういう、もう少し大幅な引上げという要望があるんだということですね、伝えているところであります。

○一三番（橋口好文君） この法律では、農家はさとうきびで飯が食えないんだということ、市長は理解していますか、どうですか。

○市長（八板俊輔君） 種子島におきまして、本市において、さとうきびが基幹産業、基幹作物であることは十分承知しております。この生産による収入で農家が生活している、貴重な収入源になっていると、そういう認識を持っております。

○一三番（橋口好文君） 市長は質問に答えてください。このさとうきびの交付金と原料代で農家は生活できるのかと、市長はそれを理解しているのかと私は問うているわけですから、そこを答えてください。

○市長（八板俊輔君） なかなかその額が思う額に至っていないというところで、農家の皆さんが御苦労されている、苦心されていると、そういう声については承知しております。

○一三番（橋口好文君） 令和二年度、さとうきびの交付金は、前年度からしたら百三十円引き上げられております。たった百三十円です。

それですね、昨年十月、消費税増税が行われましたので、消費税増税に伴う生産資材の値上がりなど、生産コストの増加分を補う対応が取られたということがあります。

ですから、消費税分が上がっただけで、交付金自体は前年度とほとんど変わっていないと。物価はどんどん上がっているのに。農家は何で食うていくとかと、生産農家はそういうことを言っているんですよ。

それですね、鹿児島二区ですかね、選挙区、金子万寿夫衆議院議員という方がおられます。この方ね、生産者交付金とか増産基金とかいろんな補助をもらっているが、増税により生産資材等が高騰している中で対応が取られることで、農家の皆さんも納得できるのではないかと語っていますということがあります。消費税が上がっ

て、この百三十円上がって農家は納得していると、金子万寿夫衆議院議員はそう語られておるんですよ。

農家は全然違います。納得していません。ですから、国会議員ももう少し、本当に地元に来て生産農家とさとうきびの畑も視察してですね、そういうこともやるべきだと。農業を見ていない国会議員がこういうことを言うから、農家は反発するんだと。全然納得せんと。私は二、三日前も農家に聞いたんですが、全然納得せんということですよ。

やっぱりこの問題はですね、さとうきびは経済波及効果が四倍強あると言われております。鹿児島県の試算でもですね、五倍弱、四倍強と言われております。

ですから、今のような価格体系、交付金体系では、なかなかさとうきびを作ろうという生産者は出てこない。そうになったら、さとうきびが減っていったら、糖業会社も撤退するかも分からんし、そういうことになったら、農家ばかりではなく、商店街もますます寂れていくと、私はそう考えております。

そしてですね、これはまた後もつての質問にもありますが、さつまいもの基腐病の輪作体系にもやっぱりさとうきびしかないわけですから、安納いもの栽培農家は、さとうきびでは生活ができない、もうけがないということ、高収益の安納いものに転換しているわけですから、そういうことも考えたらですね、ぜひですね、もっと強い要望をですね、八板市長、東京に行ったら、ぜひお願いしたいと

思います。

次の質問に入ります。さとうきびのイはもう今申し上げましたので、今度はさつまいもの基腐病についてでございます。

アですね、当局は被害の実態を把握しているかという質問でございます。被害ですから、面積とかいろいろありますが、まず面積からお願いします。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

被害の実態を把握しているかとのことでございますが、現在、二種類の調査を実施中でございます。

一つ目は、月に一度、主要な地区を巡回するさつまいも生育調査において病害虫の把握をしております。

九月十七日時点の調査におきましては、それぞれの圃場で被害程度の違いがございますけれども、全体の約三〇〇程度の圃場で発生している状況と見込んでおります。

これは、でん粉用、焼酎用、加工用、青果用のさつまいも、全品目を合計した作付面積が約六百七十三ヘクタールでございますので、この調査では、約二百ヘクタールの圃場に被害が発生しているの見込んでおります。

次に、二つ目の調査でございます。先ほど述べました定期調査は、一部の圃場の巡回調査結果の被害率を全体面積に換算したものであることから、さらに正確な被害面積の把握に近づけるために、現在、さつまいも農家に対しまして基腐病における発生状況調査をアンケ

ート方式で実施しており、現在、集計中でございます。

今後、このデータを参考に、地域別、圃場別の実態把握と、また次年度産対策に活用したいと考えております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） 今の調査で、アンケートの、何ですか、回収率です、何%ですか。

○農林水産課長（中野賢二君） 回収自体が先週の金曜日でしたので、まだ数字が上がってきておりませんので、また上がってきたら、随時、報告いたしたいと思います。

○一三番（橋口好文君） この調査は、課長さん、あれですか、JAの分については別ですか。どうですか。

○農林水産課長（中野賢二君） この調査につきましては、JAの部分と、あとブランド推進本部のほうと、ですので、系統外も含めて行っております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） それではですね、ここには書いていないんですけど、この基腐病は、今年はもう本当、さつまいも農家にとつては危機的な状況だと、私はそう理解しております。先ほど課長さんが示されました被害等についてもですね、そういうことを勘案しても、やっぱりかなり厳しい状況になってきていると。そして、今後この被害は広がっていくと。来月に入ってから中旬、下旬までずっと拡散していくと。今こうしている間にも広がっていると思います。

それで、これ、一度今年発病した圃場については、来年度は作付ができないと、また来年度も発症するおそれが十分あるということ、JA熊毛支庁なんかでもすね、ほかの輪作を考えてもらわんといかんということですが、輪作は、もうこの時期ですから、さとうきびしかないわけです。

それですすね、さとうきびに対する種苗費の補助とかそういうのは、市としてはどう考えておられますか。

○議長（永田 章君） 検討していますか。していなければ、していないで結構です。

○農林水産課長（中野賢二君） 今後の作付については、当然転作という形になってくるんですけども、そうしたときに、きびの種子、種のほうなんです、これについては、振興会のほうからまた、種用の圃場を夏ぐらいにどのくらい作るかという調査をしましたが、その後またこういう状況でございますので、種の必要が増えてくるというのが当然課題になってきますので、今現在、最初にお願いしていた種を作っている農家以外にもまた種で使えるところを検討して増やしていくって、種の確保はできるようにしていくように、今、協議をしておるところでございます。

○一三番（橋口好文君） この種苗費の補助についてですすね、私、先日、熊毛支庁農政普及課の課長さんともお話をさせていただきましたんですが、鹿児島県としてもぜひ種苗費の補助をしていただきたいということをお私に課長さんにも提案したんですが、鹿児島県としま

してはすすね、何ですか、種苗を作るためのさとうきびについては、県は補助があるそうです。でもすすね、原料に出す分についての種苗費についての補助は、県は考えていないと、現在、ないということでございます。

そこですすね、八板市長、私は先ほどもこの基腐れが危機的状況にあるということをお申しましたので、八板市長はすすね、塩田康一鹿児島知事のとこ、行ってすすね、やっぱり支援をお願いしていただきたいと。そして、地元選出の県会議員また県選出の国会議員も優秀な方がおられますので、その方たちにもぜひ西之表市のさつまいもが危機的状況にあると、栽培ができなくなっているということをおすすね、言われてすすね、そういういろんな支援をね、できることは全てやっていたきたいと。それが今被害に遭われているさつまいも農家の偽らざる声ですから、八板市長、ぜひよろしくお願ひします。どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

この基腐病につきましては大変深刻な状況であるということ、私も圃場を見て回って、大変な被害だなというふうにも実感をしたところがあります。

その支援ということですが、次期作はもうさとうきび以外にはないんじゃないかというようなことでありますので、これは先ほどの質問とも関連がありますけれども、次期作についての支援についてはいろんなことがありますので、優良種苗の供給事業、それ

から新植の支援、それから土壤改良、中出し料金の助成とか、さとうきびに関してはそういったことも考えながらですね、農家が引き続き耕作できるように支援してまいりたいと。その点については、県ないしは国についてもですね、機会を捉えて要望していきたいと考えております。

○一三番（橋口好文君） 今、機会を捉えてという御答弁がございましたが、ぜひ緊迫感を持ってですね、早急に要望していただきたいと、そう市長さんには要望しておきます。

質問事項のウですけど、この被害株の処理問題ですけど、処理できますか、これは。処理はどうしますか。

○議長（永田 章君） 橋口議員、このイ、出荷指導の件についてはいいんですか。

○一三番（橋口好文君） すみません、イですね。出荷指導を問うという質問ですけど。

J Aはですね、もう販売会議を終わらせております。それで、J A以外の民間で島外に出荷する生産農家も結構おられますので、そういう方たちにとっての指導というのは、行政としてどういうふうな指導をされておるんでしょうか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

基腐病に罹病した芋を万が一出荷した場合は、消費者に対する信用が失われ、安納いもの産地として今後生き残ることができない危険性が大きいと考えられますので、収穫、出荷の際には、罹病した芋

を出荷しない対策を取ることが重要であります。

農協に出荷する農家につきましては、先ほど議員がおっしゃられたとおり、発症した芋を出荷しないのはもちろんのこと、発症していない芋についても、葉っぱや茎の状態により芋自体への病気の進行度合いを判断することで出荷の可否を農家各自でできるように、写真付きのパフレットを配付して指導をしております。

また、安納いもブランド推進本部に加入している農協系統外の農家につきましては、通常で約三十日間の貯蔵後に出荷を行っております。収穫時に表面上きれいな芋であったとしても、その芋が基腐病に罹病していた場合は、約二週間後に症状が表面化されるなどのデータがありますので、貯蔵中の観察をお願いしておりますのでございます。

現在、青果用さつまいもの収穫最盛期でありまして、さらに十月からはでん粉原料用芋の収穫も始まることから、関係機関と連携し、罹病した芋を出荷しないよう指導を継続いたすところでございます。

○一三番（橋口好文君） 分かりました。

では、質問事項ウです。被害株の処理はどうするかということですけど、これはもう非常に難しい問題で、対応がなかなかないんじゃないかと思うんですが、当局としてはどう考えられておりますか。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

農業用の残渣につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上、事業系の一般廃棄物の分類とされており、圃場や私有地等で

の野焼きや埋設処分は、法律上、原則禁止されておりますので、農家各自での適正な処分が必要となります。

市としましては、その処理方法として、緑肥として圃場にすき込んで還元するよう指導しております。

ただ、基腐病は、すき込んだ後も菌が残りますので、次期作のさつまいもに影響が出てきます。すき込んだ後は、ほかの作物を作付するなど対応していただくよう指導しております。

なお、基腐病は、さつまいも以外の作物では発生しないことが分かっております。

また、発生圃場にやむを得ずさつまいもを作付しなければならぬ場合は、残渣を圃場から持ち出しまして、さつまいも以外の圃場や水田にすき込むことを指導しております。

以上の処理方法につきましては、九月十日発行で全戸配付されたお知らせ版で、折り返し周知を行ったところでございます。

○一三番（橋口好文君） 次の質問、（三）です。枝物です。ヒサカキ、サカキ、シキミ等栽培の推進についてでございますが、ア、市は苗の供給体制をスピード感を持って取り組むことを希望するが、いかがということでございます。

この問題は、同僚議員が過去にも取り上げております。農家も高齢化して、なかなかさとうきび、さつまいもが、栽培が困難になってくる、そういう中で、やっぱり軽量作物として有望でございます。日本のこの枝物の消費量の八割は、中国からの輸入物でございます。

す。ですから、国内の消費者は国産を求めているそうです。我が市、当市といたしましてもですね、これ、早急に取り組む必要がありますが、その体制、どう考えておりますか。簡単にいいです。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

本市の枝物につきましては、現在は、育苗については各農家で行っている状況でございます。

しかしながら、新品種の導入をする場合や新規作付者が育苗から行った場合は数年を要することから、育苗事業の導入に向けて検討を継続しているところでございます。

この育苗事業につきましては、枝物やフェニックスロベレニー、その他の品目も含めまして令和三年度から実施できるよう、関係機関及び生産者に御意見をいただきながら準備を進めたいと思っております。

また、育苗施設につきましては、旧川迎ハウス跡地への新設を考えておりましたけれども、市が所有するフラワーセンターのハウスに空きができたことから、そのハウスの有効利用も可能であると、今判断しまして、建設コスト、あと地理的条件等、総合的に検討しまして、早期に育苗事業を展開できるよう協議を進めております。以上です。

○一三番（橋口好文君） どうかよろしくお願いしておきます。

質問です。川迎のたばこ共同乾燥施設隣のビニールハウス撤去後の跡地利用についてでございます。

今ですね、課長さんがフラワーセンターで育苗を考えているという御答弁がございました。私は、最初ですね、この川迎のビニールハウス撤去後の用地が空いていたものですから、そこにするのかなと思つてこの質問を書いたわけでございますが、今現在ですね、川迎のこの用地は、この場所は、ビニールハウス撤去後の地目は農地になっております。面積が三千平方メートルぐらいあります。

それですね、今写真を出しますが、これが八月二十三日現在の写真ですが、本市は農業委員会を中心に農業委員、集積協力をはじめですね、農地の耕作放棄地の調査とかいろいろやっておりますが、肝腎の市の農地がですね、こんな状態では、私はいかんと思つますよ。

私たちの市はですね、今、この農地ばかりの問題じゃないんです。後に質問が控えています、都市公園についてもあつぽくらんどについてこういう状態ですから。

今、草払い機で草を払つてですね、こんな状態にはないですけど、やっぱりですね、こうならない、草が小さいうちに除草剤をかけるとか、草払い機で刈るとか、そうしたらですね、労力的にも経費も少なくて済むんですよ。

どうも行政はですね、こういうのがね、分かっていないと。分かつていて、やろうとしていないかもしれませぬ。こういうことじゃいけませんので、しっかりと管理するよう要望しておきます。

次の質問に入ります。

畜産振興についてでございますが、生産基盤拡大加速化事業、和牛の増頭奨励金交付の申請農家数と頭数を問うという質問でございます。簡単によろしいですが、数字だけ答弁ください。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。  
申請農家数は八十九名、奨励金対象頭数は三百頭となっております。

以上です。

○一三番（橋口好文君） この事業は、畜産農家につきましてですね、畜産農家の方たちが大変いい事業だということで、一頭当たり二十四万たしか六千円交付されるということで、私の近くの農家さんも申請をしておるわけです。

それですね、やっぱり牛を、増頭ですから、増頭していかんといかんですけれど、やっぱり近年ですね、畜産農家が飼育している牛がですね、もう高齢化してきていると。ですから、子牛の競りに出てくる牛がもう十産目の牛とか、十四産、十五産目の牛とかそういうのが出てくるんですよ。

それで、相場を見ますとですね、やっぱりそういうもう十産以上のね、牛は、相場がですね、大分安い。八月の先月の競り、私も行きましたが、やっぱりですね、もう二十万円から三十万円は違つと、そういう価格差が出てきているんです。

ですから、生産農家もこの事業を利用してですね、牛を若返らしていくと。将来的にですね。ですから、こういう事業は非常にいい

事業だと、私はそう考えております。

次の質問です。(二) 子牛価格が一年前と比較すると大幅に下落している。コロナの影響が主因であると考えるが、畜産農家に対し持続化交付金は該当しないかということでございますが。

畜産農家もですね、さつまいもとか安納いもを作っている農家もおりましてね、そういう方面で申請している方もおられるようですが、これ、どうでしょうか、できますかね、行政として。

○農林水産課長(中野賢二君) お答えいたします。

種子島家畜市場の取引における子牛の平均価格につきましては、昨年度と比較しまして一六・七%の減となっております。

価格低迷の要因としては、議員のおっしゃるとおり、新型コロナウイルスの影響が主な要因と考えられます。

国の新型コロナウイルス支援策の一つに持続化給付金がございますが、畜産農家も対象でございます。ただ、対象要件としまして、一月の売上げが前年同月比で五〇%以上減少していることとなっておりますので、対象にならない農家が大半だと考えております。

なお、現時点では、本市独自の農業分野での新型コロナウイルスの影響による減収支援策といたしましては、特に影響が大きかったお茶農家への支援策として茶生産持続化支援事業を実施しておりますが、畜産を含むその他の品目につきましては、本市独自の支援を行っていない状況でございます。

今後、既存の国や本市独自の支援事業に該当しない畜産農家向け

の支援について検討を行うために、情報収集を進めたいと考えております。

以上です。

○一三番(橋口好文君) 分かりました。

次の質問です。都市公園と財産管理についてでございます。(一) わかさ公園、中央墓園、嘉永山公園の管理状況を聞きたいと思っております。

この質問はですね、私、議員になってからですね、毎年質問してきております。今年もですね、市民から、西之表市は一回一回言わんとやらんのかという苦情が寄せられました。

まず、わかさ公園、中央墓園、嘉永山公園の管理状況を聞くと、質問でございますが、ここに写真がございますので、出したいと思えます。

これは、わかさ公園の相撲土俵のある日が友好記念碑ですか、向こうの写真ですけど、あの左側にですね、ツツジを植栽しているんですけど、全然手入れされていないんですよ。

それから、これがですね、嘉永山公園。ベンチがずっとあるんですけど、草にですね、もう覆われてですね、こういう状況です。状態です。八板市長、こういうベンチ、草むらの中にあるベンチ、誰が座りに行きますか。

それから、これは市営プールの、川迎の綿打川の法面ですけど、これもですね、二年前に、私、指摘してですね、建設課がきれいに

しておったんですけど、今年になってまた、二年目にこういう状態です。先ほども私は言いましたが、こうなる前になぜしないのかと。草木が小さいときに、なぜ手入れをしないのかと。

建設課長も、去年、おとしも、これ、大変だったと。これ、持ち出さんといかんものですから、こういう大きな樹木はもう大変だと。片づけ方が大変だったということを言われておりましたので、ぜひですね、こうなる前にやっていたきたいと、そう要求します。

そうですね、まちづくり公社が、公園管理は委託しているわけですが、これはですね、中種子町の太陽の里運動公園に行く途中の歩道の状態です。皆さん、きれいでしょ。きれいに剪定されてですね、この中から草なんか生えていないでしょう。

これがですね、太陽の里運動公園、陸上競技場の駐車場のほうから撮った写真ですけど、上が体育館です。この写真をですね、ある市民の方にね、見せたらですね、きれいですね、これ、どこですかと言うんですよ。これは中種子町の太陽の里運動公園の陸上競技場の駐車場のほうから撮った写真ですよと、私、言ったんですけど、きれいですねと感動しました。

その後に、これでもいいですよ、これ。先ほどの嘉永山公園なんだけど、これはどこですかと言うから、西之表市の嘉永山公園だと言ったんですね、その市民は何も言いませんでした。感動しないんですよ。こういう写真、見せられてもですね。

ですから、都市公園の管理は、まちづくり公社が請けているんで

ですけど、これは、この写真は中種子町の公共施設、管理公社の事務所前の写真です。見てください。中種子町の事務所は、プランターを何十個も置いてですね、そこにはいろんな花を植えているんですよ。西之表市のまちづくり公社は、市民会館の一階です、事務所は市民会館にプランターの一つあります。何もないですよ。この現実、この差をどう行政当局は考えますか。

私は思うんですよ。中種子町は、公共施設の管理については、事務所から心意気が違うと。だから、きれいな花も植えて、プランターも備えてですね、心意気が違うと、私はそう考えます。

今後、もう四年間ずっと言ってきました。そして、八板市長はですね、平成二十九年九月議会の私のこの質問についてですね、答弁がですね、市民からも指摘を受けたことがあります、今後しっかりと指導していきたい、そう言われました。指導したんですか、八板市長。

○議長（永田 章君） これ、管理状況を上妻課長、市営プールの部分も含めて、取りあえず答弁をお願いします。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） 御説明いたします。

都市公園の管理は、まちづくり公社に業務を依頼し、利用者が安全・安心に公園を利用できるように維持管理に努めているところでございます。

トイレ清掃や遊具、休憩施設等の点検は週二回定期的に行ってお

りまして、不具合のあった際については、その都度、報告を受けまして、速やかに修繕等の対応をしているところでございます。

植栽管理につきましても、定期的な草払いや花プランターの管理のほか、必要に応じて樹木の剪定作業を行っております。特に、花壇等については、四季を通じて花卉類が見れるよう、より人員を配置しての管理がなされております。

草払いの状況としましては、指定管理者から引き継いだ業務内容を基に作業計画を立てて実施しているわけでございますが、令和元年度の実績につきましては、指定管理者から報告を受けました作業内容や延べ作業時間と比較しましても、それと同等以上の業務内容と量をこなしております。

ただ、植物の成長が盛んな時期におきましては、遊歩道や広場、遊具周辺を重点的に行っていることもありまして、日頃立入りがないような斜面等においては、作業が行き届かないところもあります。

○一三番（橋口好文君） はい、いいです。

○議長（永田 章君） いや、上妻課長、答弁を続けてください。

○建設課長（上妻敏男君） こういった公園管理の状況につきましては、公園利用者からも度々御意見をいただくこともあります。

ですので、市民に親しまれ、憩いの場として利用されるよう、引き続きまちづくり公社と連携して、景観にも配慮した適切な維持管理に努めてまいりたいと思います。

もう一つのほう。

○議長（永田 章君） プール。

○建設課長（上妻敏男君） 綿打川の法面の管理にしましては、河川の定期点検パトロールにおいて点検等を行っている状況でございますが、河川の流下断面が確保されているか、護岸に異常がないか等を中心に重点的に確認しております。伐採については、御意見がありましたように、相当時間がたつてからの今回の作業となりました。

今後は、状況を確認しながら定期的に作業をするよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（永田 章君） 橋口議員、時間もありません。前に進んでください。

○一三番（橋口好文君） 最後に申し上げます。今課長がいろいろな管理をやっていると言われましたが、現実には、先ほど写真に出したような現実があるわけですから、ちゃんとやってくださいよ。それです。中種子町があんなにきれいになってきて、どうして西之表市はできないのかと、市民はそう言っているんですよ。それも考えとってください。

そして、もう一つですね、平成十八年、指定管理者が、あれが始まりました。最初やった、三年間のやった業者がですね、言うんですよ。私がやっているときは、管理しているときは、こんな荒らしていなかったと言っているんです。ですから、民間ができて、ど

うして行政ができないんですか。そこら辺も考えてください。よろしく願います。

次の質問に入ります。

馬毛島問題でございます。もう時間もございません。

(一)八月七日、防衛省より山本防衛副大臣、青木地方協力局長らが施設整備について説明に来ました。

その中でですね、市長はですね、市長選のとき、FCLP反対と言っているんだから、明確にですね、防衛省はもう事業を進めるという説明に来たわけですから、やっぱり反対を防衛省に言うべきだと。でしょう。反対と言ったんだから、選挙のとき。

そして、塩田知事にもですね、言うてですね、反対してくれと。私は反対だから、反対してくれと。知事さんも国に反対要望してくれと、要請してくれと。それぐらいのことはですね、やっぱり言うべきだと、私はそう考えております。どうでしょうか。

○市長(八板俊輔君) 八月の防衛省の提案につきましては、判断すべく、今、やり取りを続けているところであり、来るべき時期に。

○議長(永田 章君) 市長、時間です。

以上で橋口好文君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時頃より再開いたします。

午前十一時四十五分休憩

午後一時開議

○議長(永田 章君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、竹下秀樹君の発言を許可いたします。

〔三番 竹下秀樹君登壇〕

○三番(竹下秀樹君) それでは、通告書に従いまして質問をいたします。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

まずは、大きくくりで国道五十八号線一方通行化社会実験についてであります。

国道五十八号線の西町・東町商店街にかかる区間の一方通行案は、商店街活性化に向けての空間整備や歩行者の安全確保を図る観点から、平成の早い時期においても、関係者により複数回検討されてきましたが、利害関係を含む調整が難しかったことに加え、当時、国道は一方通行化できないという説明もあり、案にとどまったまま現在に至っていると認識をしているところであります。

今回のこの社会実験計画を策定するに至るまでの各関係者との意見の調整は非常に大変だったというふうに思っているところではありますけれども、まずは、改めて、今回、国道五十八号線一方通行化社会実験が計画された経緯とその目的についてお伺いをいたします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 社会実験が計画された経緯と目的についてお答えをいたします。

まず、経緯についてでございますが、平成三十年度に策定いたしました港町再生基本構想で、目指す町の姿、未来像の一つである「あるきたくなるお散歩みなとまち」を具現化するため、商店街の主要な軸となる国道五十八号線の道路空間デザインについて検討を進めているところでございます。

過去におきましても、議員がおっしゃられたように、商工会を含め、国道五十八号線につきましては、幅員が狭く、歩道がないことから、後退して用地を確保するセットバックによる拡幅や道路改良、一方通行などの議論がなされております。

さらに、平成二十八年十二月には、市議会まちづくり特別委員会より、望ましいまちづくりとして、歩道整備、電柱地中化、一方通行の指定などによる歩行者の安全対策の提言が出されております。

このような経緯を踏まえ、本実験の目的といたしましては、港町再生の一環として、ゆとりある歩行空間とともに、景観整備など、道路空間を再整備し、商店街への誘客や安全性の向上を図るものがあります。

そのため、まずは社会実験を行うことで、通行に与える影響のみならず、まちづくりの観点や周辺道路も含めた安全性なども十分検討し、幅広い世代から意見を聴取した上で、合意形成を図ってまいりますと考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） 当該社会実験の協議に当たりましては、関係者調整会議体として、多様な団体の代表者並びに関係機関で構成される港町再生一方通行化検討委員会が設置されています。

今回、検討委員会では、地域住民と情報共有をしつつ協議を進めるコミュニケーション重視の手法で、幅広い対象にアンケート調査も行いながら、意見集約と課題解決に向けての協議を重ねてきたものと承知していますが、そこで共有された道路整備あるいは道路空間デザインに対する住民意向について伺いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 共有された地域住民等の考え方ににつきましてお答えをいたします。

昨年度、検討委員会におきまして、国道五十八号線の道路整備に対する地域住民などの考え方を把握するため、アンケート調査を実施いたしました。

その結果によりますと、来訪者、地域住民及び商店街関係者の五割以上が、児童や生徒では七割以上が、安全な歩行空間が必要であると回答しております。

さらに、道路整備につきましては、五割以上が、費用や時間をかけずに、現在の道路空間内で歩行空間を確保する工夫が必要だと回答しております。

こうした地域住民等の意見を踏まえ、検討委員会におきまして、道路空間のデザインの方角性を次の二つに整理いたしました。一つ

目に、歩行空間の確保に向けて、現在の道路幅員を基本に検討していくこと、二つ目に、商店街の活性化には、歩道などのハード整備に加え、行政と市民が連携し、人通りを多くするソフト施策を検討していく必要があるということです。

今後、この二つの方向性を踏まえ、安全で多様な空間として利用可能な一方通行案を社会実験で試行していくこととしております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） アンケート調査によりまずと、安全な歩行空間の必要性、あるいはそれは現在の道路空間の中で歩行空間を確保するというふうな調査結果が出たということで理解したところで、

次の質問になりますけれども、そのような住民意向を踏まえた今回の国道五十八号線一方通行化社会実験計画の実施概要について説明をお願いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 社会実験計画の概要について御説明いたします。

現在検討中の計画案でございますけれども、対象区間を西町の西田税務会計事務所前の交差点から東町のクロダ種苗園芸店交差点までの約五百メートルとし、方向は、西町から東町の、北から南への流れといたします。

道路構造につきましては、通行車両の速度を抑制するため、緩やかに蛇行するスラロームタイプにすることとしております。また、

商店機能を維持するため、荷さばきスペースとなる駐停車帯を七か所設置、道路の両側には、蛇行することでそれぞれ一・五メートルから最大三・五メートルに拡幅された歩道を確保いたします。

なお、誤進入など、安全対策を行うため、迂回及び誘導の看板を設置するとともに、全ての交差点に交通誘導員を配置することとしております。

現在、警察や道路管理者である鹿児島県なども現地調査等を実施し、詳細な確認を行っているところで、

なお、課題につきましては、商店街に誘客するための行政と市民が連携したソフト施策についてです。拡幅された歩行空間をいかに有効活用するかについても検討していく必要があります。また、事前の説明や十分な広報の在り方についても課題の一つと考えております。

これらを踏まえまして、検討委員会におきまして実験計画を決定してまいりたいと考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） 先ほどの御説明の中にありましたスラローム化について、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思います。

○経済観光課長（岩下栄一君） スラローム化につきましては、先ほど説明いたしました、現在、道路については直線の形になっておりますけれども、これを蛇行するような形で、緩やかにカーブをつけた形にすることによりまして、そのカーブになったところに生

まれる歩行空間というのをうまく活用できないかということ考えているところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） 社会実験中は、緊急車両についても一方通行の規制対象になるのでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） 緊急車両の通行につきましては、現在、消防署とも協議しておりますが、基本的には、一方通行に準じて走行していただくこととなります。

なお、大規模な事態が発生した場合には、随時、協議の上、対応するというところで、現在、話をしているところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） 一方通行により生じる空間利用による歩行帯の確保は、対象区間の道路交通課題でもある歩道の未整備による危険、道路交通のふくそう化による危険、路上駐停車がもたらす危険、そして自動車のスピード超過への危険に対応するもので、確実に安全性の向上には寄与するものと考えますけれども、社会実験期間中は、事業効果の検証をするためにも、多くの住民に歩いていただき、安全性の向上について体感してもらい必要があるかと思えます。その誘客のための商店街と連携したイベント等も計画されているのかどうかお尋ねいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） お答えいたします。

現在、商工会等とも話をしているところでございますけれども、一つ話の案として上がっておりますのが、もともと予定しております商工フェスタのほうが、いろいろコロナ禍におきまして場所等の問題もありまして見直しを図られている中に、この一方通行に合わせて何らかのイベントを併せて行いたいということも伺っております。

また、商工会の青年部におきましても、併せて関連した事業をできないかということで話が出ておりまして、この一方通行の中で、様々な形で関係者と共に実りある実験になるような形で、今、進めているところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） いろんなイベントが中止になりました、今回、商店街あるいは商工会が催すイベントとしては久しぶりなものになるかと思えます。安全、感染対策も徹底していただきながら、今後のまたいろんな活動再開に向けての取組の一助になればいいかというふうに思うところであります。

この実験の終了後ですけれども、この課題と効果については、どのような指標を持って検討を進めるのでしょうか。お尋ねいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） すみません、今の質問は（四）の問いだったでしょうか。

○三番（竹下秀樹君） いや、四じゃないですね。すみません、三

番、この概要の一環ですけれども、恐らくこの計画終了後、実験終了後におきましては、検討委員会の中でこの経過検証が検討されるというふうに思いますけれども、その際にはその効果をどのように検証していくのかについて、今、どのような話になっているのかについてお伺いしたいと思います。

○経済観光課長（岩下栄一君） これにつきましては、実験前に、この通行により生まれます安全面だとか、歩行空間も含めまして、この通行自体がまちづくりによどのような影響を与えるかということにつきまして話をしているところでございまして、そういったものも含めまして、事後的にアンケート等を実施して、そういった道路空間そのものにつきまして、まちづくりに寄与する、こういった形でできるかということにつきまして項目を入れて検証をしてみたいというふうに思っております。

以上です。  
○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

では、次の質問に、四番目に入ります。  
商店街のにぎわい効果や商店街全体の利便性の影響等については、検討委員会の中で効果の検証を進めていくというふうに理解したところですので、この社会実験が、本市と商店街が共に取り組むにぎわいのあるまちづくりに向けて、大きな契機になることを期待しているところです。

一方、この社会実験は、その性質上、周知を徹底しないと市民の

混乱やトラブルを招きかねないと思います。私が今回一般質問でこの件を取り上げましたのも、議会の場を通じ、広く市民に当該計画の周知を図りたいという意味合いもあるわけですが、実施に向けての市民への徹底した計画の周知を図る広報計画をお伺いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 社会実験の広報についてお答えをいたします。

安全に社会実験を行うためにも、十分な計画の周知が必要であると認識しております。検討委員会では、検討結果をチラシにして、これまで三回市内全戸へ配付しているところでございます。

今後、社会実験に当たっては、実施の期間、一方通行の方向、道路構造等の情報を事前に広報紙や防災無線等により周知を行っていくこととしております。併せて、商店や市内公民館、公共機関等へのポスター配付、市内全戸へのチラシ配付も行い、広報車による周知も行います。

また、対象区間の店舗等につきましては、職員による説明等を実施しながら、社会実験の周知と協力をお願いしていくこととしております。

また、観光やビジネスでの来訪者等につきましては、高速船乗り場や空港、宿泊施設での掲示のほか、中種子町や南種子町での周知も必要であり、関係機関と連携して丁寧な周知を行ってまいります。ろでございします。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） 社会実験まであと一か月強ということになります。効果的な広報の時期とその媒体についての広報の対象者をつかり検討されていると思いますので、住民に混乱が生じないように、計画の周知徹底を重ねてお願いしたいと思います。

次の質問になりますけれども、この社会実験は、市長の公約でもある港町再生構想の一環でもあるわけですが、市長が就任当時描いていた港町再生に向けての構想からすれば、現在の進捗の状況及び方向性については、現段階ではどのように総括されているかお伺いいたします。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

港町再生については、第六次長期振興計画の中におきましても、私の公約といたしまして、歴史と国際色豊かな港町の再生を図り、中心市街地の活性化を目指すということとして重点的に取り組んでいるところであります。

そういう中で、いろいろな作業をしているところでありますけれども、特にハード面については、想定よりも少し時間がかかっている、遅れぎみかなということがあります。費用と時間のかかることは避けたいというような地元の御意見等もございますので、そういうところで、思うように、思ったよりも進行が遅いかなという感じがしております。

そういう中で、この港町再生というのを掲げて、いろいろな商店街、商工会等に働きかける中で、空き店舗の活用ですとか、それから歴史的な古い建造物等を改修、今はやりのリノベーションという形でですね、活用して、商店街の新たな魅力を生むような動きも出てきているところであります。

そういう市民の方々、関係団体の動きを考えますと、その港町再生の趣旨に御賛同いただいて、そういう主体的な活動が出ていると。そういうことも、この港町再生の公約を掲げたことの成果の一つとも言えるのではないかと、そういうふうと考えているところであります。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

今御案内がありましたように、第六次長期振興計画におきましては、商工業の振興を図るために、歴史と国際色豊かな港町の再生を図り、中心市街地の活性化を目指すというふうな定められています。今現在、その国際色豊かな港町再生という点では、その進捗や、あるいはビジョンが見受けられないようにも思われるところですが、その点についてはどのように捉えられているでしょうか。御見解をお伺いします。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国際色と申しますと、本市、種子島にとりましては、例えばポルトガルのごが挙げられると思いますけれども、これは鉄砲まつりのときにいろいろ催し等で考えているところですが、今、オリンピ

ックがちよつと延期になりましたけれども、例えばサーフィン、地域資源、海を資源として観光に生かすとか。そういう中でもポルトガルとの関係ですね。ポルトガルの選手を招いたりするとかいうこともありますが。

まちづくりということでは、例えば、一部、今、サグレス通りとがありますけれども、そういう地名、名称のこと、それから特産品等の、特産品というか、ポルトガルの物とかそういうものを置いてみたり、また料理を飲食店等で取り上げてもらうとか、そういうふうな取組もいろいろ出てくると思いますけれども、一部、検討、取り組んでおられるところもありますし、そうした市民の動きをですね、支援するような形でいろいろ考えていきたいと思えます。

○三番（竹下秀樹君） 市が主体となって取り組む国際色豊かという意味においての国際色について、もう少し説明をお願いしたいと思いますけれども。

○市長（八板俊輔君） 例えば、歴史的な観光名所ですね、名所等を案内する表示について外国語を取り入れるとかですね、それからガイドについてもですね、外国語を、外国の方々が来やすい、あるいは回りやすいようなことをやるとかですね、そういうようなことがあるかと思えます。そういうところですよ。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

先ほどの総括の中では触れられていませんでしたけれども、さきの定例会で、市港湾計画の変更について、国は年内での変更の決定

を見たいということ、今現在、国、県、市からなる検討委員会では協議を進めているという御説明がありました。

この変更計画において、耐震強化岸壁の整備以外に、港町再生基本構想実施計画の中で示されている事業も反映されるべく協議というものは進められているのでしょうか。お伺いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） この港湾計画の見直しにつきましては、事前に県のほうが実務者会というのを設置いたしました、その中で、一年から二年ほど意見交換をさせていただいております。

この中で、本市が進めております港町再生構想につきまして、その都度、進捗の報告をしております。現在は、そこは実際の計画の変更の上のレベルのほうにもう上がっておりますけれども、これまで実務者会が出された、そういったところも踏まえた上で検討がなされているものということで所管課のほうでは認識しております。以上です。

○三番（竹下秀樹君） 港湾計画は、港町再生基本構想における港ゾーンの各事業とも重なりますので、構想策定に関わった多くの関係者、参加者の思いを反映させるべく検討委員会での協議を進めてもらうように改めてお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

各団体、組織との連携による地域力向上についてであります。国は、地域に山積する課題をビジネスチャンスと捉え、地域と共に取り組みようとする企業を支援する施策を強化してきていますが、本市

においても、地域活性化及び地域課題の解決を図るため、積極的にいろいろな企業体と地域活性化包括連携協定を結んできていますが、それぞれの取組の進捗状況と今後の展開についてお伺いいたします。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

地域活性化包括連携協定につきましては、平成三十一年四月二十二日の市内不動産事業者六者との協定を締結した後、株式会社川商ハウス、株式会社オートバックスセブン、株式会社テクノロジールボ、CCCグループの株式会社アーク・スリー・インターナショナル、株式会社オウケイウェイヴと協定を締結しています。

それぞれの取組につきましては、全体的にですが、本質的な地域課題である過疎化と高齢化に対し、移住・交流人口拡大、暮らしサポート、健康増進の観点で企業ノウハウを生かした取組を進めているところ です。

具体的には、市内不動産事業者と川商ハウスは、空き家情報の共有、自治会への加入促進、株式会社オートバックスセブンに関しては、庁内公用車の追跡媒体、地域内の高齢者見守りのためのセンサーを活用したIoT事業、株式会社テクノロジールボに関しては、本市課題を踏まえた新たな企業とのマッチング、株式会社アーク・スリー・インターナショナルに関しては、観光協会と連携した滞在型観光へのサポート、株式会社オウケイウェイヴに関しては、Q&Aシステムを活用した移住情報発信と収集、地域における感謝ポイ

ントを活用した感謝の仕組みづくりを行っているところです。

今後の展開としましては、現在行っている取組を継続し、市民サービスの向上につなげるとともに、この取組自体を全国に情報発信する、例えばオウケイウェイヴ、今現在行っているんですが、こちらの取引先企業は六百社ございますが、こちらの福利厚生部門にお歳暮・お中元向けの特産品セットを売り込んでいただくなど、なかなか行政それから事業者でできないような、そのような展開もお願いしているところでございます。

このように、全国の企業に種子島に興味を持っていただき、関係人口の拡大、ひいては、こちらも、現在、交渉を進めてございますが、学校跡地を活用するなど地域に直接入り、働く場所の確保それから地域づくりを一緒に行っていただけの社会貢献型の企業誘致につなげていくことを想定しているところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

今回のコロナ禍によって、なかなか事業の進展が難しいという側面は特にないんでしょうか。

○地域支援課長（松元明和君） すみません、もう一度よろしいですか。

○三番（竹下秀樹君） すみません。今回のコロナ禍によって、なかなか人の移動が、あるいは関係者の来島が難しいところもあるかと思えますけれども、それによって事業の進展に支障が来ているよ

うなどころはないんでしょか。

○地域支援課長（松元明和君） 現在のコロナ禍における取組ですが、コロナの対応については、オンラインで直接事業者のほう、企業のほうとも相談を行っております。ただ、実質的に種子島に來なければならぬような取組自体は先送りをさせていただいてるところでございます。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

協定先の一つでありますオウケイウェイヴが展開する、感謝が地元に戻される仕組みのOK・チップにつきましては、本市事業者からも、登録したら早い段階で反響があったと聞いているところでもあります。

このようなコロナ禍においては、事業者は多様なECサイト、あるいはそれ以外の販促、販売のチャンネルを持つことがより求められてきていると思いますので、引き続き協定先と商工会、観光協会、特産品協会等との連携強化、支援を庁内の横断的な体制の下進めていただくように改めてお願いをいたします。

次の質問ですけれども、令和二年四月に行われました市民アンケート調査におきまして、本市の課題として、先ほど課題が挙げられましたけれども、高齢化が進み地元産業や地域活動を支える後継者がいない、あるいは高齢化や人口減少により集落機能が低下しているの二点を掲げる人が、多くの課題の中でも相対的に高い割合を示

していました。

長期振興計画におきましても、地域課題の解決に向け、NPOとの連携も掲げられていますけれども、その支援強化に向けての取組の状況について伺いいたします。

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

長期振興計画における地域力の向上につきましては、地域との協働の推進において、NPOなど多様な主体との連携に取り組み、地域課題の解決に取り組んでいるところです。

NPOにつきましては、地域づくり、人材育成等、幅広く活動いただいているところですが、新たな組織として、集落支援を中心とした助成団体が複数の校区で立ち上がり、食などの資源活用、高齢者見守り、子ども見守り等、積極的な活動をいただいているところです。

毎週の報告と月一回のミーティングにおいて情報を共有し、取組に対するサポートをしているところです。

さらに、さきの質問でもありました企業との連携も含め、多様な主体との協働を進めるため、課題に応じた協力関係の構築を図っていきたくと考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

集落支援、各自治会支援も当然必要だと思えますけれども、一つの課題に特化して、機動的かつ主体的に動けるNPOの活動が今後

ますます集落の維持に必要なかと思えます。

さきのオウケイウェイヴの事業でもある感謝経済ともリンクできるのか分かりませんが、各NPOの事業を地域力の向上のために継続させるにはどのような支援が必要か、それぞれの団体の声を聞きながら協働体制の強化に取り組んでいただきたいというふうに思っています。

最後の質問になります。次の質問ですけれども、コロナ禍における経済対策についてであります。

先般、産業厚生委員会と市商工会役員との意見交換会が行われ、幅広い業種が経済活動の収縮により深刻な売上げ減少が続いていると報告されました。

そういう中、市の事業持続化支援金は、事業者に寄り添う形で、文字どおり、その事業継続意欲をつなぎ止めるものになっていると思えます。

ただ、この支援金の対象要件となる期間は三月から六月までの間の売上げと比べていますが、業種によっては、それ以降も深刻な売上げの減少が続いている状況です。

その影響が長期化、広範化している現状を踏まえ、一部の一定の対象要件は見直した上でも、七月以降の深刻な売上げ減少に対応した第二次事業持続化支援金も本市の事業者を下支える上で必要かと思われましても、御見解をお伺いいたします。

○経済観光課長（岩下栄一君） 新型コロナ禍における経済対策に

ついでお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化によりまして、市内の様々な業種に影響が出ていることにつきましては認識しているところでございます。

本市におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している事業者を救済するため、事業全般に幅広く使える事業持続化支援金事業につきまして、九月末までを申請期間として、現在、受付を行っているところでございます。

本議会におきましても予算を計上しました歳末に向けてのプレミアムつき商品券の発行等による支援策も実施することとしておりますが、商品券等の利用が少ない業種も見込まれることから、議員から御提案のありました第二次事業持続化支援金事業につきましては、対象期間の延長等も踏まえ、現状事業の申請状況も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○三番（竹下秀樹君） ありがとうございます。

国や県の緊急経済対策もありますけれども、深刻な売上げ減少にもかかわらず、制度上、その対象から外れる業種もあります。市の当該支援金は、そのほごまを埋める施策にもなっていると思えますので、ぜひ御検討方よろしくお願いをいたします。

ありがとうございます。以上で私の質問は終了します。

○議長（永田 章君） 以上で竹下秀樹君の質問は終了いたしました。

た。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十三時四十五分頃から再開いたします。

午後一時三十一分休憩

午後一時四十五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、渡辺道大君の発言を許可いたします。

「一五番 渡辺道大君登壇」

○一五番（渡辺道大君） 通告書に従いまして一般質問を行います。

初めに、熱中症対策についてであります。

今年も猛烈な暑さが日本列島の各地で記録をされております。全国で、最高気温が三十五度を超す猛暑日となった観測地点が相次いでおり、熱中症の疑いで救急搬送される方が急増しております。

特に今年の夏は、新型コロナウイルスの感染が再拡大するという、これまでとは全く異なっている状況となっております。感染症と熱中症の双方に対して嚴重に警戒をするとともに、万全の準備を整える努力と工夫が今後欠かせないと思えます。

国は、命を危険にさらすこの猛暑から国民を守るため対策が必要ですし、また自治体でも、様々な分野で取組を進めていくことが求められていると思えます。

消防庁の発表では、八月十日から十六日の間で、熱中症による救急搬送者は全国で一万二千八百四人に上り、そのうち約六割が六十歳以上となっております。

高齢者は、脱水になりやすく、体温調整機能が弱いという特徴があるとされており。

また、今後いつ終息するか分からないコロナウイルスの感染拡大、来年の夏も同じような状況であれば、コロナによって医療提供体制が逼迫する下で熱中症患者が増える事態を防ぐための対策が重要になるとも言えますし、また同時に、熱中症は急変しやすく、命に関わる問題でもあります。

医療機関がコロナの院内感染を防ぐ体制を整え、熱中症患者にちゅうちよなく対処できるような積極的な財政支援が必要で、医療現場をこれ以上疲弊させないためにも、国が責任を果たすことが求められていると考えます。

まず初めに、熱中症対策として、厚生労働省からクーラー購入費の支給を認める通知が出ていると思えますが、本市ではそのことについてどのように捉えているかお答えをいただきたいと思えます。

「福祉事務所長 下川法男君」

○福祉事務所長（下川法男君） それでは、生活保護に基づく冷房器具の設置に係る考え方について御説明をいたします。

議員の御質問のとおり、二〇一八年に、冷房器具の購入及び設置に関する費用について認定できるとの通知がなされたところでござ

います。

一時扶助の家具什器費により支出をすることとなりますが、その判断の基準としては、次に挙げる五つの場合が該当されるとなっております。

一つ目が、保護開始時において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき、二つ目に、単身の被保護世帯であり、当該単身者が長期入院・入所後に退院、退所し、新たに単身で居住を始める場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないとき、三番目に、災害に遭い、災害救助法第四条の救助が行われない場合において、当該地方公共団体等の救護をもってしては、災害により失った最低生活に直接必要な家具什器を賄うことができないとき、四番目に、転居の場合であって、新旧住居の設備の相違により、現に所有している最低生活に直接必要な家具什器を使用することができず、最低生活に直接必要な家具什器を補填しなければならぬ事情が認められるとき、五番目に、犯罪等により被害を受け、または同一世帯に属する者から暴力を受け、生命及び身体の安全の確保を図るために新たに借家等に転居する場合において、最低生活に直接必要な家具什器の持ち合わせがないときの五つでございます。

これらの判断基準に該当し、当該被保護世帯に属する被保護者に熱中症予防が特に必要とされる方がいる場合であって、それ以降、初めて到来する熱中症予防が必要となる時期を迎えるに当たり、最

低生活に直接必要な冷房器具の持ち合わせがなく、真にやむを得ないと認められた場合に、その費用について、他法他施策の活用を図りつつ、その足りない部分について生活保護で補うこととしております。他法他施策の具体的な例としては、扶養義務者の援助や冷房器具購入に係る費用の借入れの収入認定の除外、また最近ですと、特別定額給付金の活用等が挙げられます。

また、生活保護制度を利用中の方々に対しては、訪問の際に、生活状況や病状の確認に併せ、冷房器具の有無や適正な利用による温度管理、熱中症に対する注意喚起を行ってきたところでございます。以上で終わります。

○一五番（渡辺道大君） ただいま答弁いただきました。厚生労働省がですね、近年、熱中症による健康被害が数多く報告されていることを踏まえて、二〇一八年六月二十七日に発表した社会・援護局長保護課長通知で保護の実施要綱を改正し、一定の条件を満たす場合に、クーラー等の冷房器具購入費上限五万円と設置費用の支給を認めることとしております。

この件で、まず、厚生労働省のこの通知によつてですね、クーラーが生活維持のために必要最低限、必要な家具、設備器具であるということが明確になったのではないかなというふうにして思っています。今福祉事務所の所長の答弁にもありましたように、国は、生活保護申請をした方に対し、健康状態などの条件付で購入費支給を開始すると。しかしながら、まだまだですね、必要な人に行き渡る規模

と内容にはなっていないというふうに見えますし、故障した場合の修理費の支給も認めていないようです。

制度拡充というものがやはり必要ではないかと思えますし、そもそもクーラー設置を含めたそのものの費用がですね、やはり高額でもあるということもありまして、国に対しては、これまで削減し続けてきた高熱水費などの生活扶助基準の復活や夏季加算の創設などというものも早急に求められるところでもあります。

先ほども答弁ありましたように、この条件には、世帯内に熱中症予防が特に必要とされる者がいる場合とし、挙げていただきました五つの項目ですね、クーラーの持ち合わせがない場合の五点のいずれに該当するというふうにしております。

また、熱中症予防が特に必要とされている者として、体温の調整機能への配慮が必要となる者、いわゆる高齢者、障害のある方、小児及び難病患者並びに被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者が該当するというふうにしております。

被保護者の健康状態や住環境等を総合的に勘案の上、保護の実施機関が必要と認めた者が該当するとされているということについては、例示されている高齢者、障害のある方、小児、難病患者だけでなく、地域や世帯の実情を踏まえた柔軟な解釈の余地を実施機関に与えたものとして見ることでできると私は考えます。

そこでですけども、熱中症対策として、体温調整機能への配慮が

必要となる者、いわゆる高齢者や障害のある方などに該当を広げてクーラー設置補助というものをすべきではないかなというふうにして考えますが、現時点でどのように考えているか答弁をいただきたいと思います。

〔健康保険課長 長野 望君〕

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

室内の温度、湿度が高く、風通しが悪いと、熱中症にかかりやすくなります。先ほど議員からありましたように、特に高齢者は体温調節機能が低下してくるため、注意が必要となるところです。熱中症対策の一つに、冷房や除湿機、扇風機などを利用して、涼しく、風通しのよい環境をつくるというのがあります。

議員の御提案は、金銭的な問題でクーラーを設置できない家庭に設置費の助成をとということかというふうに思います。前の質問でございました厚生労働省通知で、一定の条件を満たす保護世帯には、購入費、設置費の支給が認められるようになったと理解しているところでございます。本市において、現在のところ、市単独の助成について検討はいたしておりません。

熱中症への注意喚起は、高齢者の集会や戸別訪問、防災行政無線など、今夏は発信の機会を増やし対応いたしましたところでございます。以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 今答弁がありましたように、本市では、そういった補助というのを今のところはまだ考えていないというふ

うに理解をするところですが、厚生労働省のこの通知の解釈をですね、広げる考え方というのについては、他の自治体でも進んでいるのではないかなというふうに思っています。

東京都の狛江市ではですね、家庭に一台もつけていない六十五歳以上の高齢者世帯や生活保護の児童扶養手当の支給を受けている世帯を対象に、五万円を上限に補助しております。

兵庫県香美町では、後期高齢者世帯、七十五歳以上ですね、一世帯一台設置として、十万円を上限に補助となっております、さらにその交付の条件として、町内事業者が行うクーラー設置工事であることなどが条件としてあります。

また、群馬県の前橋市では、六十五歳以上の市民税非課税世帯に、十万円を上限として購入費の九割を市が負担するという高い補助率になっているようです。

実際、市民の中でも、この夏、大変暑かったなというふうにして思うんですけども、クーラーなしで過ごしている高齢者の方が多いということも聞いておりますし、使用することを敬遠しがちな方もいるということも聞いております。

そういう費用面でいけば、やはり電気料金のことであったらですね、やはりその期間だけでも一部補助を検討するということとか、使用するように促す声かけ体制というものもつくっていく対策が必要ではないかなというふうに思っています。

これまでの議論は、その通知どおりの生活保護世帯へのクーラー

設置補助というようなことで、今後は、議論をいただきたいんですけども、地元業者を条件に設置をお願いすることということや、何といっても、やはり熱中症患者が増えるということを防ぐ、高齢者の命を守る点からですね、補助を検討していただきたいと思えますけれども、各自自治体のこの取組も含めてですね、市長の現時点の考えを伺いたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

熱中症で高齢者の方が非常に危険にさらされる場合があるということでのお尋ねだろうと思えますけれども、生活保護法上のところではですね、所長が、担当から申し上げたとおりであります。

そのほかの設置費の補助ということについては、他自治体のことも注視しながらですね、研究、検討してまいりたいと思います。

また、議員も御指摘のようにですね、クーラーはあるけれども、使わないと。特にお年寄りには、節約というか、そういう志向があつて、使わないで熱中症にかかって重篤あるいは死亡に至るという例が結構多いようですので、そうしたことについての広報、周知活動もですね、これまでもやっておりますけれども、さらに強化して、熱中症の被害が起らないように、そういうふうな努めていきたいと考えています。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

ぜひですね、来年以降、夏のこの猛暑を乗り切るためにもですね、

様々な形で熱中症対策の一つとして取り組んでいただきたいというふうにして思っております。

次の質問に入りたいと思います。

コロナ禍での子育て支援ということなんですけれども、国の定額給付金が一人十万円という形で支給をされました。この事業は、新型コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家庭への支援を行うことを目的とした事業であり、終息が見えない中で、今後も継続して支援をしていくことが求められていくのではないかなというふうにして考えております。

迅速という点ではですね、本市でも、基金を活用して早めに市民に十万円が支給されるように対応したこと、県内自治体の中でも本市は早い支給になったということについては大変評価ができるものではないかなというふうにして思います。

そのような中で、まず、定額給付金の支給状況が本市ではどのようになっているかお答えをいただきたいと思っております。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

本市におけます給付金の支給状況、もう既に支給事務を終えていますので、実績ということになりますけれども、対象世帯が七千九百八十八世帯、対象者数が一万五千十三人のうち、七千九百八十三世帯、一万五千七人、対象者の割合でいいますと九九・九六％に支給を行ったところでございます。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

ほぼ支給が完了したという理解で答弁をいただきました。

本市では、新型コロナウイルス感染症対策に伴う支援で、児童扶養手当を受給する世帯に、児童一人につき一万円上乘せする、また独り親世帯を支援するために給付金の支給、新型コロナウイルス感染症に関連した休業等により一時的に収入が減少し、生活状態が窮迫した独り親家庭に対しても生活資金の貸付けをすると、貸付限度額を現行の二倍に拡充すると、コロナ禍での子育て支援策の取組というものを進めておられます。

また、県内では、鹿児島市や霧島市、鹿屋市、垂水市などですね、四月二十八日以降に生まれた新生児に対しても一人十万円を支給するように報道されております。

本市でも、四月二十八日以降に生まれた新生児もですね、この定額給付金一人当たり十万円を支給すべきというふうにして考えますが、けれども、どのように考えているかお答えをいただきたいと思っております。

○福祉事務所長（下川法男君） 特別定額給付金の基準日より後に生まれた新生児への支援について御説明をいたします。

本市においても、先行きの不透明なコロナ禍において、子育て支援の在り方について検討を行ってきたところでございます。本議会に提案をさせていただいた令和二年度一般会計補正予算（第六号）において、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の第

二次分を財源として、新生児臨時特別定額給付金支給事業を新規事業として計上し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う家計支援として給付された特別定額給付金の基準日である令和二年四月二十七日から以降明年三月下旬まで生まれた、当該給付金の対象とならずに、新たに市民となる子どもも家庭に対して、子育て世帯に対する経済的負担を少しでも軽減するために、子ども一人当たり十万円 of 給付を支給することとしていただいております。

○一五番（渡辺道大君） 今答弁いただきました。今九月議会の補正予算で八百九十一万円、約八十九人分ですかね、予算化をされたということが確認できましたので、今後、その広報や迅速かつ的確に支給されることを求めて、次の質問に入ります。

次に、学校施設管理についてですが、今年の二月に実施した総務文教委員会の所管事務調査で現地調査を行った際、学校施設の老朽化や早期に修繕が必要な学校が多く見受けられました。

中でも、トイレに関する施設修繕等要望事項が七件から八件ぐらいですかね、各学校から出されておりまして、今後は、予算の関係というものもあるかと思いますが、学校側の要望に全て対応できるのか、修繕の計画というものがどのようになっているのかというのを含めてですね、今後、具体的に示していただけたらなというふうにして思います。

そこでなんですけれども、この最初の項目、現在、学校施設のトイレ水洗化というものがどのように進んでいるかお答えをいただき

たいと思います。

「教委総務課長 吉田孝一君」

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

学校のトイレの水洗化状況についてでございますが、榕城小学校は改築当初の平成十七年、上西小学校は平成十一年、下西小学校は改築当初の平成三年、国上小学校は平成十年、伊関小学校は改築当初の平成二十五年、安納小学校は平成三十年、現和小学校は平成六年、古田小学校は平成二十七年、住吉小学校は平成三十年、種子島中学校は平成三十年と、それぞれ増設や改修などにより、順次、水洗化を図ってまいっております。

一方で、昨年度、安城小学校の屋外トイレを新設したところがございますが、安城小学校の既設の教職員用トイレの二か所と下西小学校の校庭トイレがまだまだ水洗化されていない状況となっております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） ほぼ水洗化というものが進んできているのじゃないかなというふうにして思うんですけども。

今、市内の公園とか公共施設などのトイレも、くみ取り式から水洗の洋式トイレに替わってきていて、衛生面でも整備がされてきております。また、家庭用でもですね、水洗洋式トイレというのがほとんどではないかなというふうにして思います。

その中でも、学校の要望の中では、洋式トイレがないという学校

もあるようなので、こういった点については早期に改善をさせていただきたいというふうにして思います。

そのような中で、先ほど課長からもありましたように、下西小学校の校庭のトイレなんですけれども、老朽化が進んでいると学校側から要望が出ていますが、現地調査で確認したところ、老朽化もなんですけれども、やはりくみ取り式のトイレになっていて、水洗化洋式トイレへの改修工事が必要ではないかなというふうにして思います。今現在、この下西小学校の校庭にあるトイレの改修計画というものはどのようなになっているかお答えをいただきたいと思います。

○教委総務課長（吉田孝一君） お答えいたします。

下西小学校校庭のトイレの状況については、現場も私も確認をしております、現状を把握してございます。

しかしながら、御存じのとおり、学校施設整備におきましては、大きな工事が引き続き行われていることから、計画的に順次整備を進めているところでございます。

下西小学校の校庭のトイレにつきましては、今後見込まれる施設整備を見極めながら、全体的な計画の調整を行う中で、設置に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○一五番（渡辺道大君） 今課長も、今年度、現地の確認をしたというところで、計画については、全体的な計画もあるというふうにして、今後、改修に向けての検討をしていくというふうにして理解を

します。

今回、この現地調査においてですね、住吉小学校の校庭にはですね、新設されたトイレがあります。体育館のトイレが使いづらいという要望等があつて、体育館すぐそばの校庭にトイレが新設されておりました。私としてはですね、住吉小学校と下西小学校のその違いというのは何なのかなというふうにして感じたところでもあります。

下西小学校のPTAの保護者の方にも、この校庭トイレについて話を聞くことができたんですけども、学校の昼休みあるいはスポーツ少年団でも使用をします。また、いろいろな行事等でもですね、保護者も小学校の校庭のそのトイレを利用することがあると。昨日、運動会でもですね、あつたようだし、その際、校庭のトイレというものがやはり使いづらいと話されております。そういったことから、下西小学校のこの校庭トイレ改修は、地域の要望でもあるかと思えます。

ぜひですね、総務文教委員会の所管事務調査の結果、委員会として各学校の経年劣化等による修繕が必要な箇所、予算措置に当たっては苦慮されていると思うけれども、学習環境の整備や安全面を考慮しと、三点要望しているかと思えます。実現に向けて取り組んでいただきますよう求めて、次の質問に入りたいと思います。

次に、スポーツ施設の充実について質問をいたします。

西之表市公共施設等総合管理計画では、スポーツ施設は、市民の

スポーツ振興と健康増進など、心身の健全な発達、体育文化の向上並びに定住促進と地域活性化へ寄与することを目的としております。

若い人も、また高齢者の方も、それぞれにスポーツの楽しみ方というものがあるかと思えますけれども、そのような中においてですが、スポーツ施設、練習場がですね、全体を見たときに少ないのではないかなというふうにして感じるんですけれども、現状の認識をお答えいただきたいと思えます。

「社会教育課長 中里千秋君」

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

本市のスポーツ施設は、市民体育館をはじめ市営グラウンド、また野球専用の安納の市営球場、ソフトボール専用の美浜グラウンド、屋内の相撲場の天倫館などがございます。

昨年度の社会体育施設全般の利用状況は、延べ七万五千百七十三人となっています。

現状としては、ほぼ市民のニーズに对应しているのではないかと思っておりますが、特に週末の施設利用に当たっては、野球競技など、練習場所等、重複することがあるため、その際には時間をずらしたり、また別の場所で練習いただくなど、対応を取っているところがございます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） 大変利用者数も多いところでもありますけれども、先ほど課長からありましたように、市営グラウンドや

市民体育館、市営安納球場、美浜グラウンドあるいはあつぼくらなどなど、スポーツ施設、練習場所というものは確かに幾つかあります。

特にですね、野球、ソフトボールの練習に関しては、安納球場や美浜グラウンドなどの専用の練習する場所というのがあるんですけども、やはり場所への移動にですね、ちよつと時間がかかるという声が利用者の中からもあるんですね。

そのような中で、旧榕城中学校のグラウンドをですね、野球などの練習の場として使わせていただいているという現状があり、市街地にあるという点からも利用するのに大変便利だと。利用に関しては大変ありがたい対応をしていたいております。

旧榕城中学校のグラウンドも、本来であれば、使用目的というのは違うということもやはり私は理解をしているところなんですけれども、そういったところが、やはり事実上、練習施設、練習をする場になっているのではないかなというふうにして思います。

また、今の状況からですね、旧榕城中学校の老朽化、体育館の外壁等というのが崩れ落ちそうになっていることとか、校舎の窓ガラス、確認したところ、二十五、六枚ぐらいですかね、ちよつと割れていて、板を張っている箇所というのがありました。

危険な箇所としてですね、修繕をしてほしいという要望もありませんけれども、現在、全体的な施設でいいんですけれども、練習場となっている施設の整備充実をどのように考えているかお答えをいた

だきたいと思えます。

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

スポーツ施設の整備充実をどのように考えているかという御質問についてでございますけれども、現有施設につきましては、市民の皆様が安全・安心に利用できるよう、また利便性が向上するよう補修等整備をしているところでございます。

具体的に申し上げますと、安納の市営球場については内野全体の整備工事や、市民体育館の屋上の防水工事、またアリーナ内の壁面張替えなどを行っております。

なお、武道館や市営グラウンドなどの整備の要望もありますけれども、大規模な施設整備については、優先順位を決めた上で、慎重に検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○一五番（渡辺道大君） ありがとうございます。

優先的に整備を進めていくということで、ぜひですね、施設の整備充実を計画的に進めていただいて、さきにも述べたような、一例ですけれども、旧榕城中学校の体育館外壁等の修繕や校舎の窓ガラス、その前にあるですね、あの防球ネットの改修等も検討していただいて、市民がスポーツをですね、安心して楽しめる環境づくりに取り組んでいただきたいなというふうにして思えます。

最後の質問になります。馬毛島問題であります。

八月十八日発行の防衛副大臣の来庁、配置案の説明がありました。

その中で、自衛隊馬毛島基地（仮称）の部隊配置計画について、次のように示しております。

陸・海・空自衛隊が年間を通じて馬毛島を使用し、整備、補給等、後方支援の施設としても機能をさせる。運用・警備上必要な装備を配備。現時点では、航空機を常時配備する計画はない。馬毛島基地（仮称）で恒常的に勤務する自衛隊員は百五十名から二百名程度とし、種子島に宿舎を整備し、その場所は検討中と。通勤のための定期船の運航が必要と示されております。

防衛省の資料説明では、馬毛島基地（仮称）の施設配置案というものがありますけれども、滑走路二本、飛行場支援施設等、燃料施設、駐機場等施設、格納庫、訓練施設、火薬庫までが配置案を出されております。これだけの施設をですね、馬毛島に造るとなると、もう島全体が施設で埋まっていく説明なんですよね。

そのような配置案が示されている中で、市が考えております馬毛島活用の方向性をどのように進めていくかお答えをいただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

先般八月六日に、三回目となります馬毛島体験活動を実施いたしました。今回の参加者も、島が育んできた自然や独特の雰囲気を楽しみ、感動の声が寄せられたところでもあります。

さらに、八月二十八日には、種子島高校の生徒と市役所若手職員との合同で馬毛島学習会を開催しました。馬毛島の利活用策につい

て検討をしていただいたところでもあります。全体的に、馬毛島の特異な自然環境の保全や活用をベースにした提案がありました。

馬毛島の活用の在り方につきましては、これまで様々な意見を集約しております。馬毛島の特異な自然環境や種子島との密接なつながりのある歴史を生かした取組の推進についての意見が多くを占めております。この島が教育そして観光面で十分活用できると再度確認いたしております。幸いにして、学校跡地、それから市道、港湾施設、文化財など、活用可能な資源が多くございます。決して十分とは言えませんが、これらの資源を活用した具体的かつ実現可能な活用策の検討に入ってまいりたいと考えております。

○一五番（渡辺道大君） ちよつとですね、馬毛島における施設イメージ、配置案というものを書画カメラで示してみたいと思います。この位置にたしか葉山港があると思います。それで、ちよつと上陸できないので、どの位置になるかというのは、関係者の方に聞きながらなんですけれども、この辺ぐらいに学校跡地があるんじゃないかなというふうに言われております。

市長、全体的に見てですね、この配置案、あるんですけども、市長がこれまで実施されてこられました馬毛島体験学習ですよね、子どもたちの自立心、協調心、探究心、自然・文化愛護心などを養う目的で、これからも続けていきたいというふうにして思っている事業だと思えますけれども、この配置案ではですね、どこを歩いてどこを学習するのかわかるというふうにして思うわけなんですけれども。

その施設配置案では、馬毛島の一番の漁場であるこの横瀬という地域では、係留地、係留施設というふうにしてなっております。

書画カメラ、閉じます。

施設設置案ではその場所のボーリング調査を行うという防衛省に対して、六月議会では、副市長より答弁をいただいた、その段階では市としての特段の対応を取ったことはなくて、ただ、今後は防衛省による県の許可申請手続において市長の意見は求められることになるので、適切な対応をしたいと思っております。

やっぱり環境をですね、破壊しないで、この漁場をしっかりと確保すると。漁師のなりわいを守るためにですね、このボーリング調査をやめるべきだと、県にやはり許可を認めないようにと、市としてですね、強く伝えるべきだと思いますけれども、今現在の市長の見解を再度伺いたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

八月七日の防衛副大臣の来訪の際に、私のほうからも、海上ボーリング調査について、この調査自体が漁場に大きなダメージを与えるのではないかと質問をいたしました。

防衛省としては、漁協側と影響の少ない方法を検討しながら対応したい、また仮に大きな影響があれば、その補償についても協議をしていきたい旨を回答がなされたところであります。

先日、漁協が理事会で同意についての決定をしたということがありました。それについては、まだ調査についての説明を受けていな

い漁業者を中心にですね、漁業者を含めてですね、その決定に対する抗議というような動きも出ているようであります。

防衛省は、そうした反対の、心配をしている、抗議をしている漁業者についての説明を考えているところというふう聞いておりません。

本市といたしましては、まず、その内容ですとか結果を、漁業者と防衛省との、あるいは漁協の動向について確認して対応を考えなければいけないと、そういうふうと考えております。

○一五番（渡辺道大君） やはりこの問題についてはですね、六月議会でも、そのボーリング調査、やっぱりやめるべきだというふうにして質問しましたけれども、現状もかなり六月から変化してきているなというふうに思っています。やはりですね、このボーリング調査については、基地建設の入り口というふうにして言えます。

この資料の最後にもあるんですけども、馬毛島に整備される施設が米軍の使用、FCLPが前提であるということを確認したというふうにあります。この訓練をですね、やはりさせないという立場で市長は明確な態度をしっかりと示していただきたい、そのことを求めて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（永田 章君） 以上で渡辺道大君の質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。おおむね十四時四十分頃より再開いたします。

午後二時二十三分休憩

午後二時四十分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、橋口美幸さんの質問を許可いたします。

「一六番 橋口美幸さん登壇」

○一六番（橋口美幸さん） 今日、午後、またよろしくお願いいたします。

質問通告に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、教育環境充実のためにという項目でさせていただきます。

コロナ禍の下で、教育の現場では、三密を避けることはもちろん、子どもたちが毎日使う椅子や機の消毒など、特に地道な対策が実施されていると思います。教職員の皆さんは、ふだんから忙しい業務に加えて、さらに勤務状況は逼迫しているのではないのでしょうか。

そのような中で、具体的な予防対策、そして直近の課題として浮上しております二十人から三十人学級の実現を求めていきたいと思っております。

まず、第一番目、学校での新型コロナウイルス感染対策、拡大防止のためにどのような対策が取られているか。そして、二番目には、三十人以上の学級数と、そしてその実態について、三密は避けられているか。時間がありませんので、三点にまとめて答弁をいただけたらと

思います。丸三番に、他自治体に学んで三密を避ける工夫をしたか、そして今後の対応策はどういうことがあるかということを中心に三密、すみませんけど、まとめてお願いいたします。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

学校における新型コロナウイルス感染予防対策については、児童生徒には、毎朝、自宅等で検温と健康観察を行い、発熱、倦怠感、味覚や嗅覚の異常等の感染が疑われる症状がある場合は登校せず、経過を観察するように指導しています。

また、教職員へは、島外、県外への不要不急の移動は避けること、県外等へ出かける場合は、あらかじめ校長に報告するとともに、行動履歴を控えておくこと、帰島後二週間は自宅での検温と健康観察を徹底することを求めています。

さらに、各学校においては、密閉、密集、密接の三つの条件が同時に重なる場が生じないように、室内の換気、教室内の机の配置の工夫、熱中症予防に配慮しながらのマスク着用等の対策を徹底するとともに、校内の消毒を小まめに行うなどしております。

二つ目の御質問でございます。本市における三十人以上の学級数は、小学校では一校、九学級であり、中学校では一校、十一学級となっております。

それぞれの学校では、マスクの着用はもちろんのこと、換気の徹底、座席配置の工夫、グループ学習や合唱等の感染リスクの高い活

動の制限、体育の授業での接触場面の回避等、様々な形で密集、密閉、密接の三つの条件が同時に重なることを避けております。

三つ目の御質問でございます。三密を避ける対策については、先ほど申し上げたとおりでございますが、他自治体とも情報を共有し、お互いに参考にしております。

当面、新しい生活様式を徹底する等、できることを実践しながら、国や県などの制度的な動きについてその動向を注視し、見守ってまいりますと考えております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今、私たち本市の小学校、義務教育の現場では、榕城小学校と種子島中学校が二十人から三十人の密になっているんじゃないかなと思います。四十人学級もありまして、五年、六年、六年生が今四十人、三十八人、そして五年生が三十七人、三十九人というような学級数になっております。私も教室を見させていただいたんですけども、二年生の二十三人、二十四人の学級数でも、本当に密になっているなというふうに感じています。ですので、三十二人の、三十人前後の学級というのは、ひどく、すごく密になっております。

そういう中でも、先生たちが努力をされて、大型扇風機を回したりしてはいます。

現場の声が、種子島中学校でも、三年生が特に密になっているというところをお伺いいたしました。

六年生の教室を見させていただいたんですが、四十人、三十八人という教室では、子どももそうですけれども、大人が机と机の間を移動できません。かばんやいろんな道具ももちろんあるんですが、机と机の間そのものが、子どもも多分移動できない密になっていると思います。

そういう状況の中で、コロナ禍の中です、今、二十人から三十人学級が本当に求められているということが、今、国会でも話題になっております。

今後、このコロナ禍を見据えて、三十人学級へ、そして将来的には二十人学級を実現しようじゃないか、そのための財政的措置をしようじゃないかということが、六月の国会です、衆議院の予算委員会で共産党の志位委員長が発言をして、コロナ禍を見据えて検討したいと、当時の安倍首相が答えております。

そしてその直後に、七月三日には、全国知事会、全国市長会、全国町村会の三つの団体の長が、文部科学省に対して少人数学級の実施を要請しています。

このように、今、少人数学級、本当に現実的なものとして要求しているいいんじゃないかというふうに思っております。今、概算要求も国会でやられている中で、ぜひ私たちの子どもたちの教育の現場ですね、要求をしていきたい、いってほしいと思うんですが、そこ、教育長か市長、答弁をお願いしたいと思います。まず、この方向性を御答弁いただきたいと思っております。

〔教育長 大平和男君〕

○教育長（大平和男君） 今議員おっしゃるとおりですね、自民党の本部会議のほうでも、その要求を出すというのがありましたけれども、文部科学省としては、生徒数減に伴う約五万人程度の教員数の減をそのまま振り分けることによってうまくいけば、新しい予算措置をしなくてもできるんじゃないかと、いろいろ知恵を出しているようでもあります。

我々としても、少人数学級がですね、実現できれば、コロナ対策の面から、あるいは従来から日本の学級の人数の定員は多いという指摘がありますので、そういう問題も解決できていければよろしいかというふうに考えております。

そういう意味で、先ほど課長がですね、国等の動きも注視してまいりますと申し上げたところでございます。

○議長（永田 章君） 市長、財政措置の件について、要望について。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

三十人学級を二十人、少人数学級にするということになりますと、財政措置、つまり少なくとも教員を、先ほどの答弁でもありましたけれども、小学校で九学級、中学校で十一学級ありますので、それだけでも二十人の教職員の増が必要となるわけでありまして、それについては、仮にそれに市単独で独自に対応することになりますと、

また数千万円あるいはそれ以上の予算規模が必要になると思っていますので、やはりこれは国の動向を見ながらですね、コロナ禍に伴うですね、環境改善というところでできればというふうに思っています。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ぜひですね、本市の子どもたちの教育環境充実、行政の、私たち大人の姿勢にかかっております。

今、コロナ、こういう状況の下ですね、突然休校にはなりませんが、ここでは比較的短い期間でした。子どもたちは、アンケートを見ましてもですね、かつてないような不安やストレスをため込んでいます。子どもアンケートでは、七六%の子どもが「お友達に会えない」ことを挙げて、「学校に行けない」六四%、「外で遊べない」五一%を挙げております。

そういう中で、本当に私たちの予算をですね、子ども一人一人を大切に、手厚い教育予算を獲得していく、そして今、先ほども私がお伝えしましたように、国会でも、そういう二十人から三十人学級実現へ向けて今動き出しておりますので、この地方から子どもたちの教育現場を充実させるために声を上げていただきたい、市長にも教育長にもぜひそういう立場で声を上げていただきたいということをお願いいたします。

次にですね、教育現場における一年単位の变形労働制の問題について質問したいと思います。

この变形労働制、職員の、二〇一九年十二月にこの法案が通りま

した。そして、端的に言えば、一年単位の变形労働時間制を導入可能とする法案ですね、この法案、改正教育職員給与特別措置法というものを強行成立させました。

これは、先生たちの現状では過労死が増える、そしてこれ以上先を続けられなくなるという反対の声の中で、この一年単位の变形労働時間制、強行されておりますが、実施に向けてはこれからだと、主に地方自治体の声が生かされるという法案ですので、この問題について質問をしたいと思います。

まず、教員の労働実態について、アからエとありますけれども、まず、教諭と講師の人数を教えてくださいと思います。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

本市における小中学校の正規の教職員の人数は百十一人、臨時的任用の教職員の人数は十九人でございます。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

それぞれの教諭というのは正職員、正規の職員という方たち、そして講師の人というのは十九人で、非正規雇用の先生たちというふうに解釈していいかと思えます。

それぞれの残業時間がどうなっているのかお伺いします。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

本市における教職員の昨年度の平均超過勤務時間は、一か月当たり、正規の教職員が二十七時間、臨時的任用の教職員が二十六時間

となっております。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。

月四十時間以上になっていないところがよくったと思うんですけど、やはり非正規の先生たちも二十六時間の残業をしているということでは、労働条件も違いながら、同じように、同じ責任を子どもたちにとっては負わなきゃいけない、そういう負担もあるのではないかと思います。

そういう中で、部活動の時間、主に中学校の先生たちになると思うんですけども、この部活動の時間はこういう扱いになっているかお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（内 健史君） 種子島中学校における部活動は、全教職員がいずれかの部の顧問もしくは副顧問の役割を担っております。それは正規と臨時的任用の区別はございません。

現在、部活動については、平日原則一日、週休日はどちらか一日の休養日をつけることになっており、顧問に対しては、週休日の部活動に対して手当が支払われています。これも正規と臨時的任用の区別はございません。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 部活動というのは、子どもたちにとっても楽しい時間ですし、学校にとっても大事な授業の、人間形成の中の一環として捉えられ、本当に先生たちの役割、大事だと思いま

す。そういう中で、教諭と講師の皆さんの役割というのは本当にほとんど変わらないと思います。

そういう中で、教諭と講師の労働条件や雇用条件、主な違いが何か教えてください。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

臨時的任用の教職員が六か月更新の一年間の任用もしくは産休や育児等の代替としての期限付の任用であることが大きく異なっております。

それ以外は、給与額や年休日数等の違いは当然ありますが、年齢と経験年数に応じた昇給、ボーナス、退職金、諸手当の支給や諸休暇等の制度については、全ての教職員に平等に保障されております。

また、勤務時間や勤務等の労働条件の違いもございません。

以上です。

○一六番（橋口美幸さん） 今教えていただきましたけれども、本当に正職員の先生も非正規の先生も子どもたちには同じように向き合って、一生懸命、日々、教育に携わってくださるということがよく分かりました。

ですので、先ほどの二十人、三十人学級のところでも市長と議論しましたが、やはりこの十九人の非正規の人たちがですね、正職員として雇用され、そしてまた教育の充実に向けていただけるといいなと思います。

この項目は一年単位の変形労働時間制の内容についてなんですけど、

これは、私の理解の中では、目的は休日のまとめ取りだというふうに思っています。簡単に言えば、休日を八月にまとめて取りなさい。四月、五月、忙しいときは、一時間残業しても、それは当然の労働時間ですよというふうにみなされるといふ制度じゃないかと思えます。

教員の長時間労働の解消のための抜本的な改革で一番の近道は、教員の増員だというふうに現場の先生たちもおっしゃっておられます。

教育予算はどんどん減らされて、概算要求でも百十億円しかない。一方では、一機百億円以上もするF35戦闘機を百四十七機買うと言わなければならないじゃないかと。子どもたちの教育と戦闘機とどっちが大切なんだというふうに、この国会の予算委員会の中でも声が上がったというふうに報道がされております。

そういう中で、この変形労働制、この制度を地方自治体のときから、地方自治体で働く学校長の皆さんが導入すべきではないというふうに私は思うんですが、これについて教育の現場ではどのような考えでしょうか。

○議長（永田 章君） 橋口議員、二と三、一緒に答弁ということではないですね。

○一六番（橋口美幸さん） はい、すみません、お願いします。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

まず、変形労働時間制の内容でございますが、公立学校の教職員における変形労働時間制は、本年四月に施行された改正教職員給与特別措置法に基づき、教職員が一年単位で休日のまとめ取りができるようにする制度です。

文部科学省がこの八月に示した導入の手引によりますと、一月を超え一年以内の期間を平均して一週間当たりの正規の勤務時間が三十八時間四十五分となること等を条件として、業務の繁忙期と閑散期に応じて勤務時間を配分することを認める制度であり、長期休業期間等において休日を集約して確保することを目的とする場合に限り適用することとなっております。

三つ目の御質問に対してお答えいたします。

変形労働時間制については、県において、これから条例制定に向けて検討に入る段階であります。

市教委としましては、国や県の動向を注視するとともに、他市町とも情報の共有を図りながら、本市の実態に即して、現場の教職員の意見も聞きながら慎重に検討してまいりたいと考えております。以上です。

○一六番（橋口美幸さん） この変形労働制の問題、現場の先生たちに聞くと、本当に大変な、今でさえ忙しい、夏休みも十分休んでいる状況ではないということが実態として聞かれています。そういう中でこの制度を導入したら、本当に先生たち、今でさえ鬱で休んでいる方も多いというふうに聞いております。健康で子どもたちに

接する、そういう教育環境を守るためにはですね、先生たちの労働条件改善、そして人員増、そして子どもたちの二十人から三十人学級、これをぜひ実現していくべきではないかと思えます。

そういう意味で、自治体からこの変形労働制をですね、導入すべきでないという声を上げていただきたい、このことを要望いたしまして、次の質問に移りたいと思えます。

次は、馬毛島問題なんですけど、先ほどから八月七日の防衛省の説明について質問が続いております。私も、馬毛島問題に対するこの八月七日の防衛省の説明、市長の受け止めはどうだったのかをお伺いしたいと思います。

具体的にはですね、防衛省の説明、まず初めに、一ページでは、中国、北朝鮮の脅威をあおって、馬毛島に自衛隊の基地が防衛上必要なんだと、重要だと述べております。

しかし、これほど、私自身の考えですが、経済的に中国と日本、いろんなところで結びついております。人も交流しております。そういう中で、日本と中国が敵対関係になるのでしょうか。その点は本当に疑問だと思えます。やっぱり友好的な関係をつくっていくべきだと、国はそういう方向で進めるべきではないかと思っております。

北朝鮮の問題でも、日本こそが平和的に物事を解決できる立場にいるのではないかと思えます。前安倍首相は盛んに核兵器の問題でも橋渡しをするんだと言っております。日本こそが平和的に物事を

解決できる立場にいるのではないのでしょうか。

それを生かすことこそが日本の役割だと思えますが、対話が求められているにもかかわらず、また新たな軍事基地、軍事施設を私たちの馬毛島、種子島で計画をしている。そういうことはますます軍事緊張が高まってですね、増幅をすと思えます。軍事対軍事で、絶対平和は来ないんじゃないかと思っております。

つまりですね、馬毛島への自衛隊基地建設の本当の目的は、米側の要求で、千四百キロメートル離れている硫黄島で実施しているFCLP訓練が、岩国から四百キロメートルと近い馬毛島でしたい、だから馬毛島を差し出せとアメリカから要求されている。これが、私たちが今本当に直面している馬毛島へのFCLP基地建設問題だと思えます。

つまり、馬毛島の自衛隊基地建設の目的は、日本の防衛のためではない。アメリカがよその戦場に出かけていく若いパイロットの訓練をする、馬毛島を航空母艦に見立てて訓練をするFCLP訓練の基地建設であることは明らかだと思います。自衛隊の施設は、最初は、二〇一一年のときには全然話にはありませんでした。

そういう中で、市長がこの説明、どのように受け止められたのかをお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

八月七日の防衛副大臣の来島時の説明につきましては、簡単に申し上げますと、馬毛島の施設の設置は、米軍の使用を前提にしている

ということが確認できたと思っております。

施設の配置案ですとかイメージ図等が示されておりますけれども、先ほどもお答えしましたが、具体的な施設内容ですとか、それから地元の意向の反映方法など、詳細については明らかになっておりません。

八月十八日付けの本市発行の広報紙にも示しておりますけれども、そもそも基地の必要性や具体的な訓練の内容もまだ不明確なところが多いございます。防衛省としては、初めてその施設の内容について、私の就任後でありますけれども、初めて具体的な案を提示したわけでありまして、逆に不明な点が増えたという感じがしております。

こうしたことを踏まえまして、現在、防衛省と疑問点の解消を図るべくやり取りを続けているところであります。防衛省に對しましては、引き続き、疑問や市民の不安を放置したまま、なし崩し的に計画を強行するのではなく、誠実かつ丁寧な対応を求めてまいりたいと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） 市長も、今、なし崩し的に進めないようにというふうに気持ちを述べられました。

本当に、自衛隊のこの説明資料というのは、私たちに示される前に、私はもうできていたんじゃないかというふうに思います。この施設案、馬毛島、市長が全戸配付した施設の家はですね、国会で共産党の国会議員がその内容を示せと言ったら、その一ページが九〇

〇ページにも及ぶ資料になっているということを国会で防衛省が答弁しております。だから、私たちがもらっているあのぺらぺらの薄い説明書はほんの一部なんです。施設案があるこの、これですね、この一ページが、防衛省の説明によると、九〇〇ページの書類になっているんだという回答を防衛省からいただいております。防衛省は、それを示せと言ったら、それは十一月にならないと出せないという回答が共産党の国会議員にあったそうです。

そういうことからいいますと、本当に、私たちに、地元の人に出す情報はもう氷山の一角、少しずつ少しずつ出していく。そして、最終的にはなし崩し的にもう基地がいつの間にか進んでいたという状況にもなりかねません。ですので、私はやはり今の時点です、許しては絶対いけないというふうに思います。

もし仮に自衛隊基地を許してしまったら、恒久的な基地となるということを思いますけれども、市長、この一ページが九〇〇ページにもなるという情報を聞いて、いかがですか。

○議長（永田 章君） いや、そこは、橋口議員、市長にはちょっと発言は求めることができません。

○一六番（橋口美幸さん） はい、すみません。というところで、そういう、私たちにこれだけしか示されておられません、膨大な計画になっているということは確認できたのではないかというふうに思います。

それです、ね、書画カメラを使わせていただいでよろしいでしょ

うか。

馬毛島の部隊配置、どのような訓練が行われていくのか、今から、ということが本当に怖いと思います。ここにありますがように、私たちの上空でF 35 Bステルス戦闘機、そして水陸両用訓練、このほかに実施する可能性がありますというふうに書いてあるんですけどね。そういうことを、資料の説明なので、本当にどういうふうに深い、例えばF 35、F 15、F 2など、どういう音がして、どういう速度で飛んでいくのか、こういうことも私たちは知らされておられません。説明の中でもなかったのではないかと思います。

私たち議会が、特別委員会も説明を受けましょうというふうには決まりましたので、こういうことを一つ一つですね、丁寧に私は質問したいというふうに思っています。

そういう中でですね、本当に私たちの上空を日常茶飯事です。F CLPは年に一回か二回ですというふうに説明されておりますが、日常茶飯事、このような訓練が起こるようになったら、本当に病人も休めないし、大変な状況になると思います。

二番目にお伺いしたいと思います、馬毛島問題、本当に空域がどうなのか、それから音が七十五デシベルと言いますが、普通、百デシベルなんだそうです。地域の実態、これまで基地を抱えている、今の住民の人たちの話を聞くと、百デシベルというのが普通の訓練のときの音なんだそうです。七十五デシベルでもかなりすごい音だと思わんですけれども、それどころじゃありませんという話でござ

います。

ですので、馬毛島と日米地位協定、深く関連していると思います。そこら辺の日米地位協定と馬毛島問題、市長は危惧を持っているのか、どのように受け止めているのかお伺いしたいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

日米地位協定に関するお尋ねであります。

これまでの本議会定例会におきましても申し上げてきたところではありますが、日米地位協定に関する認識につきましては、基本的には、全国市長会の要望と同様であります。

具体的に申しますと、米軍人等による事件、事故、油及び汚水の流出、PCB等有害廃棄物の処理など基地の存在に伴う諸問題は後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている実情にある中、もはやその運用を改善するだけではこれら諸問題の解決は望めず、同協定を見直す必要があり、よって国は、国民の生命、財産と人権を守る立場から、日米地位協定の抜本的見直しに向けた対応を行うこと、以上が必要であるとの認識でございます。

○一六番（橋口美幸さん） 日米地位協定、本当に全国知事会、市長会もそうなんですけど、二〇一七年に求めていますので、ぜひさらに声を上げていきたいと思っております。

例えば、沖繩で、米軍、沖繩の普天間第二小学校、窓枠落下という事故がありました。これは、当時、二月十三日から九月十二日までそこを飛ばないでくれというふうに地域住民が、保育園のお母さ

んたちも含めて要請をしました。しかし、この二月十三日から九月十二日の間、普天間第二小学校では七百六回、授業中に避難をしたという記録があります。

このように、一度許してしまつたら、米軍は約束を守りませんというのが基地を抱えている自治体住民の生の声です。

なぜなら、安保条約第六条に関する地位協定で、米軍は日本の空や港、自由に使うことができ、日本のどこにでも基地を置くことができる、これが地位協定だからなんです。一度許してしまつたら、絶対元には戻りません。

馬毛島、種子島に今自衛隊基地がない中で、こういうことが起こっております。中種子町でも日米共同訓練があり、そして私たちの豊かな自然や歴史、文化を必ず守り抜かねばならない、こういう私たちの世代が決して馬毛島に基地建設を許さない、そういうための市長の決意をこの項目でお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 決意と申しますか、日米地位協定に対する考えということであろうかと思えますので、私の認識といたしましては、この基地のある地域のような問題点があり、それがなかなか解決できないということ、つまり日米地位協定の問題点の要点というのは、米軍、すなわち外国の軍隊には国内法令がなかなか適用されていらないと、そういう状況があるということがあります。

もう少し言いますと、この現在の地位協定の状況は、占領中の米

軍の特権が、安保条約、日米地位協定が一九六〇年に新条約になつて以降、改定というか、更新されておりますけれども、その占領中の特権が残されて、それが改善されていないと。簡単に言うと、そういうことがあるのだと思います。

この馬毛島の施設を米軍に提供するということがですね、そういう歴史の中で起きている新たな問題で、新たな一件であると、そういうふうな認識でありますので、私もそういう問題意識を基にですね、重大な決意を持って取り組んでいきたいというふうに考えております。

○一六番（橋口美幸さん） ありがとうございます。ぜひ私たちの子どもや孫たち、そして先祖のこれまでの歴史や文化を大事にする役割が私たちにはあると思いますので、一緒に馬毛島に米軍基地を許さない、このために力を合わせていきたいと思えます。

そして、最後になります。市長に政治姿勢をお伺いしたいと思います。

市長の政治姿勢、時間が少なくなりましたので、この三点をまとめてお答えしていただきたいと思えます。

まず、住民の安心・安全な暮らしを守るための政策を問います。地方自治法第一条の二では、地方公共団体は、住民の福祉の向上を図ることを基本にして、地域の行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うとしています。そして、この達成のために、国は、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、適切に役割を

分担することとあります。制度の策定や実施は、地方公共団体の自主性、自立性が十分に発揮されるようにしなければならぬと、地方自治法第一条にうたっております。

こういうことを踏まえ、市長にお伺いしたいと思います。本市の子育て、教育、医療、介護、高齢者の暮らしなど、そして馬毛島問題も含めて、平和で安心・安全な住民の暮らしを守るために、市長としてどのような行政運営を進めていくのかをお示しく下さい。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。大変広範な御質問でありますので、なるべく簡潔にお答えをしたいと思いますけれども。

住民の安心・安全な暮らしを守るというのは、長期振興計画の中の具体的な重要な政策目標の中でも挙がっていることとございます。行政としても、最も基本的なことであると考えておりますので、この西之表市、種子島に住み続けられるために追求しなければならぬことだと考えております。

また、職員の働く環境の問題もそうであります。市の職員が意欲を持って、日々、市民への公共福祉のために気概を持って働いていくということは非常に重要なこととございます。

地域での、例えば賃金水準の上昇というものは、例えば、市の職員の給与の水準というのにも影響しているようなこととありますので、そういう点を踏まえても、しっかり考えてまいりたいと思っております。

また、地域経済活性化のための施策ということでも、やはり一次

産業、農業そして漁業それから林業、一次産業の振興というものがこの島の最重要項目になると思います。この一次産業の盛り上がりがあつて、商工業の発展というものが出てくるのは間違いないところでありますので、港町再生という項目も挙げておりますけれども、そういうところを重点にしていきたいと思えます。

馬毛島との絡みでということでもありますけれども、これは地域の歴史、文化あるいは自然、貴重な自然を発展の地域資源として活用するということが重要でありますので、この馬毛島をしっかりと我々の、市民の関わりを踏まえたですね、有効活用をしていくということはこれまでも申し上げてきたとおりであります。

こういうことを、ちょっと雑駁になりましたけれども、いずれにしても、そういうことを踏まえてですね、引き続き頑張っていくと考えております。

○一六番（橋口美幸さん） すみません。三点にまとめて答弁をいただきました。

やはり私たち、先ほどの一般質問の中でもありましたけれども、三番の地域経済活性化、この基本は、私も第一次産業だと思えます。それが観光や地域の経済発展につながり、そしてまた後継者が漁業でも農業でも林業でも生まれていって若い人たちが住めるようになる。

そういう中で、賃金をです、ね、十月三日から最低賃金七百九十三円になりますけれども、やはり東京でも地方でもですね、全国一律

最低千円の賃金で、やはり若い人たちが自然もあり人間味豊かな地方に住んでいく、そういう政策が、今、本当に求められているのではないかと思います。

以上、市長に三点政治姿勢をお伺いいたしました。ぜひこれからも住民中心、この地方自治法第一条、そういうのにこれを、自治体の基本的な決定権を生かしてですね、ぜひ中央にも声を上げ、そして住民の暮らしに目を向けた行政を続けていただきたいということを切にお願いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（永田 章君） 橋口さん、自席のほうに。

ただいまの橋口美幸さんの質問をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △日程報告

○議長（永田 章君） 明日二十九日は午前十時から本会議を開きます。

日程は市政に対する一般質問であります。

#### △散 会

○議長（永田 章君） 本日はこれにて散会いたします。  
御苦労さまでした。

午後三時二十五分散会

本会議第四号（九月二十九日）

本会議第四号（九月二十九日）（火）

◎出席議員（十五名）

一番 下川和博君  
二番 小倉初男君  
三番 竹下秀樹君  
四番 永田章君  
五番 木原幸四君  
六番 川村孝則君  
七番 和田香穂里さん  
八番 河本幸男君  
九番 鮫島市憲君  
一番 田添辰郎君  
二番 生田直弘君  
一番 橋口好文君  
二番 長野広美さん  
三番 渡辺道大君  
四番 橋口美幸さん

◎欠席議員（〇名）

◎地方自治法第二百一十一条による出席者

市長	八板俊輔君
副市長	中野哲男君
教育長	大平和男君
会計管理者兼 会計課長	下川由喜さん
総務課長兼 選管書記長	大瀬浩一郎君
企画課長	森真樹君
市民生活課長	川畑利昭君
財産監理課長	奥村裕昭君
地域支援課長	松元明和君
税務課長	柳田さゆりさん
健康保険課長	長野望君
高齢者支援課長	下川昭代さん
経済観光課長	岩下栄一君
農林水産課長	中野賢二君

◎議事事務局職員出席者

建設課長	上妻敏男君
水道課長	高橋英樹君
福祉事務所長	下川法男君
農委事務局長	園田博己君
監査事務局長	上妻誠一君
教委総務課長兼	吉田孝一君
学校給食センター所長	
学校教育課長	内健史君
社会教育課長	中里千秋君
局長	松下成悟君
次長	古市善哉君
書記	小園啓太君
書記	和田帆波さん

令和二年九月二十九日午前十時開議

△開 議

○議長（永田 章君） おはようございます。

定刻、定足数に達しましたので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付いたしております議事日程第四号のとおりであります。

議事日程（第四号）

日程第 一 一般質問

七番 和田香穂里 議員

一四番 長野 広美 議員

一一番 田添 辰郎 議員

一二番 生田 直弘 議員

日程第 二 閉会中の継続審査

△一般質問

○議長（永田 章君） それでは、日程第一、一般質問を行います。

発言は、別紙一般質問通告書の発言順により行います。

なお、質問は簡潔にしてルールを遵守し、また、当局の答弁につきましても簡潔に要点を絞って行われるよう、議会運営に対する御

協力をあらかじめお願いを申し上げます。

順次、質問を許可いたします。

初めに、和田香穂里さんの発言を許可いたします。

〔七番 和田香穂里さん登壇〕

○七番（和田香穂里さん） おはようございます。早速質問をさせていただきます。

漁協理事会がボーリング調査の同意書を防衛省に提出するなど、通告書を作った一月前から状況は大きく変化しております。通告内容を変更することはできませんが、一部順序を入れ替えて進めさせていただきますので、御承知いただきませうようお願い申し上げます。では、初めに、通告書の大きな二番からです。

新型コロナウイルス感染拡大防止の点から、今このときに行われた防衛省の説明と、近々行われようとしている住民説明会について伺います。

市民の理解、協力の下、あらゆる行事や会合などが中止、延期、変更を余儀なくされています。島外の子どもや孫は、お盆やお彼岸の帰省も諦め、市民体育祭も文化祭も駅伝も中止、終わりの見えないう自粛の日々ですが、これはそもそも政府が示した方針です。行政の一機関である防衛省は、率先して政府の方針を実践し、国民に範を示す立場にあるにもかかわらず、感染拡大地域の東京から複数名で来島したことは非常に不謹慎な行動であり、コロナなどお構いなしに辺野古や宮古で工事を進める姿勢とも通じ、憤りさえ覚えます。

そこで、(一) 番です。コロナ自粛の中、なぜ防衛省の来島説明を受けたのか。受けない、あるいは延期する選択はなかったのでしょうか。お答えを市長にお願いいたします。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症との関連でのお尋ねでありますけれども、国、県、本市におきましても、自粛の要請はしていない時期でありますし、当時もそのような時期であったと認識しております。防衛省の説明にしましては、地方自治の観点から、行政の長として適切な対応をしたものと考えております。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） 実際に要請の時期であったかどうかという点ではなく、市民がそういった日常を強いられている、そういった視点で私は伺っているんですが、続いてですね、住民説明会、これが防衛省のほうで予定をしているということですが、これも感染拡大地域から来る説明者と集まる住民とでリスクは高まると思います。説明を聞きたくても人数制限が行われたり、あるいは、リスクを避けて参加を見合わせる方がおられれば、十分な説明会にはなりません。また、市長と語る会や議会報告会など市民の声を直接伺う機会も中止を決めた中、自粛要請への協力、これは先ほども言ったように、法的な問題ではありません。これを強いられている市民の目から見れば、自らの都合や思惑優先の防衛省の姿勢や、防衛省

だけの特別扱いには納得がいかないのではないのでしょうか。地域での住民説明会は、今は行うべきではないと考えますが、(二) 番ですね、コロナ感染に関する地域の状況や住民感情を鑑みて、地域での住民説明会の見合せや延期を防衛省に要請するお考えはないのでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

住民説明会というのは、防衛省が主体となつてやる説明会のことだと思えますけれども、コロナ対策のことも十分考えなければならぬというのには御指摘のとおりだと思います。その上で申し上げますと、防衛省は、まず本市に対して十分な説明を行い、その後、住民への説明に移りたい意向であると聞いております。現在、先日の防衛省の説明に対する疑問点の解消を図るべく、やり取りを続けているところであります。不確かな情報で住民を惑わすことがあってはなりませんので、防衛省に対しては、引き続き、疑問や不安を放置したまま、なし崩し的に計画を強行するのではなく、誠実かつ丁寧な対応を求めてまいりたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 今私が伺ったのは、見合せや延期を防衛省に要請する考えはないかということだったんですが、今のお答えで、また後に伺うこともありしますので、次の通告書の一番のほうに移らせていただきます。

八月七日の防衛副大臣来訪時の防衛省説明と、住民説明会、環境アセスメント等についてですね、まずは防衛省資料を参照して伺い

ます。こちらです。

皆さんお持ちだと思いますが、まず、馬毛島基地の目的として、自衛隊の訓練、活動拠点がさらに強調され、年間を通じて行われる自衛隊訓練は、前回説明資料では六項目だったものが十二項目にもなっています。F戦闘機の連続離着陸訓練も、多くの欠陥が指摘されているF35Bの模擬艦艇発着艦訓練も、英訳すると、Field Carrier Landing Practice、つまりFCLPです。まさしく日本版FCLPが行われるのです。さらに、資料ではV22としてしか示されていない悪名高いオスプレイの訓練がはつきり示されたのは初めてです。

次に、目的の三番目に掲げられている米軍FCLP施設、これについては、今回、市長が、米軍FCLPが前提であるということを守衛副大臣を前に明らかにされました。この粘り強さについては評価させていただきたいと思えます。

しかし、さきに述べたとおり、年間を通じて自衛隊の訓練拠点、活動拠点になることと、米軍FCLPが前提であることを併せれば、自衛隊だけならいいとか、米軍FCLPは年に二回だから影響は少ないという人も、見方を変えざるを得ないでしょう。

そこで、アです。米軍FCLPが前提ではあるが、自衛隊訓練が年間を通じて行われ、日本版FCLPやオスプレイの訓練も含まれるということについて、訓練の詳細などは今まで隠されていたのか、新たに追加されたものなのか、市長はどのように理解をされている

でしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省説明の資料には、実施する可能性のある主な自衛隊の訓練として複数掲載されております。本市といたしましては、八月の説明時に初めて目にしたものでございます。示されている訓練の具体的な内容や必要な施設、参加人員、場所、期間、騒音等の被害を含めてでありますけれども、これを他の地区の事例も参考に示すように防衛省に質問をしている最中でありまして、今月中に回答をいただくという段取りにしているところであります。

○七番（和田香穂里さん） それでは、次ですね。今回、これも初めて示されました配置案ですが、これは馬毛島のほぼ全域を占め、完成すれば単なる訓練施設などではなく、想像以上に大規模な国内屈指の基地となります。そして、岩国や厚木の騒音コンターを馬毛島に当てはめた図では、一部が西之表市街地にかかり、種子島への影響が避けられないことが分かります。もちろん騒音は国が測定したコンターの中だけに収まることなく、広範囲にわたります。

厚木基地での資料をお配りしています。こちら赤い点がたくさんついているものです。これはですね、FCLPが行われた年ではありません。にもかかわらず、これほど多くの、そしてこれほど広範囲の騒音被害が、神奈川県、あるいは周辺の地域の市町村に寄せられている。この広さ、資料の馬毛島とうまいこと当てはめてみてください。必ず西之表市街地にもかかります。市街地だけではありませ

ん。

そして、防衛省は今回の資料に従って地域での説明会を実施したいとして各校区長に打診しており、区長の皆様も困惑されていると伺っています。ただ、先ほどですね、コロナの関係で伺ったときに、市長は不明なところがあると、疑問点を解消しなければならぬということでお答えをいただきましたので、不確かな情報での住民説明会が当面は開かれたいとは思いますが、この資料によって地域住民に説明するとしている防衛省の説明会について、市長はどのようにお考えでしょうか。これはイになります。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

当日も申し上げたことでありますけれども、私自身としては、不明なところが増えたというふうに考えております。したがって、質問事項を整理して防衛省に提出しているところであり、防衛省が本市住民に対して説明をする際には、過度の期待や不安等をおろすことがないよう、十分な配慮が必要だと考えております。その点は、防衛省についても、その旨のことは申し上げているところであり、

○七番（和田香穂里さん） 分かりました。過度の期待や不安をおろすことのないようにということで市長がくぎを刺されているところについては了解をいたしました。次にですね、（二）番です。八月十八日の全戸配布チラシ、ちょっと私手元に、どっか置いて、あ、こちらですね。これはもう皆様、全戸配布されていると思

います。これを参照して伺います。

アです。この中に、市民の皆様が特に知りたい内容は明らかになりませんでしたとありますが、市民が知りたい内容とは具体的に何だと市長は考えて、捉えておられますか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員が御覧になった広報紙に示してありますように、具体的な施設や各種交付金の金額、隊員の種子島における居住施設場所、騒音建設決定の手順、スケジュール、地元の意向の反映方法などが関心のあるものと受け止めております。

○七番（和田香穂里さん） 分かりました。で、イはですね、ちょっとこれは、この後いろいろ聞く中で明らかになってくるところがあると思いますので、削除をさせていただきたいと思えます。

そして、市長は、疑問や不安を放置したまま、なし崩し的に計画を強行するのではなく、誠実かつ丁寧に疑問点の解消に努めるよう、今後、市として防衛省に求めてまいりますとす一方、防衛省の地元軽視の姿勢が露呈された。地元を無視した態度に終始。このことはこれまでの防衛省の行動に明確に表れているなど、かなり防衛省の態度に不信感をあらわにした文書になっていますが、では、防衛省が態度を変えて、誠実かつ丁寧に疑問点の解消に努めるとお考えでしょうか。それは軍事というものの機密性、つまり、明らかにしないことが前提となる点をどのように理解した上でのお考えでしょうか。

そして、エです。さらなる説明で疑問や不安は解消され得るとお考えでしょうか。併せてお答えください。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

防衛省に対しましては、誠実な対応を求めているところであり、すけれども、それは、市民に対して正確で公平な情報を伝えなければならぬという私どもの市としての対応の基本的な姿勢から来るものだと考えております。

それから、住民の不安や、説明で疑問や不安が解消されるかどうかというお尋ねでありますけれども、現在、その疑問点の解消を図るべく、やり取りを続けているわけでして、防衛省に対しましては、引き続き、そうした疑問や不安を放置したまま、なし崩し的に進めることがないように、引き続き、誠実かつ丁寧な対応を求めていますのであります。

○七番（和田香穂里さん） 既にもう二〇一一年、いえ、それより前から、疑問点も、それから、何ですか、不安なところも一つも解消されていません。ずっとずっと崩しに今日まで来ております。それでも、さらなる説明で疑問や不安が解消されるとお考えになつて、恐らく交渉をされてるんだと思いますが、そこで、以前から市長は、判断するための情報が足りないとか、そして、今回質問書を送ったことも含めて、疑問の解消を防衛省に求めるという方法を取っておられますが、市長は実際今どういう立ち位置でそれをされてるんですか。馬毛島の基地化に反対の立ち位置なんですか。それと

も賛成に回ろうというものがあるんですか。あるいは、全くニューラルなんですか。結局そのところが問題なんだと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 今のどれになるんですか、通告上。

お答えいたします。

立ち位置というお尋ねでありますけれども、私は、四年前、三年半前の選挙で、馬毛島の基地に関しまして、FCLP以外のふさわしい使い方があるという考えを就任以来述べてまいりました。選挙時に、軍事基地に絶対反対ということも掲げております。その考えは一切変わっておりません。

就任以来、この考えは当初から防衛省にも申し上げているところでありますが、就任後に防衛省と交渉する中で、現状についての説明はそのたびに求めてきたわけでありまして、ずっと説明するものはないということが続いております。それは土地の買収交渉が行ったり来たりして、なかなかまとまらないというような状況もあつたらうと思えます。

それが、事態が御承知のように進展いたしましたので、今年の八月に、先月のことですが、初めて、私が就任してから初めて、具体的な案を出してきたわけです。ただ、具体的に申ししても、滑走路二本があるぐらいで、あとはエリアとかですね、そういうぼやっとしたイメージであります。これは防衛省の方自身がイメージと言っております。ですから、そういうものをですね、初めて出してき

た。それをその内容について判断をしなくてはいけないと。だから、ぼんやりとしたイメージではなくて、具体的な説明をもらった後に、それを根拠として判断するというのが首長の立場にある者の責務であらうと思います。

市民には、賛成の方も反対の方も様々な意見の方がおられます。そうした市民の皆さんに、正確な、そして公平な情報を提示して、その上で首長として判断をするんだということを示すためには、これまで私が取ってきた情報の収集の在り方、それから防衛省との折衝の仕方、そういうもので理解していただきたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） これについてはまた後ほど少し伺うところがあると思うんですが、正確な情報というのは、しっかり反対という判断を示した上でも得るべきであり、その上で、それを市民に伝えていくことは可能だと、私は前からそのように申し上げていきます。もし反対を掲げた市長のところに防衛省が正確な情報を出さないというのであれば、これはもう国として大間違いであります。そこはもう追及すべきところですし、そうでなくても、市長が反対であれば、防衛省は出すべき情報はきちんと出すべきであり、それはまた市民に、賛成であれ反対であれ、伝えるべきだと思います。

さて、次ですね、このチラシによる全市民に向けた説明とは別に、区長会に対して市長は説明を行ったと伺っていますが、当然市長の考えや今後の方針など、今ここで語られたようなことはお話しされ

たのだらうと思います。どのような説明をされたのかはおおむね想像がつかますので、今までのお話の中で、そのときの区長の皆さんそれぞれにどういった反応や意見があり、それを市長はどのように手応えとして感じられたのか、その部分をお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

八月の二十一日に、区長会に対して、今回の防衛省の説明資料に基づいて担当課から概要説明をさせ、市長としての考えを申し上げたところがあります。馬毛島のことがあったかも知ったことのように進められております現状や、今回の防衛省の説明でも疑問点が明らかにならなかったことなどを申し上げたところです。

これに対して区長のほうからは、皆さんのほうからは、本市による具体的な利活用の策定を求める声や、宿舍の設置場所がどこになるのか、あるいは、交付金による施設整備や地元活性化に期待する意見などが出されたところでもあります。

区長の皆さんの御意見をお聞きして、私としては、今回の防衛省の説明については、やはり市民の皆様が知りたい内容が明らかになっていないと改めて感じたところでもあります。

以上です。

○七番（和田香穂里さん） それでは、カですが、住民説明会の開催については先ほどもお答えがありましたので、まず、最後の部分ですね、疑問点などが明らかになった際には、市長自ら地域住民に、チラシやホームページ等ではなく、直接説明する場を設定するお考

えがあるかないか、お聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

防衛省によりますと、本市に対して十分な説明を行い、その後に住民への説明に移りたい意向があるというふう聞いております。したがって、現在、疑問点の解消を図るべく、やり取りを続けているところであります。不確かな情報で住民を惑わすようなことがあってはいけませんので、防衛省に対しましては、引き続き、疑問や不安を放置したまま、なし崩し的に計画を強行するのではなく、誠実かつ丁寧な対応を求めてまいります。

また、住民の情報提供につきましては、現状ではホームページや全戸配布による広報紙が主でございます。防衛省側も住民説明を希望していることもありますので、私自らによります住民への説明につきましても、住民の皆さんの御要望等をお聞きしながら検討してまいりたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 要望を聞いてということですが、ぜひお願いしたい。それと、前半部分なんですけど、もう先ほど聞いたところは時間ないので結構ですから、私の伺った点についてよろしくお願いします。

さらに、防衛省は秋から環境アセスメントに入りたいとしています。環境アセスメントの目的は、あくまでも基地建設です。結果にかかわらず、計画が着々と進められます。つまり、環境アセスメントを認めるということは、基地建設を認めることに直結します。私

は断固認めるべきではないと考えますが、市長の環境アセスメントに対するお考えは昨日の同僚議員の質問の中で伺いましたので、(三)のところ、アセスメントを認めるか認めないか、その部分だけお聞かせください。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

認めるか認めないかということでありますけれども、現状で環境アセスメントをいつやるのかというスケジュールとか、そういうものについては、問合せをしているところでもあります。その環境アセスメントの内容につきましても、まだ確定しておりませんので、今ここでどうこういうお答えは差し控えたいと思います。

○七番（和田香穂里さん） 今スケジュールという言葉も出てきたんですが、そもそもですね、防衛省はこれまで馬毛島基地建設について、地元の意向や判断や賛否を問うたことがあったのでしょうか。ないですよ。議会からの意見書も無視したままです。なぜなら防衛省側には基地を造らないという選択肢はないからです。実際、東京のマスコミの間では、地元の賛成、反対に関係なく、防衛省は粛々と進めるだろうと、そのように認識されてるそうです。そして、そのとおり、防衛省は着々と説明を進め、調査を進め、アセスメントに進もうとしています。

昨日、市長は答弁で、調査は調査、アセスメントはアセスメント、詳細設計は詳細設計と、それぞれが別個に独立したもののよう認識されている、そんなお答えでしたが、全ては馬毛島基地建設に向

けた一連の流れであり、アセスメントが実施されれば建設着工は目前なんです。

市長が公約実現を果たすためには、まずは、今後防衛省が行おうとする説明もアセスメントも拒否して、計画の進行を止める必要があると私は考えます。漁協が同意したボーリング調査についても同じことだと思います。ボーリング調査や環境アセスメント、先にはつきり見えている基地建設を止めるためには、これ以上防衛省のスケジュールに乗らない、その姿勢が大事だと思います。

そこで、三番で、市長の公約、これまでの姿勢と発言について改めて伺っていききたいと思いますが、市長は当選した当時から、先ほども言っていましたその考えに、公約を示したときの考えに変わりはない、ぶれていないと言われますが、市長の公約は、先ほども出たような、ふさわしい利活用を追求するとか、疑問点を明らかにして責任ある判断をするではないですよ。あくまでも馬毛島軍事施設絶対反対です。そして、言うまでもなく、公約とは実現すべき政策を有権者に向けて表明する約束であり、当選者は等しく与えられた任期でその公約を果たす責務があります。

では、(一) 何をもってこの公約の実現と考えているのか、残り僅かな任期でどのように実現するのでしょうか、お聞かせください。

○市長(八板俊輔君) お答えをいたします。

この公約と申しますのは、議員御指摘のものですね、今、選挙公報を引っ張り出しましたけれども、これですとか、あるいは、選

挙期間中に出した文書がありますけれども、これまでの流れから考えると、議員御指摘の公約というのは、馬毛島軍事施設絶対反対、この文言のことを指しておられる。あるいは、選挙公報では、馬毛島に軍事基地は要りませんと。馬毛島のことと、その基地のことを結びつける文言についてであろうと思います。

これにつきまして、何をもって実現と考えるかということであり、まずけれども、これは端的に言って、国が基地の建設を断念したとき、あるいは、その先の馬毛島にふさわしい利活用を成し遂げたとき、それが実現したと言えるのではないかと、そう考えております。

○七番(和田香穂里さん) 今の最後のところはよく分かりました。では、この任期中に実現できない場合、引き続きこの公約の実現に向けて取り組んでいくお考えはあるのでしょうか。

○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

馬毛島の活用策につきましては、体験活動を通じて、この島が教育・観光面で十分活用できると認識をしたところであります。幸いにして、学校跡地、市道、港湾施設、それから文化財などを含めて活用可能な資源がございますので、決して十分とは言えませんが、これも、これらの資源を活用して、具体的かつ実現可能な活用策の検討を続けてまいりたいと思います。この任にある限りにおいて、その努力を続けてまいりたいと考えております。

○七番(和田香穂里さん) どうも市長のお答えというのは遠回りというか、ストレートに私の聞いたことに答えていただきたいなと

思うんですが。

ではですね、(二)ですね。この部分については、もう分かりました。結構です。一言で端的にといいふうをお願いしたかったんですが、長くなりそうなので割愛させていただきたいと思いますが、

(三)ですね。地元合意について。

昨日、地元合意とは市長や議会の判断かとの質問に対して、市長の判断と議会の考えが一致すれば、さらに強い地元の意思になると、そのように答弁されました。しかし、先般、新たに質問書、今回の多数の項目にわたるあの質問書を送るとした際には、地元の同意を得ることは今の状況では難しいという言い方をされています。この言葉は、今は難しいけれども、先々で地元の同意を得るために今回質問書を送るといように、素直に日本語として読むと、そういうふうに取れるんです。幾ら市長の心の中には馬毛島軍施設絶対反対の言葉があるとしても、それが市民に対して、あるいは防衛省に対して伝わらなければ意味がないんです。誰に対しても誤解を与えず、的確に伝わる言葉を選んでいただきたいんです。

そこで、(三)番ですね。今言いました。地元の同意を得ることは今の状況では難しい。この言葉の発言の真意、特に地元とは何を指すのか、昨日のお答えともリンクさせていただきたい。そして、今という言葉はどういう意味なんですか。これをお聞かせください。

○市長(八板俊輔君) 後のほうからになります。今の状況というの、先ほどから繰り返し申し上げておりますように、防衛省が

初めて具体案を提示して、それに対する疑問を晴らすべく質問を出している。その答えが返ってくる前の、それを待っている状況というふうな意味であります。この今の状況というのをですね、そういうふうにつまえていただきたいと思えます。

地元というのはですね、これは私どもが防衛省に発している質問でもあります。防衛省がどういうふうに考えているのかということのはつきりしない面もあります。ただし、地元とは、まず馬毛島を行政区に持つ西之表市であるということは、この間の防衛省とのやり取りの中でも、地元の範囲はいろいろ考えられるけれども、まず西之表市であるというような表現をしたと考えております。西之表市であり、また種子島、そして屋久島も熊毛地域の中ではそうなりましょう。それから、大隅半島、薩摩半島、鹿児島県も広い意味では地元という範疇になるのではないかと思えます。そういうわけで、いろんなこの問題に関わる局面で、鹿児島県知事も当事者となり得る局面もあるわけでありまして。

今というのは現在のことであります。

○七番(和田香穂里さん) そういたしますと、昨日の御答弁の地の意味、こちらは首長である市長と議会という意味だというふうにお答えになったと思いますが、このときの地元というのは広い意味なわけですよ。つまり、使っているところで地元の意味が違います。市長、マスコミにおられたんですから、どういう場面で、どういう言葉を使ったら、どういうふうに人が判断するのか、理解をす

るのか、そのところをしっかりとお考えいただいて言葉を使っていただけないでしょうか。私これ聞いたときに、最初、防衛省が言ったのかと思いましたが。今の状況では地元の同意は得られない。だからという。本当にそう思ったんですよ。言葉、しっかりと伝わる言葉を選んで使っていたかと思いますが。

(四)です。地元には、今おっしゃったように、賛成の方も反対の方もおられますが、六月議会では、いずれか片方の判断を示すときに、その判断とは反対の考えのある方々についても説得、納得できるしかるべき理由の説明が必要と答弁されていますが、もし公約の考えが一切変わっていないのであれば、まずは反対の判断を示して、賛成や容認をはじめ多くの市民の方々、それこそ地元、広い地元の方々の理解を得る働きかけをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○市長(八板俊輔君) お答えいたします。

確たる根拠や馬毛島は一体どうあるべきか、馬毛島と種子島の関係はどうあるべきなのか考え、明らかにしていく必要性を感じ、行動しているところであります。現在、防衛省とのやり取りの中で、その作業をやっている最中であります。

○七番(和田香穂里さん) 分かりました。

ではですね、続けていきます。

賛成、容認の方々がほぼ例外なく口にされるのは、交付金による税金、公共料金の引下げや、助成事業などで生活の負担の軽減と生

活環境の充実が図られ、基地から事業や消費や雇用が生まれ、自衛隊員やその家族の居住が経済効果や過疎化、高齢化、少子化解消につながるという、馬毛島の基地建設による、いわゆる活性化への期待です。

では、実際に馬毛島基地化でどれくらいの交付金や助成事業が見込めるのか。今お調べになっている、防衛省に聞いているということではありますが、例えばですね、陸上自衛隊の駐屯地を抱える町の例として、人口二万人弱の北海道遠軽町では、一般会計予算の歳入百九十六億円に対して、〇・〇二九%の四百八十万円が基地交付金。いわゆる固定資産税代わりとされるもの。四百八十万円が交付されているそうです。これは、ごめんなさい、二〇一八年度の数字です。そして、人口五万五千人ほどの沖縄県宮古島市では、同じ年ですが、四百九億円の予算中、〇・〇五%の二千七十五万円だそうです。これ西之表市の予算規模で試算すると、三百数十万円から六百数十万円程度になるかと思われまます。後で述べるヨガの宣伝効果資料がありますので、それとぜひ比較していただきたいと思えます。また、若い人を中心に雇用が生まれると期待する声、これに対してですが、地元からの雇用はあり得ませんと言いつつてしまうくらいのごく僅かな人数ではない。なぜなら基地関係の仕事は雇用条件が悪過ぎるため、それが基地への反対につながることを恐れて、県外など遠方で募集し、結局地元の雇用拡大には全くつながらないのだという事実を、先日来島した国会議員が指摘していました。し

かし、こういった金額や実態、具体的に示されたことってほとんどないです。

全国市議会議長会基地協議会の加盟数が基地を抱える自治体とおおむね同じとすれば、全国で二百七市町村です。それらの自治体で本当に人口減少に歯止めがかかっているのか。住民の生活負担は公平に軽減されているのか。交付金や雇用がどのくらいあるのか。そういうこと、ネットを駆使して調べられることが幾らでもあるんです。私も一部調べてみました。こういったことを、基地のある自治体の例を調査して市民に伝える取組、行政としてはしていませんが、今後ぜひしていただきたいという希望に代えて、ここの質問は削除させていただきます。

また、決まったことなら仕方ないとか、国の決めることだから反対しても無駄という市民の声は確かにあるんですが、このまま基地ができれば、私たちの暮らしどうなってしまうのかという不安も広がっています。

市長は、先般、はっきり申し上げて反対の立場と述べられた上で、最後に決めるのは地元住民の総意、意向だとして、かつて誘致運動が起こり、最終的には住民の反対で国が断念した三宅島の例を紹介されています。国が決めるから反対は無駄という言葉は市長御自身がきつぱりと否定されたんです。それに対しては、私、心の中で拍手喝采しました。

この六番ですね。これまでも、自治体の長として市民の安全・安

心を守る立場と述べられた上で、既に市民の気持ちから安心が失われつつある今、制度上担保されている地方自治体の権限と尊厳に基づいて、私が首長として受け入れると言わない限り、基地は造られることはない。そして、私は馬毛島軍事施設絶対反対であると、この議場で宣言して、市民の安心を取り戻していただきたいんですが、いかがでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

市民の皆様方の御意見を踏まえて、最終的に市長としての判断を下す必要があると考えております。その際には、しっかりと断固たる決断をもってお示しをしたいと考えております。

○七番（和田香穂里さん） 市長と市民の間に分断ができていますか、あるいは、市長の曖昧な態度こそが分断をつくっているという見方もあります。今こうしている間にも、防衛省は着々と基地建設に向けて動いているんです。市長の公約を信じて、市民が託した反対の思いを誰でも分かる明確な言葉で防衛省に伝えて、そして市民に伝えて、さらに新知事に対しても、市長自らが直接反対の意思を訴えていただきたいと思えます。

次に参ります。

四番です。ヨガの聖地認定とヨガを生かした地域活性化について。時間もありませんので少し端折らせていただきますが、このヨガの聖地認定、非常に日本で初めて画期的なところですが、注目すべき点は、ヨガそのものの効果が一つ、そして、聖地認定をされた基

準が島の宝そのものだというところが一つ、そして三つ目は、ヨガの聖地認定の波及効果です。長々と説明できませんので、今日お配りしている資料をぜひ御覧いただきたいと思えます。

また、そこです、ね、ごめんなさい、今後の方針、これインド政府公認のプロフェッショナルヨガインストラクターである地域おこし協力隊員の尽力があつてこそでしたが、もちろん所管課、関係各課、関係団体の助力もあつてこそでしたが、その成果を称賛して、認定万歳で終わらせては意味がないので、今後の方針、そして取組三番はもう結構です。一番、二番を併せてお願いいたします。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

ヨガの聖地ということでありませけれども、日本で初めて認定を受けたということ、これは地域おこし協力隊の大きな働きがあつた上でのことでもあります。これをきっかけにいたしまして、これから種子島の観光振興等に役立ててまいりたいと思えます。また、そうしたことによつて交流人口を増やして、人口減少に歯止めをかけるための移住・定住の促進を目指して、有効に活用していきたいと思えます。これにはまた市民の皆さん方の御協力も必要だと思えます。情報発信を、能力をさらに高めてですね、このきっかけを大事に育てていきたいと考えております。

○議長（永田 章君） 和田議員、二番、三番、もう時間があります。二番、三番まとめて課長に答弁を求めますが、よろしいですか。はい。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

今回の取組にしましては、全日本ヨガ連盟と連携した中で、継続した指導ができるよう、各種制度を活用し、人的資源の確保を今後も図っていききたいというふうに考えております。それを踏まえまして、今後の取組としましては、そのもの自体がですね、過疎化と高齢化という地域課題に対して取り組んでおりますので、そういった中で、健康増進、それから移住・交流人口の拡大という点で取組を進めていきます。

移住・交流人口の拡大につきましては、観光協会、県観光連盟、そういったこと連携をしまして、観光庁の事業などへの申請、こちら四千件の応募の中で採択をいただいたということですので、こういったことを活用し情報発信、併せて旅行商品の造成を行ってまいります。

○議長（永田 章君） 課長、終わりです。

○地域支援課長（松元明和君） 申し訳ありません。

○議長（永田 章君） 以上で和田香穂里さんの質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十一時頃より再開いたします。

午前十時四十五分休憩

午前十一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、長野広美さんの発言を許可いたします。

〔一四番 長野広美さん登壇〕

○一四番（長野広美さん） 今回の一般質問も、六月議会に続き、コロナウイルス対策の一環として、質問時間が大幅に短くなっております。困難な社会問題が山積している昨今、行政は市民との対応、国や県への対応、また業界団体との調整等、これまで以上に果たすべき役割が強く求められている中で、痛恨の時短と受け止めております。当局の皆様の簡潔な答弁をお願いいたします。

最初に、通学路の安全確保について伺いたいと思います。これまでも計画的に管理されると伺っております。説明を求めます。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

学校周辺、通学路等の危険箇所については、学校と保護者、地域が協力して随時点検しており、学校や校区でできる草払い等の改善はその都度行い、対応が難しい箇所については、市や県、関係機関等に改善を依頼する体制を取っております。

加えて、通学路安全推進会議の中で、西之表市通学路交通安全プログラムを毎年実施しています。これは、各学校が夏季休業中の八月に、学校周辺、通学路等の危険箇所を把握し、学校教育課で集約

した上で、九月から十月中に、種子島警察署、市民生活課、建設課、熊毛支庁建設課と合同で、実際に現場に向いて点検を行うものです。これまでに、通学路へのガードレールの設置、横断歩道の予告路面標示の引き直し、歩道の転落防止さくの交換、危険な樹木の伐採等の改善を行ってきております。先日も今年度の合同点検を行い、早速、横断歩道の引き直し、ガードレールの交換、歩道の舗装等の対応を行うことを決定するとともに、危険箇所における安全確保の具体的な方策について入念な協議も行ったところです。

今後とも、より一層危険箇所の把握に努め、関係機関とも連携を図りながら、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 課長にお答弁いただきましたが、加えて、このような取組がですね、毎年度、合同点検結果一覧表という形でホームページ等でも公表されている結果は、大変好ましいと高く評価するところです。また、この説明の中でも、PDCAサイクル、つまり、いわゆる、それぞれの取組をその後もしっかり結果等を評価する、さらに改善に向けて取り組むというふうな仕組みになっているということを受け止めました。

そこで、ちょっと写真を事例で紹介したいと思えます。

写真のほう、カメラのほう、お願いいたします。

こちらは、御存じのとおり、県道七十五号線、ちょうど市役所の横、榕城小学校区内に当たると思いますが、上之原地区に向かう地

区の歩道状況です。撮影は七月十八日に撮影しました。ちょうど種子島高校に向かう市道の高架線の真下に当たります。このときの草丈は、私たち成人でも背丈かなり高いところまで伸びておりました。この反対側については、このような状況で、うっそうと茂っており、やはり夕方になると暗くなるっていう状況がですね、しばらく続いておりました。

こちらは、九月の六日、失礼しました。ちよつと見つからない。風本社近くの橋の欄干が腐食している状況があります。九月六日に撮影したものです。中には、このようにですね、黄色いひもがかけられている状況にあります。このような欄干の腐食は、現和小学校区域だけではなく、伊関小学校の通学路でも一年以上放置されていた状況があります。

カメラのほうは以上です。ありがとうございます。

確かに皆さんが定期的に取り組んでいらっしゃる状況は説明いただきましたが、このような状況の発生している原因といった部分については、どのように考えてらっしゃるか。何かこれまでの取組の中で見過ごした点があったのか。少し心当たりがあれば御説明いただきたいんですけど、どのように受け止められるでしょうか。

〔建設課長 上妻敏男君〕

○建設課長（上妻敏男君） よろしいですか。施設の管理者の立場から申し上げます。

今紹介されたものにつきましては、県が管理しているところではご

ざいますけども、私どもが管理するものと県が管理するもの、それぞれ情報は共有してはございます。それで、こちらからも県にも要望し、また、私どもが管理するところにつきましても、早期に改善するよう努めてはおりますが、予算措置を伴うものもございますので、そういうところにつきましては、計画的に作業を進めてるところでございます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） ありがとうございます。

この草丈の部分につきましては、八月のお盆前後にはですね、既にきれいに刈り取られ、今現状は全く改善されております。

この橋の欄干の部分につきましても、熊毛支庁のほうに確認しましたところ、できるところから改善をされており、今課長が答弁されてるとおりであります。

ただ、せっかくですね、この通学路安全推進協議会が設置され、毎年点検されている中で、やはり見過ごされている点とかですね、もっと早く改善できる点とか、また各課が課題は把握しているんだけど、その後の対応について具体的な時期が示されているとか、そういった状況をもう少し小まめにチェックする必要があるのではないかというふうに、この今回の実情を考えてですね、思うところ

です。  
また、各学校の点検の結果についても、基本的には各学校のホームページ等で公表されるかもしれませんが、全体的に統括して、

危険な通学路といった部分も、子どもたちに喚起する、保護者に喚起する、また周辺の地域の方々に喚起するという意味もありますので、せつかくかなりの部分が今現在も既にホームページ等で公表されております。取組の状況についても、改善とその状況の報告をホームページ上で公開していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○学校教育課長（内 健史君） お答えします。

各学校では、通学路の安全点検をした後にですね、危険箇所マップというのを作成して、毎年それを更新しております。それはもう学校教育課のほうでも集約しております。その中で十分改善できないところ等は、関係部署と連携を取りながら改善を図っていきたいと考えております。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 年に一回という点検ですので、やはり草丈が高いとかですね、もう少し小まめな情報収集と、できましたらホームページ上での公開等、情報公開をぜひ検討していただきたいと思います。

次の質問に参ります。

泉佐野市のふるさと納税訴訟という事件がございました。それについて伺いたいと思います。

この問題は、国と地方自治体が最高裁判決に至るといった経緯になっております。その状況、判決内容も含めて、経緯等を、関係し

ていますので、経済観光課長のほうに簡単な御説明をお願いいたします。

〔経済観光課長 岩下栄一君〕

○経済観光課長（岩下栄一君） 御説明を申し上げます。

初めに、経緯についてでございます。

平成二十年度から始まりましたふるさと納税は、その後、一部の自治体におきまして、寄附額の三割を超える返礼品や地場産品以外のものを送るなど、国の基準に反する過度な返礼品競争が生じました。このため、国は地方税法を改正し、令和元年六月から、基準に適合した自治体のみを対象となる地方自治体として指定する新制度に移行、泉市など一市三町は対象団体から除外されました。泉佐野市はこれを不服として、国地方係争処理委員会を経て、大阪高等裁判所に提訴しましたが、市の請求は棄却されました。その後、高裁判決を不服として最高裁判所へ上告。最高裁判所は、国の除外処分は無効と判断し、市側の逆転勝訴が確定いたしました。

次に、判決内容でございます。

今回の事例では、国が対象自治体を指定する新制度を導入した際、過去の返礼品の取扱状況に基づき除外を決めたことが妥当かどうか最大の焦点となりました。判決理由では、新制度の施行前は、特に法令上の規制は存在しなかったとした上で、施行前の過去の実績をもって不的確とすることを予定していると解するのは困難としております。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 今回の争点は、返礼品の割合が幾らであったかということ、それから、地場産品以外のものを取り扱っている部分についても問題になったというふうに理解しております。

この点、総務省のガイドラインに沿って、本市のふるさと納税の取扱いについては、返礼品等、地場産品の三割カット基準についてはどのように対応されてるんでしょうか。

○経済観光課長（岩下栄一君） これにつきましては、総務省のほうで、平成二十九年四月に返礼品を寄附額の三割以下とするようによ請、さらに、平成三十年四月に地場産品に限るとした通知がありましたので、本市もその通知に従いまして、三割以下、また地場産品に返礼品は限るといような対応させていただきました。

以上でございます。

○一四番（長野広美さん） 今回のこの議論の中で、総務省の役割と地方自治体という部分が問われました。今課長答弁では、総務省のガイドラインに沿って本市も取り組んでるとい状況があるか説明をいただきました。

しかし、では、この還元率三割という部分に何か法的な理由とか根拠とかあるんだろうかと考えますと、実は、それは根拠はないというのが一般的な専門家の意見であります。そもそもがですね、この地方自治体と国との関係において今回一つ争点になったわけですが、この還元率三割という基準に、今申し上げたとおり、具体的

な根拠というものが示されていない部分につきましては、将来のことです。今現在は課長がお答えいただきましたけれども、将来においては、本市がふるさと納税を重要な財源の一つであると、その依存度がどんどん高くなっていくという位置付けであれば、もしかするとですね、この三割を超えても、もつとふるさと納税を確保したほうが本市にとっては理にかなうという判断があっても、今回のこの総務省と泉野市の判決例ではですね、幾つかの問題点、もしくは可能性について示唆してるところが多いかと考えております。

少し分かりづらくて申し訳ないんですが、何が申し上げたいかというと、いわゆる三割還元という率を含めて、常に制度拡充については、本市は本市独自の判断基準とか情報収集とか、そういった視点をですね、持ち合わせていくことが大事なんではないかというふうに、今回の最高裁判決を見て考えると、これはあくまでも私見ですので、今現状、課長の答弁いただいたとおり、ガイドラインに沿って執り行われている本市の状況は理解いたしました。

続いて、これに基づいて、総務課長にお尋ねしたいと思います。続いて、今回の総務省と泉野市の係争問題については、政府と地方自治体の役割分担について争われた、いわゆる地方分権一括法に基づく制度上の問題点として重要ではなかったかなと考えております。今回の手続の中で、国地方係争処理委員会を経て、その判決は、泉野市が正しいという判決がありました。それでも合意に至らなかったために、最高裁判所の判決になっているわけです。

私たち地方自治体としましても、地方分権一括法に基づいて、国と地方自治体の役割分担については、時間を追ってですね、刻々と変化してきており、様々な情報が、国と地方自治体とでやり取りをされている自治体は、当然総務課長も御存じだろうと思いますが、今回の案件、他人事ではなくてですね、常に国、県との協議事項において対等であるという地方自治体のこの地方分権という精神とか考え方をですね、しっかりと職員にも理解していただいているんだろいかと。その点を一点確認をさせていただきたいと思えます。課長、お願いいたします。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） 答弁いたします。

地方分権一括法ができましたのが平成十一年です。もう二十年前なので随分時間がたってしまったるわけなんですけども、その頃かという、やっぱりその分権の意識っていうのは相当こう弱くなっているというか、なかなか考える時間がない、考える場面がない、そういうことを感じてます。

実際の国のほうからの通知では、泉佐野市の件もそうでしたけども、技術的な助言という形でいろんな文書や通達を送られてきます。でも、技術的な助言がだんだん重くなってきたり、地方自治体が過剰に受けてしまったりという現状はあるのかもしれない。そういう意味で、議員のおっしゃるとおり、基の基本のところに戻って、地方自治の在り方、地方分権の在り方っていうのは、しっかりと日常

的な研修、あるいは日常の仕事の中でやるべきなんだろうと考えてます。

以上です。

○一四番（長野広美さん） 総務課長が大変苦しい今の地方自治体のそれぞれの職員の皆さんの状況をお答えいただいたと思いますが、国は第二次地方分権改革という位置付けで、今年度分までが第十次の改革をですね、いろんな事例を挙げながら取り組んでいる状況は、インターネット等で簡単に目にすることができます。なかなか現場の業務では大変だろうと思いますが、刻々と地方自治体の分権の在り方については、また職員の考えなければいけない課題等についてもですね、随分変わってきているという実情がございますので、ぜひこの機会に改めて、この地方分権の本市における位置付けをですね、明確にさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次の質問です。どんがタクシーの利便性向上について伺いたいと思えます。

最初にですね、このどんがタクシー、平成二十五年に導入してかたなんですけど、今現在、利用対象となる方について制限があるのかどうか、それを含めて状況を説明お願いいたします。

〔企画課長 森 真樹君〕

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

まず、利用の対象者は原則市民となっております。制限の理由と

いうことですので、この制度は、平成二十二年度に法律に基づきまして西之表地域公共交通総合連携計画なるものをつくったこと、これが、この計画が基礎となっております。

で、この計画策定当時の背景を申し上げますと、民間のバス事業者が撤退をしました。で、市がコミュニティバスを運行していたのですが、利用者の減少、それに伴います財政負担が大きな課題となっていた時代でございます。併せて、市の周辺部を中心に過疎・高齢化が進みつつことを受けまして、大字地域の集落等の維持を図る上でも、市の中心部と結ぶ公共交通の確立が不可欠であると判断したことによりまして。したがって、現行の、現在のデマンド型の乗り合いタクシー、それと市街地巡回型のバスを組み合わせた運行体系を構築した、そういった経緯がございます。

で、そのうちのデマンド型のどんがタクシーにつきましては、自宅と市街地の停留所を結ぶ、そういったことから登録制を導入してございまして、現状では、原則自宅があること、そういったことが条件となっている、そういった状況にあります。

○一四番（長野広美さん） これまでの経緯を御説明いただき、ありがとうございます。今現在、利用者の方は市内に自宅があるということが登録の条件というふうに、改めて確認ですが、それでよろしいですか。はい。

たまたまこの「市政の窓」の今月号に、どんがタクシーの、もしくは、わかさ姫等ですね、利用状況説明がありました。この中で

ですね、またホームページも確認いたしました。利用者については、島外に住んでおられる方でも、家族がこちらにいらっしゃる場合は利用できるということが一点書いてあるのみの一つと、それから、わかさ姫に関しては、誰でも利用できるという状況だと受け止めますが、それでよろしいですか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

わかさ姫については、誰でも利用可能です。で、どんがタクシーにつきましては、特例としまして、登録する自宅があれば、いわゆる出郷者の方も特例として認めているところでございます。

○一四番（長野広美さん） 出郷者の方の特例の理由はなんですか。

○企画課長（森 真樹君） 要望を賜りまして、協議会でもんだ結果、そういう特例措置を設けたところでございます。

○一四番（長野広美さん） それでは、今回もその要望の一つとして受け止めていただきたいと思います。私の提案は、移住・定住促進と観光客の促進といった意味合いも含めて、どんがタクシーの利用対象者の枠を拡大していただきたいという提案です。

その理由ですけれども、ちょうど今回のこの十月号に掲載されていますように、わかさ姫の利用者数は、平成二十五年に比較して二倍に増えています。一方で、どんがタクシーは、平成二十八年をピークに、平成二十五年に比べましても、四千人強、一七%の減少、しかも減少傾向にあります。これはそもそもが、どんがタクシー、それから、わかさ姫等の仕組みを導入する際に、民間バス、つまり、

お金さえ払えば誰でも利用できたサービスが撤廃すると。それから、課長の答弁いただいたとおり、大字地区の人口減少等、社会維持のために必要であるという回答を答えられました。まさに今回の提案はそれに即しているというふうに考えます。

ホームページ上でもですね、現在、観光客は利用できませんと書いてあるだけです。その理由は説明されておりません。定期観光バスもありますし、今後、移住・定住促進を掲げていて、また、観光、それもですね、個人が対象になったり、大きなグループではない、大型観光ではない、着地型の観光といった部分では、どんがタクシーの利便性というのですね、大変ありがたいわけです。

ただ、課長が説明されてるように、事前登録ですとか、それから自宅があるかないかといった、いわゆる登録するための要件という部分は、確かに手続上必要ではないかと思われ。そこで、例えば、一週間以上滞在する、もしくは中長期的な滞在である、それから、例えば、ホテル宿泊先等を仮登録する、もしくは身元引受人的な位置付けをする、様々な方法は可能ではないかと思えます。そういった部分で今後検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

まず、少し現状をお話しさせていただきます。今、御案内がありましたけれども、移住・定住の希望者からの問合せは、これまでのところありません。観光客につきましては、年に一、二件問合せがある

ようです。ただ、本市の交通体系を説明いたしますと、やはりレンタカーが便利かなというところが今の現状でございます。業者のほうからですね、民業圧迫について特に留意するよう求められてるところもございます。

しかしながら、議員の御案内の移住・定住、それから観光客対応、この見直しにつきましては当然必要な部分でもあろうかと思えますので、今後、現状把握のための関係機関、あるいは団体、業者、そういったところと調整を行った上で、慎重に対応を図っていきたいと思います。

○一四番（長野広美さん） これまでにあまりその要望がなかったということですけども、ホームページ上で観光客利用できませんはつきり書いてらっしゃいますし、あと一点ですね、ぜひ考慮していただきたいのが外国人観光客の方です。外国人の滞在型の皆さんです。基本的には、国内の運転免許証を持っていない、もしくは運転に不慣れであるというふうな方もかなり多数いらっしゃいます。そのような方たちには、実は、なかなか交通手段というのはですね、レンタカーといったものも限定的になります。市が、もしくは観光協会がインバウンド対応というふうに強化を目指しております。そういった部分もぜひ今後考慮していただきたいと思えます。

最後の質問になります。馬毛島問題についてです。

これは、これまで幾度となく同僚議員からも質問が繰り返されております。特にですね、日米地位協定について、まとめて市長に見

解を伺いたいと思います。

当然、不平等条約であるこの日米地位協定の改定に向けた課題は、もちろん山積しております。しかし、市長の責務である市民の安全な暮らしを守る立場で、米軍が来ると私たちの暮らしがどうなるのか、どう変わるのか、そういった意味で、この日米地位協定のことについて市長の見解を伺いたいと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） 他の議員の御質問でもお答えした内容でありますけれども、繰り返しになりますが、日米地位協定に関する認識につきましては、基本的には、全国市長会の要望と同様であります。具体的には、米軍人等による事件・事故、油及び汚水の流出、PCB等有害廃棄物の処理など、基地の存在に伴う諸問題が後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている実情にある中、もはやその運用を改善するだけでは、これら諸問題の解決は望めず、同協定を見直す必要があります。よって、国は国民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定の抜本的見直しに向けた対応を行うことという要望を出しておりますので、それと同様に改定が必要であるという認識でございます。

○一四番（長野広美さん） 質問の趣旨と御回答に少し、やはりまだギャップがございます。例えばですね、防衛省は、百六十億円の土地買収、また設計費用等の予算は米軍再編交付金で流用するから、仮称であります馬毛島基地の整備根拠と言われるものは所管事

務であると説明をされていますね。これはまさに日米地位協定の対象に馬毛島が含まれると。つまり、不平等条約の下、治外法権の様々な、今市長が問題だとおっしゃった様々な理不尽な事件にですね、市民が巻き込まれる危険を意味しているのではないかとこの点についてお伺いしたいんです。どのように見解されてますか。

○市長（八板俊輔君） お言葉を返すようですが、さきの問いでは、一般論、一般的な問いだというふうに受け止めましたので、一般的なお答えとして答弁をしたところであります。今の質問の御趣旨を簡潔にもう一度お聞かせいただけますか。

○一四番（長野広美さん） いえ、私が一番最初に市長に申し上げた質問はですね、今伺いましたとおり、繰り返しになりますが、市長は住民の安全な暮らしを守る責務があると。これは昨日から同僚議員が指摘している同じ繰り返しです。その上で、米軍が来るんですね、馬毛島に。私たちの暮らしはどうなるのかといった部分を市民に説明する責任はないんですか、市長に。

私が伺いたかったのは、私たちの暮らしがどのような影響が及ぶのかという点を、この日米地位協定に照らして考える必要、御意見を伺いたかったんです。分かりますか。日米地位協定の対象区域が、この馬毛島、そして種子島にも及ぶんではないかということ、そういうふうな認識は持つてらっしゃらないということですか。

○市長（八板俊輔君） 八月の防衛副大臣が来島された折に、今度の施設についての資料を基に説明をされました。そのときに、数少

ない私からの質問としては、この施設の設置の法的な根拠は何かということをお尋ねした際に、そのやり取りの中で、日米地位協定上はどういうふうになるのかということを上げたときの答えが、地位協定の第二条であるということでありました。それとまた、この施設が米軍の使用が前提であるというふうな答弁もあったところです。

ということになりますと、地位協定で米軍に提供する施設でありますから、日米地位協定に関わる場所の住民への影響、基地があることによる地域住民への影響というのは、当然のことながら生じてまいりますので、私も西之表市民にとりましても、先ほどの市長会の例示にもありましたように、様々な基地被害ですとか、様々な問題が起こる可能性がある、そういうふうな認識をしております。

○一四番（長野広美さん） 今回初めて市長はですね、それは私たちの市民生活に直接影響するんだということをお初めに言葉にされました。

で、続いてお伺いします。

明日、回答期限とする防衛省の質問状の中で、市長のほうからは、米軍又は米軍のFCLPに関するところについて幾つか質問が出されています。例えばですね、飛行機の待機予定区域ですとか、高速船、旅客機等、民間機への影響等について尋ねておられます。これ防衛省から回答が出たら、それは市民に説明されますか。

○議長（永田 章君） 長野議員、これどこ、二番。

○一四番（長野広美さん） これは、FCLP、米軍の地位協定に関することです。これは地位協定に関するところで、米軍の日米地位協定に関する質問の中身です。お答えいただきたいと思えます。

○議長（永田 章君） いや、市長、答えます。これ通告外ということと判断してもいいですよ。答えます。

○市長（八板俊輔君） 議員御指摘のとおりであります。

○一四番（長野広美さん） それでは、またもう一度米軍のこの日米地位協定に戻りますが、市長は当然、防衛省の回答には、米軍からの回答ではないこと、この日米地位協定の問題は、米軍の努力目標は示しても、日本政府に米軍をコントロールする経験がない治外法権であるといったこと、こういったことも当然市民に対して、防衛省の回答と同時に、それは伝える必要があるんではありませんか。

○議長（永田 章君） 休憩。

午前十一時三十三分休憩

午前十一時三十八分開議

○議長（永田 章君） 会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

○一四番（長野広美さん） もう一度、すいませんでした。改めましてもう一度質問をさせていただきたいと思えます。

馬毛島の問題です。馬毛島に係る米軍に関しては、日米地位協定

の条例が全て適用されます。それは市長、御存じですね。その上で、今回市長が出された質問の中には、米軍及び米軍のFCLPに関する質問が含まれておりました。その回答を得たら、それは市民に説明されるというふうには市長は回答されました。ただし、市民のほうには、米軍及び米軍のFCLPに関しては日米地位協定がありますよ。それに基づいて、防衛省の説明は、あくまでも防衛省側の説明であって、米軍は日本の治外法権の対象であるということは説明される予定はないですか。その点を伺います。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員の御質問のような懸念というのですね、あり得ると思いません。実際に日本国内にある沖縄はじめ米軍基地の中では、様々な、例えば、刑事事件等についての治外法権的な取扱いというものがあつて、先ほど御紹介した全国市長会の要望につながつておるわけです。ですから、今回の市からの質問に対しまして防衛省から回答がありましたときに、その内容を検討して、必要があれば、そういうことも触れるかどうか、そういうこともまた回答を見て検討したいと考えております。

○一四番（長野広美さん） 必要があればという市長のお答えですが、回答をいただきましたが、日米地位協定は確固たるものであり、私たち地方自治体の権限が及ぶ範囲では当然ございません。それについて防衛省からこれまで一度たりとも具体的ですね、説明はなく、こちらから議会でも、こちら側から質問したことに対しては、

最善の努力をいたしますという回答しかいたしておりません。そういう状況をぜひ考えていただきたいと思えます。

次の質問は、馬毛島問題に絡むということで質問を出しましたが、基地問題を抱えるほかの自治体では、様々な問題・課題点等があります。これは、実は、六月議会でも実は質問いたしました、その際ですね、市長は六月議会の中でこのように答弁されていらつしやいます。騒音の問題、自然の問題、事故の問題、日米地位協定の問題、これは基地に反対する方々が問題にしていると答弁されていきます。

改めて担当課長のほうにお伺いいたしますが、地方自治体として、この基地問題、基地対策課が設置されておりますね。そういった部分で、今回私あえて、馬毛島に今後このような、今防衛省から説明されてるような施設ができれば、同様に、ほかの自治体の状況等を把握する必要があるかと思っておりますので、今回、把握されてるレベルで、他の自治体の状況について説明をお願いいたします。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

ちよつと抽象的になるかも知れませんが、将来的に生じ得る軍事環境被害につきまして、様々な言説によりまして、例えばですけど、不可視化であったりとか、過小評価がされたりとか、矮小化されたりとか、そういった事例があるものと理解をしております。特に騒音など基地周辺住民の生活環境は悪化しないという言説を住民説明会で示し、受け入れた結果、実際は騒音が増加した事例とい

うのも認識してございます。言説は科学的根拠に基づくものではないということ、あるいは、国が言うことだから問題ないという風潮が広がること、誰も将来的な保障ができないということが問題であるというふうに捉えてございます。

さらに、基地財源に依存する補償的受益が世論の誘導として機能することも危険だと考えてございます。国の意向に左右され、地域社会の将来を自己決定できなくなる可能性がある。そういった場面もあるかと考えてございます。諦めが広がり、地域社会の未来を自分たちの意思と行動でつくり上げていく意欲が失われ、住民から主体性を剥ぎ取ろうとする社会構造がつけられる。こういった課題もございます。そういったことを避けるべく、努力、あるいは知見、そういった行動、そういったことも含めて課題認識しながら、自治体としては取り組んでいく。そういう必要もあるかと考えてございます。

○一四番（長野広美さん） 広範囲の私の質問に対してですね、難しい基地問題であるといった一端がですね、よく分かる答弁をいただきました。沖縄県の基地問題等も含めて、それぞれの自治体が年を追うごとにですね、相当もう厳しい状況を呈しているというふうには個人は認識しております。

改めまして、市長が申された、いわゆる基地に反対する方々が問題にしているという次元ではなく、具体的な社会問題、地域、市民の安全・安心を守らなければならない自治体の抱えている課題とい

った部分については、市長はこれまで様々にですね、平等な正確な情報と言つてらっしゃいますので、その点はしっかり留意して、今後、情報発信について考えていただきたいと思います。

また、今担当課長から答弁いただきましたけれども、昨今では、新たにコロナ感染の問題点が、この米軍に関して浮上してまいっているようです。感染した米軍の家族が虚偽報告をして移動した事件等も既に公表され、地元の住民が訴えたにもかかわらず、具体的な改善は見えないという状況も報告があります。

改めまして、これは市長の説明の在り方について、三番目の市民説明会の開催を求めるといふ枠に入ってくるんですが、例えば、沖縄県と岩国市においても、米軍の感染から県民や市民を守れないといった状況があります。日頃、市長は正確な情報の下に判断したいと発言されてらっしゃいます。このような理不尽な、いわゆる日米地位協定の問題だと言われている、全く地元の住民がですね、対応できない、地元の自治体でさえ、具体的に米軍と協定を結んでる県は一県もないこの日米地位協定の中で、馬毛島問題について何が正確な情報なのか。住民が直面しなければならぬ、今後するかもしれない非常に危険な状況について、正確な事実を一つ一つ丁寧に説明する場面が必要になるんだろうと思います。

昨日の同僚議員の質問に対して、しかるべきときに市長として判断をします。その前に、よく市民の意見を聞くと言われました。これちよつと誤解をされます。具体的に改めて市長に今後説明をし

ていただきたいという趣旨で伺ってるんですが、市民にどのような形で意見を聞くんですか。具体的に計画あるのであればちよつと、答えられるのであれば答えていただきたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） 市民に意見を聞くというのはどうということかというお尋ねでありますけれども、特にその場を設定してということとは、今のところは計画はしておりませんが、防衛省の説明、回答が来て、それに対する市としての考え方での再質問というか、多少のやり取りをした上で、一方的な、基地については造りた意図というものがありません。その意図を通すために、あえて隠したり伏せたり触れないでいる場合があります。触れないでいることの中に重要な情報が含まれている場合があるわけです。それは、例えば反対する、基地被害に対するおそれを抱いている方々にとつては重要な情報が伏せられている場合がある。そういう双方の賛成とか反対とか、どちらかに偏ったことではなく、この基地というものはどういうものかというものを理解するための情報という、そういう意味で、そうしたものを私の表現で正確な情報というふうに申し上げているわけです。ですから、私の判断において正確であるというふうに自信を持って提供できる形で申し上げて、それを市民に示した段階、例えば、区長会の予定がございませうけれども、区長会でのそれを話したときに、返ってきたときに。

○議長（永田 章君） 市長、時間です。

○市長（八板俊輔君） あ、失礼しました。

○一四番（長野広美さん） はい。残念です。

○議長（永田 章君） 以上で長野広美さんの質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十三時頃より再開いたします。

午前十一時五十分休憩

午後一時開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、田添辰郎君の発言を許可いたします。

「一 田添辰郎君登壇」

○一 田添辰郎君 一 田添辰郎です。通告書によって一般質問をさせていただきます。

その前に、台風十号がございました。私のほうも、生まれて初めて種子島中学校の体育館に避難をさせていただいたところでありまして。幸いなことに道筋がずれまして、大きな災害等起きませんでした。これから何が起こるか分からない。台風もそうであります。十三年水害と同じような豪雨もあるかもしれません。また、南海トラフ地震のようなものも、今後二十年から三十年以内に七割から八割の確率で起こると言われております。

まずは、その前に、避難所のほう、私がいたところでは、市役所

の職員、そして消防の女性分団の方が親身にお年寄りのお世話や幼い子どもたちのお世話をやっていたいただきました。ほかのところも多分そうであったかと思えます。また、一点気づいたところは、お年寄り、高齢者の多いところ、その場合は、やはり冷暖房は効いたところにといいことで配慮があつたわけでありますが、この数がいまだけに限られているということでもあります。その辺が気づいたところでありました。市役所職員の皆様、また消防団、消防団のほうの女性分団の皆様改めて感謝を申し上げます。

では、一般質問に入らせていただきます。

大規模自然災害、台風災害のほうもございしますが、十三年豪雨と同じように水害もございします。そして、今申し上げました南海トラフの地震もあります。このように備えて本市の対応について、簡潔でよろしいので御説明をお願いしたいと思います。

以下の質問は質問者席より行いたいと思います。

〔総務課長 大瀬浩一郎君〕

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えをいたします。

南海トラフに関しましては、対象地域に入っておりますので、南海トラフの防災対策推進計画というのをつくらないといけないということになってます。現在、その策定作業中ですけれども、今議員からもお話がありました台風十号の避難の対象地域の選定をするときに、南海トラフの計画の対象区域の部分がもう大体選び出しておりますので、それを活用するということをしました。あと、防災用

品の確保とか、そういったことに努めてございます。

以上です。

○一番（田添辰郎君） はい、ありがとうございます。

南海トラフの地震、台風災害等、今は豪雨災害のほうもそうなんです、インターネットの情報を見ればですね、きちっとその前、どの辺で豪雨がどれくらい続くかとか、そういうのが予想できるようになりました。台風のほうもそうであります。備えができるというものであります。

しかしながら、南海トラフ地震の場合は、いつ起きるか分かりません。今現時点で起きてもおかしくありませんし、明日起きても分からない。三十年間起きないという可能性もございします。学者の先生によりますと、地震予知というものは、なかなか、その規模、被害のトータルの大きさは想定できませんが、いつ起きるかというのは想定できないという話になっておるようでございます。

そのようなこともありまして、ふだんからの備えが必要であります。私が思うに、大規模災害もそうであります。南海トラフ地震が起きましたら、想定でございますが、東海岸のほうでは十数メートルの津波が想定されております。西海岸のほうでは数メートルの津波が想定されておるわけです。総務文教委員会のほうでも、以前から南海トラフ対策、大規模災害に備えてということで研鑽を努めております。

宮崎に行きましたところ、数億円をかけて避難タワーというもの

もできておりました。そのような体制がハードでできるのかということ、西之表市の場合、東海岸、面積のほう、長さがありますから、そのような体制はできないかと思えます。西海岸のほうに關しても、なかなか難しい。数億円のお金を、万が一、何十年に一回、明日起きるか、三十年後起きるか、起きないか分からないようなものになかなか使えないというのが現実であるかと思いますが、そのような対策も長期的な関係で考えていかなければなりません、まず、我々考えなければならぬのは、先日の十号台風と同じように、避難をいかに早く行うかであります。

豪雨災害のときには、二名の方が残念なことにお亡くなりになりましたが、その方たちも、今はインターネットがあります。情報を流す仕組みがございます。いかに被災を受ける可能性がある方たちに情報をいち早くつなげられるか。それも多数のチャンネルを使って流していかなければなりません。特に地震災害の場合、何かが駄目になるといことがあります、その辺のほうの検討もお願いしたいと思っております。

それと、逃げる場合であります、まず、一番早く逃げるためにはどうするのか。そのルートのほうも、地図のほうも作ったりしておりますが、その辺をどうするのか。それと、避難困窮者というものが必ず生じてまいります。避難困窮者、お年を召して足腰が不自由になった場合でありますとか、そういう場合もあるわけであり、また、そのようなことを考えますと、避難といいますが、様々なこと

を考えていかなければならないと思うわけですが、まずは現時点で、救急搬送、特に急病の場合が多いかと思うんですが、そのような実態を教えてくださいと思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 御説明いたします。

通告書によりまして、島外搬送の状況ということでございます、令和元年度の島外搬送の状況でございますが、自衛隊のヘリを活用したものが十件、県の防災ヘリを活用したものが八件、宮崎県の防災ヘリの活用が二件、年間で合計二十件の活用でございます。以上です。

○一番（田添辰郎君） 課長、申し訳ありません。順番をちょっと間違えそうになりました。

島外搬送、ただいまおっしゃったとおりであります。また、消防車による救急搬送のほうも、かなり高齢化等伴いまして増えてる状況でございます。

冒頭から申し上げてる大規模自然災害、南海トラフの場合は、島外搬送の機会も増えてくるのではないかと思うわけであり、そのような体制をどう備えていくか。島外搬送、先ほど課長のほうから説明がありましたように、ドクターヘリとか、また県防災ヘリ、自衛隊ヘリのほうございます。そのいかに連携を取っていくかも、これから考えておいていただきたいと思えます。

そして、二番目のほうに行きますが、情報を流していつて早めに避難してもらう。避難弱者のほうは避難をお手伝いしていく。また、

避難を遅れた場合、また災害を受けた後に避難が遅れた、逃げ遅れた方がいた場合には、助け出さなければなりません。命を救っていかねばなりません。その場合にどうするかと申し上げますと、ここに書いてありますように、消防、警察、今は海上保安庁もそうなのかもしれません。そこでの連携が必要になってまいります。総務課のほうでも、消防署のほうでも、消防団のほうではどうなのか分かりませんが、避難弱者というものを捉えていらっしゃると思います、どのように扱っているのか、その辺を教えてください、と思います。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えいたします。

災害時に関しましては、災害時の要援護者の支援制度というものがございまして、総務課のほうで一応管理をしております。で、その情報に関しまして、プライバシーの関係もあるんですけども、個人のオッケーが出た場合だけ使うという制度なんですけども、それを使いまして、関係の団体、例えば、身近なところでは消防団ですとか民生委員の皆さん、あるいは消防署ですとか自主防災組織、ほとんどのところが校区と同じような感じなんですけども、そういったところに情報を流しながら対応するというふうな状況になってございます。

以上です。

○一番（田添辰郎君） 課長がおっしゃったとおり、当然プライバシーの問題が生じてまいります。今、やはり避難が遅れた方を誰

が救うのかというと、当然消防もそうでありましょうし、警察もそうでありましょう。実際、市役所職員がどこまで動けるかというのは、対応が広範に広がっておりますので、なかなか本当に救助に向かうということは、市役所職員は不可能ではないかと思っております。各消防、消防団のほう、また警察の方にお問い合わせということになるわけですが、プライバシーの問題があつて、どこまでその情報を共有しているのかどうか。今現時点で狭い範囲で共有していないというならば、やはり警察とか消防、海上保安庁のほう必要かどうか分かりませんが、先々のことを考えた上で、それをきちつと共有し、何か災害が起きた場合、震災が起きた場合に、すぐ救助が行けるような体制をつくるべきではないか、そのように思うわけであります。

ですから、担当者のほうは、そういったデータも共有しながら、きつちりと災害時すぐにも電話連絡ができるような日常的なコミュニケーション、そして連絡方法を常に確保すべきだと思うわけでありますが、その辺はどのようにされてるか教えていただきたいと思っております。

○総務課長（大瀬浩一郎君） 日常的な災害、一番種子島、西之表市で多いのは台風ということになるんですけども、当然、警察のほう、あるいは消防署、消防団、今回の場合、特別でしたけども、警察の方が災害対策の本部に常駐してございまして、今度の十号の場合ですけれども、そういった体制で日常的にやっております。一応

連携のほうは、そういった関係機関等と取るように努力をしております。

以上です。

○一 一番（田添辰郎君） 連携は取れてるという話でございしますが、本当に大規模災害が起きた場合は、その連携が取れないだけで命を失われる方が出る可能性もございます。日常的なコミュニケーション、またスマホ等の連絡等、複数の連絡体制を関係諸機関と取れるような準備を行っていたらと思えます。

続いて、四つ目であります。

大規模災害、特に南海トラフ地震が起きた場合、そういった場合には消防署どうするのか。各地の二〇一一年の東日本大震災におきましても、消防署のほうも津波に襲われたという事例がございます。消防署自体の移転のほうは以前から考えられているわけでありすが、やはりいつ起きるか分からないということを考えますと、消防署の移転、その代用が西之表市役所でできるのかどうか分かりません。代用ができるかどうか、その辺も検討した上で、消防署の移転、長期的な問題になるならば、自動車の移転だけでも先に進める必要があるのではないかと、そう思うわけでありすが、どうでしょうか。

○総務課長（大瀬浩一郎君） お答えします。

消防庁舎の移転の問題は以前から話題になっておりまして、熊毛地区消防組合のほうでも検討がなされております。市のほうでも平成二十五年から移転の検討等しておりますけれども、なかなか調整、

回答が、結論が出るというところまではいってございません。

消防署の車両の移動ということでございますけれども、やはり身近なところがないとなかなか機能しないということもありまして、遠く離れたところへの移転というのは難しそうです。ただ、そういう状況になったときにすぐ対応できますように訓練をしております。消防車両をわかさ公園の隣の駐車場のところに移転するという訓練を消防組合のほうでは実施をしております。

それともう一つ、議会棟の第三委員会室のところに鍵がかかっている部屋が、三〇二号室というのがあると思うんですけども、実は、あそこの中には消防の防災用の無線の機器が入ってございまして、あの中に遠隔のデジタルの制御装置と通信装置の持つていけるものを二台持ち込むと、あの中から熊毛地区消防組合の通信機能を果たすことができるというものがついております。そういったものの工夫をしながら、今のところ、将来の移転、あるいは、どういったところがいいのかという検討の作業も同時に行っているというふうな状況でございます。

以上です。

○一 一番（田添辰郎君） 検討はされているということでございます。なかなか緊急時でございしますから、どう対応するのか、日々の訓練のほうをお願いできればと思います。

では、続きまして、馬毛島の自衛隊施設、FCLP訓練について質問させていただきます。一番と二番、ちょっと順番を変えさせて

いただきます。

課長のほうにお尋ねであります。FCLP訓練を行う回数、日数、時間帯、訓練時の米軍人の居所、居どころはどうなっているのか教えていただきたいと思えます。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

先般、八月七日の防衛省説明では、FCLPにつきましては、陸上に設置された滑走炉を空母の甲板に見立て、タッチ・アンド・ゴーという着陸と離陸を連続的に行う動作を繰り返す訓練であり、訓練の期間中、全体で二千回、また三千回といった離発着が行われるとの説明がございました。訓練は、年間おおむね一、二回を予定しており、五月、八月頃に行われることが多く、ただ、近年は八月の訓練は行われないことが多くなっているとのことでした。また、現在、硫黄島で実施されている訓練は、一回当たり十日間程度。訓練は日中から深夜にかけて実施されているとのこと、準備も含め、約一か月程度の期間が必要とのこと。なお、米軍人は、このFCLPの期間中のみ馬毛島に滞在をするとの説明でございました。以上です。

○一番（田添辰郎君） 丁寧な御説明ありがとうございます。

まず、ちょっと地図のほうを見ていただきたいと思えます。すいません、機械のほう苦手なんで紙ベースになつてしまえますが、このような地図があつて、見えないですね。この赤い部分がですね、

厚木基地、米軍厚木基地になります。そして、申し訳ありません、午前中に同僚議員のほうがお配りになった騒音を点にした地図があつたわけですが、この地図でいくと、ここが湘南辺りです。ちょうど町田のほうからこの辺に騒音が集中してくるということになります。風に向かって飛行機のほう行きますんで、こういった縦軸のほうで行っていくということになります。厚木基地から十二キロ離れた場所では、横浜の新横浜駅のそばの辺りまで来るかと思えます。湘南のほう、藤沢市のほうにも行きます。それぐらいの広さがあるということだけでいいと思います。騒音地域のほうは、この縦のほうに限られてくるということでもあります。

そして、すいません、見にくいわけですが、これは沖縄県の南部のほうの地図であります。こちらに話題になっておる普天間の基地がござります。ここは嘉手納基地であります。この普天間の基地があつて、十二キロの範囲がここの範囲になってまいります。この範囲になるということを、ちょうど嘉手納基地のほうもあるわけですが、それも含めるような形で十二キロの範囲になってまいります。

そして、こちらのほう、拡大した地図であります。ちょっと見えますけど、この部分が普天間基地になります。大変残念な事故がありました沖縄国際大学は、普天間基地のすぐ隣にあります。宜野湾小学校もすぐそば、宜野湾中もすぐそばであります。普天間中学校もすぐ隣にあるわけがあります。これは距離でいうと普天間基地

の敷地から五十、隣ですから本当、十メートル、二十メートルの道路を挟んでとか、そういう形になることを御記憶願いたいと思いません。

そういうことでありますが、先ほど見せましたように、普天間基地から十二キロ離れるとはこの距離であります。この大きさを覚えていただきたいと思うわけであります。

そして、もう一つあります。これは種子島の地図で、馬毛島がここにあります。馬毛島から十二キロ、西之表市役所を中心にして十二キロの円を描きますと、国上小学校や古田中学校のほうも入ってまいります。十二キロ先というと、古田中学校に行く、国上小、中学校に行く、それぐらいの距離があるというふうに考えてください。もう一つ、大きな同じような地図がございます。西之表市役所を中心にして十二キロの範囲、古田小学校のほう、中種子町の新空港の近くまで行くわけですが、十二キロというこれは、こういったスケール感があるわけがあります。

ですから、先日、同僚議員のほうがおっしゃいました。厚木基地に行ったとき、爆音訴訟という言葉を知りました。ちょうど綾瀬市役所の上でしたかね、ジェット戦闘機飛びまして、ものすごい爆音であります。これは絶対駄目だ。僕自身思ったくらいですが、頭の真上を飛ぶジェット戦闘機がそれほどうるさいものであるということを確認させていただきました。この西之表市役所の真上を飛ぶ、自分の頭の真上を飛ぶ場合であります。

しかしながら、先ほど言いましたように、距離的に、国上小学校とか古田小学校と大体同じ距離になります、馬毛島のほうは。古田のほうを中心にして訓練を行った場合、西之表市役所にいる僕らにとつてどんな騒音がするかということ想像してほしいわけであります。また、位置関係も覚えていただきたいと思えます。

特に、馬毛島のほうは無人島であります。課長が説明されたように、米軍人は馬毛島で寝泊まりをするということになっております。そして、この十二キロの距離があるわけであります。そのことを念頭に置いていただいて、一般質問を続けさせていただければと思っております。

十二キロ離れた無人島である。自衛隊が言うには、馬毛島の自衛隊基地を造ることです。そして、年に一回から二回、米軍のタッチ・アンド・ゴー、FCLP訓練を行うということがあります。日米地位協定の問題点と指摘されるようなことが現実にもどのように起きるのか。米軍人は馬毛島で寝泊まりをします。十二キロ離れています。そして、防衛省から頂いた資料によりますと、種子島にかからないように飛行経路を考えてまいります。ちょうど厚木基地のことを考えれば、このような形になるわけです。そのような状況で、本当に日米地位協定の問題となるようなことが現実には起きるのか。具体的なことを例示していただければと思います。

〔市長 八板俊輔君〕

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

米軍の訓練において、日米地域協定上の問題点、どのようなことが起こるのかと、懸念についてのお尋ねでございます。

現在の日米地位協定のままでありますと、米軍に国内法が適用されない場合が多うございまして、他の地域と申しますのは、今の沖縄の嘉手納、普天間、それから厚木、そういった他の地域のような騒音被害の発生、あるいは、長期間においては拡大というような問題が生じる可能性があるかと、そういうふうを考えております。

○一番（田添辰郎君） わざわざ地図持ってきたのはですね、日米地位協定の問題なんです。皆さん、日米地位協定の問題をおっしゃるんです。私も日本弁護士連合会のほうの意見書とか、そういうものも調べさせていただきました。厚木なんか本当大変なんです。沖縄のほうも本当大変なんです。ですが、種子島から十二キロ離れた我々西之表市民が、そして米軍基地ではなく自衛隊の基地ができる我々が、なぜ日米地位協定の問題を殊さらに取り上げるのか。その理由が私にはないと思います。全くないとは言いませんが。

私は、逆に、厚木の方だとか、午前中の質問でもございましたが、厚木の基地でタッチ・アンド・ゴーの訓練を行った場合、市役所の説明では、その下に二十万人の方が、女性から子どもから赤ちゃんまでいるんだという話でありました。そして、沖縄のほうも一緒であります。全国の米軍基地があるところも一緒であります。そのようなどころは、国に対して何とか日米地位協定をしてくれというの

は当たり前であります。それに対して協力するのは当たり前だと私も自身も思いますが、ここに、馬毛島に米軍基地もできない、自衛隊の基地ができるだけ、米軍人も一月居所としているだけであって、同じように発言していいものかと私は思うわけがあります。だからこそ、具体的に日米地位協定に触れるような問題があるのか、一般論ではなくて、馬毛島の問題で答えていただきたいと思えます。

一番で書いてるやつを、答弁が不満があつたんで再度質問してらんです。

○市長（八板俊輔君） 一番の先ほど答えたんじゃないですか。

○議長（永田 章君） 田添議員、いま一度簡潔に。

○一番（田添辰郎君） では、三番目の質問に移らせていただきます。

騒音について防衛省は、アセスメント、調査を行わないとはつきりしないとしております。巷間言われるような、牛の乳の出が悪くなる、また子どもが勉強できなくなるといったようなことは、また市民の皆さんの眠りを妨げるというようなことは起こり得るのかどうなのか。できないとは誰も言えません。一〇〇%できないとは言えません。可能性の問題として、厚木基地では必ず起きます。真下です。馬毛島の場合はどうなんでしょうか。

○企画課長（森 真樹君） お答えします。

騒音につきましては、先般の防衛省の説明におきましては、防衛省側も正確に見積もることはできないとしておりますので、本市と

しましては、現在、FCLP実施時の飛行機の待機予定区域や最大時の騒音について質問をしているところでございます。現状の把握がでない中で、お答えしかねる問題なのかなと考えております。

○ 一 番 (田添辰郎君) この問題はですね、頭の真上を飛ばすような勘違いをされて判断したら間違うと思うんですね。地図を持ってきました。十二キロ離れた古田より遠い場所に馬毛島があるわけです。ここに立った場合ですよ。そのような視点から考えていかなければならない。そういうふうに思うわけでありませぬ。

私のほうでは、以前に、西之表市議会馬毛島特別委員会のほうに先輩議員の方が沖縄で調査をして、十二キロ離れた場所で、牛の牛舎のほうを行ったそうであります。農家の方は、大型扇風機の音のほうがるさいよというお話だったそうであります。これもたまたまだったかもしれません。

それですすね、四番目に移らせていただきます。

一部の市民の方が、火薬庫があると問題にしておるように聞きます。私も何人かからお伺いしました。武器・弾薬を持たない自衛隊の配備をどのように市長のほうはお考えになるのか。

私自身は、防衛省のほう、資料のほう頂きましたが、これに火薬庫の場所だとかそういうものは載せるべきではないという立場であります。しかしながら、市民の皆様は御理解を得ようということ、説明しづらいところも、やはり公にオープンにしております。そういう事例でいいますと、以前にはなかった実施する可能性の

ある主な自衛隊の訓練、前から訓練はやるよと言ったんです。イメージだったんですね。それでも、市民の皆さんが反発しそうなF35の話や、またオスプレイの関係の話も少し載っているようでもあります。防衛省のほうとしては、やはりきっちり市民に御理解をいただいた上に前に進めたいということでありましようが、市長は、もし自衛隊の基地ができて、火薬庫がないような、武器は持ってても弾薬もないような自衛隊であつていいと思つてますか。

○ 市長 (八板俊輔君) 火薬庫についてのお尋ねであります。

先日の防衛省の説明によりますと、実施する可能性のある主な自衛隊の訓練は示されているものの、その具体的な内容や必要な施設等が不明なこと、防衛省に現在質問を投げかけているところでもあります。これらが明らかになる中で、火薬庫の関連も明らかになってくるのではないかと考えております。

○ 一 番 (田添辰郎君) いや、市長の考え方を聞いてるんですよ。書いてありますよね。一部の市民が火薬庫があると問題にしているが、武器・弾薬を持たない自衛隊の配備をどのように考えているのか。私は無駄だと思えます。市長はどう考えるかです。お願いします。

○ 市長 (八板俊輔君) 防衛省のお考えになることでありますので、防衛省が必要と認めた上で図に示しているのではないかと、そういうふうにご考慮しております。

○ 一 番 (田添辰郎君) これくらいの質問にも答えられないんで

すかね。南西諸島の防衛ということがあって馬毛島基地を造るわけでありませぬ。防衛するためですから、抑止力としての自衛力を持たなければなりません。当然武器も持たなければならぬということになっております。様々な火器も持つということになります。火器があっても弾薬がなかったら意味がないのではないかと。ただそれだけなんです、意味があります、ないです。防衛省関係ありません。

○議長（永田 章君） 答弁を求めますか。

○一番（田添辰郎君） あ、はい。簡単じゃないですか。

○市長（八板俊輔君） 質問の趣旨が分からないんですが、防衛省が。

○一番（田添辰郎君） 防衛省を聞いてません。あなたの意見です。

○市長（八板俊輔君） いや、私は防衛省じゃありませんので。

○一番（田添辰郎君） いや、違いますよ。あなたの考え方を教えてくださいと云ってるんです。

○市長（八板俊輔君） 防衛省が必要とする施設の問題であります。私は火薬庫をしませんので、私にとっては火薬庫は要りませんけれども。

○一番（田添辰郎君） はい、それなら。

○市長（八板俊輔君） 防衛省が必要だと、そういうふうにしてるからじゃないですか。

○一番（田添辰郎君） 火薬庫は要らないという明確な答弁であ

りますね。はい、ありがとうございます。

今の問題に関連しまして、火薬庫の問題とか、どのような訓練を行うとか、どの時期に行うとか、当然市民の皆様には御迷惑をかけるものがあれば、事前に教えてもらうようにしなければなりません。しかしながら、訓練も国防上の機密に当たるところがあります。そのようなものをどう捉えているのか。今回の四十二項目による市長の防衛省に対する質問を考えましても、あ、明らかに防衛省が答えにくいような、そういったものも触れているように思うわけですが、まずは、国防上の機密をどう考えているのか教えてほしいと思います。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

国防上の機密について否定する考えはございません。ただ、市民の関心のある、地域住民の皆さんが特に知りたいと感じている内容については、これまでも繰り返し申し上げてきましたように、防衛省は誠実かつ丁寧な疑問点の解消に努めるべきだと考えております。

○一番（田添辰郎君） では、六番目に移らせていただきます。

市長のほう、自衛隊の基地設置根拠、森林法違反の可能性、買収価格の算定根拠等、問題視しているようであります。最初に、国、防衛省に説明した項目というのはこういったものだったかと思うわけですが、どうして、すいません、私の感覚から言います。

自衛隊基地の設置根拠、難しいと言えれば申し訳ありませんが、国が必要で、国防のために必要であるというならば造らなければなら

ない。設置根拠まで関心が回りませんでした。森林法違反の可能性がある。社会正義は追及しなければならぬわけでありますが、市役所が、市民がそのような社会正義を追及する必要があるのかという、ないと思われました。また、買取り価格についてであります。

その算定根拠等を問題にしようではありませんが、馬毛島を僕が買取りしたとすれば、一千万円でも買いません。前の前所有者の方は四百億円で売ると申し上げました。国は百六十億円の巨費を投じました。買取りに係る算定根拠というものは、その使用目的、誰が買うかによって金額が変わるのは当たり前ではないでしょうか。その当たり前のことをあえて一生懸命、何度も何度も聞いていただいているのが私には不可思議に思うわけであります。

そういった意味で、市民が、大多数が私は、大多数とは言えませんが、半分ぐらいは、この問題関心ないと思えますが、それを問題視している市長の見解を伺いたいと思えます。

○市長（八板俊輔君） お答えします。

馬毛島の土地の価格についての考え方のお尋ねかと思えます。

○一 一 番（田添辰郎君） 違いますよ。

○市長（八板俊輔君） あ、違う。もう一度、端的に質問を言っていただけですか。

○一 一 番（田添辰郎君） 今申し上げました、自衛隊基地の設置根拠、森林法違反の可能性、買取り価格の算定根拠等は、市民の皆さん、関心のない方がいっぱいいらっしゃいます。それを市長はなぜ

重要だと考えているのかということをお伺いしたいと思うわけであります。

○市長（八板俊輔君）

.....

○一 一 番（田添辰郎君）

はい、ありがとうございます。もうくどくどとは質問いたしません。

○議長（永田 章君）

田添議員、ちよつと休憩取ります。

午後一時三十四分休憩

午後一時三十九分開議

○議長（永田 章君）

引き続き会議を開きます。

○市長（八板俊輔君）

先ほど、私、質問に対しまして固定資産税関係のお答えをいたしましたけれども、ちよつと質問の趣旨を取り違えておりましたので、訂正といえますか、取消しをしたいと思えます。

その上で改めてお答えをしたいと思います。議員御指摘の森林法等に基づく市の現地調査の規模ですか、それから質問に關しましては、本市、西之表市の行政事務の執行上必要なことから申し上げておりました、その点についての質問に上げたというような事情

であります。混乱させて申し訳ございません。

○ 一 番 (田添辰郎君) 丁寧な答弁ありがとうございます。

続いてですね、七番目に移らせていただきます。

西之表市経済六団体というものが要望のほうをしております。これを実現するのが責務ではないかと思えます。七項目あるわけですが、種子島に設置予定の自衛隊宿舎を西之表市内に設置するようにすること、そして、馬毛島内に予定されている施設、管制塔、庁舎、格納庫、隊舎、火薬庫、倉庫、燃料タンク、港湾施設等を馬毛島内に配置すること、また、調査、工事において西之表港を積極的に活用すること、地元業者を優先的に活用すること、そのほか三点、最後に、自然環境の保護に万全の策を尽くすということを要望しております。これこそ、これに込めることが責務ではないかと私のほうは思うわけがあります。

この質問とですね、八のほうも似たような質問なので、一緒にと思えます。

宿舎の誘致は当然しなければならないと私自身の立場では思っております。現在、ヘリを含めた航空機の常駐は検討されていないようであります。冒頭に申し上げました島外搬送の事例について、また大規模災害があった場合、島外への救急搬送が増えるかと思えます。今現状でも交通事故等、お年寄りの方の救急搬送、救急車による搬送の七割以上はお年寄りの方になるわけですが、やはり血管の病気とかそういうものが多いわけでありまして、そして、交

通事故の場合にも、島外に搬送しなければならない機会もある。そして、大規模災害にあれば、それが多数起こり得る可能性があると思えます。そのような意味で、緊急時の搬送のために、馬毛島、ないしは種子島の自衛隊の場所にですね、何らかの施設の場所にヘリを常駐することはできないのか。

七番目の六団体が要望した七項目、実現すべきだということと、ヘリの常駐を強く要望し、緊急時の搬送のほうを強力に要請すべきじゃないかということを質問させていただきます。

○ 市長 (八板俊輔君) お答えいたします。

貴議会が、さきの定例会におきまして、馬毛島への米軍空母艦載機離発着訓練及び自衛隊施設設置に関する防衛省による住民説明会の早期開催を求める、そういう陳情書が出され、不採択とした経緯がございます。本市が防衛省の住民説明会に関わる場合は、貴議会と協議検討の上、対応が必要であると考えております。

また、緊急時の搬送ヘリの点のお尋ねでありますけれども、現在、防衛省と疑問点の解消を図るべく、やり取りを続けております。御質問のような要請をする段階にはないと考えております。

以上です。

○ 一 番 (田添辰郎君) はい、ありがとうございます。

九、十、先ほどからの一般質問の感じを受けますと、きちっとした答弁をいただけそうな気がいたしました。

九番の不動産鑑定、これは市が出したチラシ、広報のものであり

ます。国や防衛省が仕事を妨げるような対応をするのは極めて遺憾とあります。

十番目、私自身は、地方自治体、西之表市の事務はあります。また、国の事務もあります。それを一方的に防衛省があたかも妨げているかのように紙に書くのは、市の対応として不適切ではないかと思うわけですが、どうでしょうか。

○市長（八板俊輔君） 九、十、一緒にということでもよろしいですかね。

○一一番（田添辰郎君） はい。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

馬毛島に係る調査に関しましては、これまでのやり取りを通じまして、議員御指摘のような受け止め方をしております。市や国の優先の件につきましては、それぞれの立場で執行するものでありますので、比較すべき問題ではないと考えているところであります。

それから、馬毛島問題は、住民生活に直結する大きな問題であります。本問題によって住民生活に大きな影響を及ぼす可能性が少しでもある以上、地方自治を運営する立場からも、議会の意見を伺いながら対応してまいりたいと考えております。

○一一番（田添辰郎君） すいません、おわびをまず先に申し上げます。時間が足りずに、大事なことを最後に、市長のほう質問させていただきますと思います。時間のほうあるかと思しますので、答弁のほう、よろしくお願いできればと思います。

国、防衛省のほうは、馬毛島に自衛隊基地を造り、FCLP訓練のほうも行いたいとしております。国は、日本国民の生命・財産を守ることに、そして、この日本という国を守ることが最も大切な責務であります。その責務を果たすため、日米安全保障条約に基づいて、日本の防衛体制ができていくわけでありまして。我々の日常の仕事、子どもの教育とか、お年寄りの福祉の問題とか、農林水産業の発展とか、様々な活動がありますが、これは全て平和を前提としたものであります。

市長は、国はこの国の国民を、そして日本という国家を守るためには、今、馬毛島を必要としているわけでありまして、市長はこの国を守るといって、防衛省の立場に協力しようと思わないのか。また、日米安全保障条約の維持に関して協力しようとは思わないのか。さらに、最後に結構でございます。馬毛島のFCLP以外の活用方法、どのようにして西之表市の未来をつくるのか、実現可能な代替案を示していただきたいと思っております。

十二、十三、十四、十五をまとめて質問させていただきます。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

議員御指摘のように、国防は国の専管事項であります。しかし、また一方で、地方自治体といたしましては、地元市民の生命と財産を守り、市民生活の福祉の向上を目指していくために、必要があれば国に対して意見を述べていくこともまた、これは私の市民に対する当然の責務であると考えております。また、国民も国に対して同

様な意見を申し述べ、チェックする権限もあると考えております。

日米安全保障条約の体制の維持についてのお尋ねでありますけれども、独立した国において、国防は不可欠な政策でもあります。市民生活を脅かさず、市民の安心・安全を高めていく政策で皆さんの理解が得られるなど、可能な範囲で協力してまいりたいと考えております。

代替案ということでございますけれども、本市において馬毛島活用の在り方について、市民の皆様の意見をお聞きしながら活用策を検討してまいりました。様々な意見を集約していくと、馬毛島の自然環境や種子島との密接なつながり、歴史を生かした取組の推進についての意見が多くを占めております。この島が教育、観光面で十分活用できるということを再確認したところであります。幸いにして、学校跡地、そして市道、港湾施設、文化財など、活用可能な資源が数多くございます。決して十分とは言えませんが、これら資源を活用した、具体的かつ実現可能な活用策の検討にさらに入ってまいりたいと考えております。

○一一番（田添辰郎君） 四年近くをかけて利活用案が、これができたということで、おめでとうございます。

では、その馬毛島の利活用、国は、この国を守るため、国民の生命・財産を守るために生かしていこうと思っております。馬毛島をどうして西之表市の思いどおりにできるのでしょうか。その財源の裏打ちはあるのでしょうか。

○議長（永田 章君） 田添議員、時間がありません。

○一一番（田添辰郎君） はい。どうもありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で田添辰郎君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十四時五分頃より再開いたします。

午後一時五十分休憩

午後二時五分開議

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

次は、生田直弘君の発言を許可いたします。

「一二番 生田直弘君登壇」

○一二番（生田直弘君） 生田直弘でございます。最後の一般質問者となりました。どうぞよろしく願います。

それでは、通告に従って質問を始めさせていただきます。

一つ目の質問テーマは、新型コロナウイルス感染症対策と社会的変化への対応についてであります。

本日は、前回の令和二年六月の第二回定例会における一般質問のテーマである新型コロナウイルス第二波に備えた感染症対策と医療崩壊防止への対応についてと、その際の答弁を受けて、現在の進捗と今後の方針を伺ってまいりたいと思っております。

まず、前回、六月の段階では、情報共有や意思疎通及び市民への広報について、行政当局と本市の感染症指定医療機関との連携は不十分であったという考えは否めませんでした。そして、その六月議会定例会の際、当方からの質問に対し、市長は、御指摘のように、反省すべき点はあると思うので、今後の改善の材料にしていきたいという旨の答弁をされておられます。そして、所管課においては、市としてもできる限りの協力を行ってまいりたいという内容の答弁をされていたかと思えます。本市の指定医療機関と市行政当局がきちんと有機的に連携できれば、新型コロナウイルス感染症の第二波による被害を本市において最小限に食い止めることができ、そして乗り越えていけるものと私は信じております。

ついては、さきの定例会で提言しました第二波への備えについて、現在、当該医療機関との定期的な意思疎通の場の設置、そしてまた、医療機関へのサポートの充実及び連携強化等図られたのか、説明を求めたいと思います。

「健康保険課長 長野 望君」

○健康保険課長（長野 望君） お答えいたします。

七月に県内初のクラスターが確認されて以降、これまで六つのクラスターが確認されております。最初、鹿児島市で発生しました折は、県内の他市町村へも広がったことから、島民の不安も一気に高まりました。市としても島内自治体と連絡を取りながら、不安解消のため周知を行ったところです。また、離島である与論町での発生

は、いつどこで発生してもおかしくないことを再確認させられました。

さて、質問の第二回定例会以降の取組状況についてでございますが、御提案いただいております医療機関との連携強化につきましては、月に一回協議の場を持つことといたしまして、これまで七、八、九のそれぞれの月において各一回、計三回開催し、医療機関側、行政側の持つ情報の交換を行っております。

また、西之表保健所主催で、新型コロナウイルス感染症の救急搬送訓練が七月末に開催されましたが、これについて本市からも医療機関側からも参加をし、救急搬送についての情報を整理を行ったところですので。

また、種子島医療センターにおいては、唾液によるPCR検査体制を整えていただきまして、検査結果の出るまでの時間の短縮が図られたところでございます。

今後関係機関と連携を図りながら、市民の安心・安全の確保に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 様々な連携、いろんな協力がですね、その

後改善されていってるようで、一つ安心したところでございます。そこで、今御答弁いただいたことで、PCR検査の対応を医療センターのほうでいただいたということですから、先般、全員協議会の中で、こちらのほうにつきましては、市長並びにですね、総務

課長も行っていただきまして、支援ということで予備費等をですね、機動的に使っていただいて、それが迅速に島内でPCR検査ができるような環境を整えていたというような理解でおるわけですが、そういう理解でよろしいんですか。

○健康保険課長（長野 望君） そういう理解でよろしいかと思えます。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。

それでは、引き続きですね、第二波に備えて、危険性が高まったりですね、有事においては速やかに情報提供が市民等へ図られますよう、ひとつよろしくお願いいたします。

続きまして、水際対策の抗体検査についてであります。

前回の定例会で、水際対策については、海上運送法に基づく運用約款による乗船拒否について、種子島航路の海運会社との協議を提案したわけですが、六月時点での答弁では、その点についての協議等は行っていないという旨の内容であったかと思われまます。ここについてはいかがであるかということと、水際対策について、本市として今後どのように取り組もうとされているのか、検討内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

「企画課長 森 真樹君」

○企画課長（森 真樹君） お答えいたします。

種子屋久高速船を例に申しますと、その運送約款におきましては、いわゆる運送の申込みを拒絶又は解除できる旨の規定が設けられて

おります。したがって、運送約款による乗船拒否等につきましては、その約款に基づき対応がされるものと考えておりまして、特段の協議は行っておりません。

水際対策につきましては、引き続き、県及び高速船会社との連携の下、高速船乗り場での対応が取られてる、そういった状況にあると考えておりますし、さらに、マスクの着用依頼等を引き続き行っている、そういった状況にあります。

以上です。

○一二番（生田直弘君） はい、なるほど。分かりました。

私はですね、前回六月で申し上げましたが、離島のメリットを生かした実効性のある適切な水際対策を講じること、種子島に降りかかる危険を抑制できるのではないかという視座に立って、水際対策の必要性を提案しているのであります。

私の調査をここで御紹介しますけれども、ほかの離島では、来島する乗船客に、乗船前に感染してるかどうかの検査協力を要請し、島に着いて下船する際には、陽性が陰性かどうかの確認を体制として構築し、陽性が確認された方が島内に入らないように対策を講じ、運用しているところがあるようです。協力要請ですので、乗員全員とはいかないまでもですね、感染拡大地域から来島される方で、地元の高齢者の方と接触するような前提の場合には、検査協力を要請する等の取組ができるのではないかと考えます。

したがって、そうしたほかの自治体の取組の中にヒントがあるか

もしませんので、その辺りのことも踏まえた様々な御検討を要望いたします。

また、抗体検査についてであります。前回の六月定例会では、市として実施する予定がないとの答弁であったかと記憶しております。新型コロナウイルス感染症に罹患したかどうかを確認する抗体検査には、感染初期に出現するI g M抗体を捉えるもの及び感染二週以降の後期に出現するI g G抗体を捉えるもの、二種類の検査があるようで、検査キットも販売されております。その後の検討や今後の方針はいかがでしょうか、お聞かせください。

○健康保険課長（長野 望君） 前回のときの抗体検査につきましては、疫学的な調査というところで、市のほうでは実施しないというようなどころで御回答をしたところでございます。

委員から御紹介にありましたI g M、一週間程度のところの検査をどうするかというところについては、医療機関と定期的な会合の中で、今冬等に向けてどういう調整をしたらいいかというところを協議してるところでございます。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） はい、説明分かりました。医療機関と連携をしますね、この冬に対策を取られようとしているところも検討されている状況、よく分かりました。

実はですね、水際対策にも関連しますが、私の調査をまたここでちょっと御紹介しますけれども、中種子町は、この夏のお盆休みに、

帰省者に抗体検査を実施し、完璧ではないにしても、やれるところからという視点に立って、一部対策を講じているようであります。今回は検査キットが不足していたために、お盆休みには間に合わなかったようですが、年末年始の帰省に向けて、今からできる準備を進めているようであります。

その辺りの協議も、今課長が答弁されたところが少し含まれてくるのかなと思うわけですが、このように種子島島のほかの自治体の動きも踏まえて、水際対策や抗体検査に係る方針について、市長の見解があればお聞かせいただけますでしょうか。

「市長 八板俊輔君」

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

新型コロナウイルスの対策に関しましては、島内の一市二町、それから屋久島も含めまして、熊毛地域内での自治体間の協力というものには常に心がけて、情報交換を首長レベル、あるいは担当課レベルでも常時行っております。

そういう中で、今御指摘の水際対策、それから抗体検査の導入、またPCR検査体制の拡大、そういったことについてもですね、城内での統一といいますか、一致した取組ができるように、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） 力強いお言葉ありがとうございます。未知のものに対して向き合う際、完璧な対策や答えがない中では、一生懸命に市民の命を守ろうとしている行政経営者ですね、方や、

職員の姿勢や取組によって、不安を抱える市民は勇気をもったり、励まされたり、心が少しでも落ち着くのではないでしょうか。今の市長の御答弁につきましては、少しそういった部分があったかと思えます。引き続きよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症によって、先般、商工会との役員の方たちとも意見交換ございましたけれども、これだけ経済が深刻な状況の中で、経済的に大きな打撃を受けずに仕事や生活ができ、その社会的な立場を市民に支えられている業種にある方々は、その辺りの心配りについても頭の片隅において業務に励まれることをお願いし、次の(二)の質問に移りたいと思います。

(二) 現在、本市は感染未確認地域であるにもかかわらず、デマや不正確な情報による誹謗中傷等が市内で発生しております。特に、先ほど健康保険課長がおっしゃられましたとおり、鹿児島市内でシヨープ関連のクラスターが発生して以降の不安感は増加しており、七月中旬には、PTA連絡協議会等の市内関係団体から、正しく理解し、正しく怖がる旨の啓発もなされております。加えて、八月二十五日には、文部科学省から差別防止の緊急メッセージが全国になされ、学校の設置者及び教職員等への組織的、継続的な取組の依頼が来ており、これを踏まえて、八月二十九日までに各市町村教育委員会等に指導を徹底するように、鹿児島県教育委員会から通知がされたと承知しております。

しかし、正しく怖がるためには、正しく理解するための具体的な

環境づくりが必要だと私は考えますが、本市の教育委員会及び行政当局の、一、取組状況、二、今後の方針展開について、具体的な説明をお願いいたします。

〔学校教育課長 内 健史君〕

○学校教育課長(内 健史君) お答えします。

新型コロナウイルスについては、いまだ有効な治療法やワクチンが開発されていないこともあり、不安や恐れからデマや誹謗中傷が発生する危険性があると認識しており、感染に伴う二次被害が発生しないよう十分に対策を講じることは極めて重要であると認識しております。

教育委員会としましては、これまでも十数回にわたり独自に通知等を発出して、新型コロナウイルス感染症への理解、予防対策、発生の校内対応、デマや誹謗中傷、いじめの防止等について繰り返し指導してきております。

加えて、先日は、文部科学大臣から児童生徒、学校関係者、保護者等に対して、差別、偏見、誹謗中傷を防ぐためのメッセージが出されたことを受け、確実に各家庭にまで届けるよう指導したところであります。

今後も、校長会において改めて指導の徹底を求めるとともに、機会を捉えて繰り返し指導してまいります。

以上です。

○健康保険課長(長野 望君) お答えいたします。

不確かな情報によるデマは、鹿児島市のクラスターが確認された以降、瞬く間に広がったことにつきましては、議員からも御案内があったところでございます。

スマホやSNSの普及もあり、情報が拡散するスピードは一昔前とは比べものにならないものとなってきております。様々な情報があふれる中、不確かな情報に惑わされないためには、国や自治体など公的機関が発する正確な情報に基づいて判断していただく必要があります。そのため、市でも正確な情報の発信に努めてまいります。また、誹謗中傷につきましては、感染症は誰でも感染する可能性があることを念頭に置いていただき、偏見や差別を行うことなく、冷静な対応をしていただくよう呼びかけを行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○一二番（生田直弘君） 分かりました。ありがとうございます。いろいろやっていただいている状況、よく分かりました。

先ほど少し紹介しましたけれども、市PTA連絡協議会の中では、指定感染症指定医療機関から医師を講師として招聘し、関係者が正しく理解するための具体的な環境づくりに取り組まれているようでもあります。こうした取組がうまくいけば、闘わないといけない相手は周りの人間ではなく、感染症であることを再確認するという意識啓発につながると思いますし、正しく理解が進むことは、体をよりよく守れるようになるだけでなく、自らの不安や恐れを周りに広げ

ることによって、自分や家族が加害者にもなり得るような悲しい環境を生み出すことに加勢してしまう状況に陥らず、冷静さや客観性、そして心の健全性を保つ一助になるかと思えます。

市PTA連絡協議会関係でございますが、社会教育課のほうでもし答弁あれば、お願いできますでしょうか。

「社会教育課長 中里千秋君」

○社会教育課長（中里千秋君） お答えいたします。

具体的な環境づくり等については、先ほど学校教育課長が申し上げたとおりでございます。その上ですと、市PTA連絡協議会関係ということで申し上げます。先ほど議員からありましたとおり、七月の十三日付けですと、臆測によるデマ、噂、誹謗中傷等が散見されるということで、市PTA連絡協議会会長から各学校のPTA会長に対して、新型コロナウイルス感染拡大に伴う対応についてというお願いの文書を発出しております。

なお、現状といたしまして、三密対策の観点から、そういった全ての保護者等を対象に、一堂に会した会合、集会等を実施しての周知ということとは難しいだろうなというふうには考えてはおります。

具体的な環境づくり、繰り返しになりますけれども、社会教育課としてはですね、具体的に申し上げますならば、それぞれの学校単位のPTAの活動であったり、また、各学校に一学級ずつ家庭教育学級、そういったものもございますので、そうした場を利用してですね、専門家の先生を招いての勉強会とか意見交換などを行うの

は有効ではないかと思っるところです。

以上です。

○一二番（生田直弘君） 突然の振りではありませんでしたけども、きち

つと御答弁いただきまして、ありがとうございます。

できるだけですね、いろんな情報が行政機関のほうであれば入ってくると思いますので、環境づくり、いろんな情報、いろんなPTA等ですね、学校単位でもですね、共有いただきまして、その中で、より環境づくりについて推進していただければ幸いです。

誤解がないように申し上げますと、本能的に危険回避をしようとする心理は理解できるものですし、また、そうした心理を、心理状況に陥ってしまうことを批判や否定してはなりません。ただ、こうしたいろいろな不安や恐れ等から来る心理的な負の連鎖が重なるようなつらい状況のときほど、リーダーの行動や言動が、我々市民にとって必要な気づきや心構えを与え、不安や恐れを多少でも緩和していくのではないかと思います。

そこで、教育長にお尋ねします。こうした市内の社会不安に対して、今後どのように向き合い、市民にどう寄り添っていきたいとお考えであるか、御意見あれば拝聴いただけますでしょうか。

「教育長 大平和男君」

○教育長（大平和男君） コロナウイルスに付随してのデマとか誹謗中傷とか、あるいはいじめであるとか、そういったことは十分起

こり得ることでありますので、先ほど課長が申し上げましたように、しっかりと繰り返し取り組んでいきたいというふうに考えております。

カミュという作家がおりますけども、彼が「ペスト」という小説を書いております。例のヨーロッパでの大流行の素材でありますけど。その中で主人公が、こんなこと言うと言われるかもしれないけれども、ペストと闘う唯一の方法は誠実さだというふうにして言う。誠実さとは何かと聞かれると。それは、自分にとっては自分の仕事をするのだというふうに答えるわけです。恐らくコロナに対しても同じことが言えるのではないかと。そのように思うんですね。ワクチンもなく特效薬もない、そういうものに対して、何とかしろ何とかしろと外に向かって言うだけでは、これは十分ではないと思います。むしろ逆に翻って、自分自身に向かって、自分ができるのか、何をすべきかということを実際に考えていく。それが唯一の闘う方法だというふうにカミュは言っているらなろうと思います。先般の十萬円の給付に対しても、本市においては、恐らくどこよりも早くと言っていいくらい、迅速にかつ正確にお届けをしたところであります。それもまた一つの誠実さの表れであるらうというふうに思います。

そういったデマや誹謗中傷、いじめが起きないことを、それを防ぐことは、学校、教職員、教育委員会、私どもの仕事であります。これはしっかりとやっていきたい。同時にまた、そういうことをし

ないことは、西之表市の子どもたちの務めであり、同時に保護者の皆様、地域の皆様の務めであろうかというふうに考えております。

九月十日の南日本新聞のひろば欄だったと思いますけれども、榕城小学校の児童が投稿しておりました。コロナ関係の内容でありましたけれども、そのタイトルは、僕たちにできることというふうになっておりました。いろいろとつらい思いをしてると思うんですけども、しかし、その中でも僕たちにできることは何かというふうに問いかけてくれる。私は、西之表市の子どもたちに対して非常に信頼感を持ったところであります。

今議員がおっしゃいましたように、PTA、いろんなところで協力をいただいておりますけれども、みんながそれぞれにできることを誠実に果たすことよって、このコロナウイルスに打ち勝っていきたい、そのように考えているところでもあります。

○一二番（生田直弘君） 大変ありがたい言葉でした。本当にありがとうございます。

種子島はですね、本土より地理的に厳しい環境の中で、島民の方々同士は、これまで好意を尽くして信頼関係を築いてきた歴史と文化があります。まさに、教育長がおっしゃった誠実さ、自分と対峙する力、そして自分に対する信じる心、他人に対する信じる心があったのではないかと思います。私は、本市を構成する市民の人間関係において、これほどすばらしいものはないかと感じております。万が一、自分の周りや家族の中から感染者が出たとしても、その御

家族の大変な状況を推察し、市民相互の助け合いがこれまで同様に行われる環境づくりへの支援が市行政当局においても推進されまことを切に願ひ、次の（三）の質問に移りたいと思います。

（三）今回のコロナ禍で起こりました最も大きな社会的変化の一つであるテレワーク（在宅勤務）の急速な普及に伴って、都市から地方移住への関心が高まってきております。この流れを企業誘致や移住・定住に係る施策のチャンスと捉えることができると考えますが、市行政当局の見解と今後の方針展開をお聞かせください。

「地域支援課長 松元明和君」

○地域支援課長（松元明和君） お答えいたします。

本年一月から三月に実施した国の移住に対する調査を見ますと、東京圏在住者の四九・八％が地方暮らしに関心を持つているとの結果が示されました。また、四月から八月における本市への移住・定住相談件数の増加、企業からの問合せの増加からも、関心の高まりがうかがえます。

この機会を捉え、新たな対応として、五月にはオンラインによる全国移住相談会への参加、こちらは百七十三名参加です。七月からは、いつでもオンライン移住相談というシステムを独自に取り組みまして、既に十件の相談がなされました。顔を見ることで、電話よりも安心して話を聞くことができるなどの感想をいただいております。

また、企業との協議においても、オンライン会議を定期的に実施

し、以前よりも充実した意見交換がなされるようになりました。例えば、官民連携に対する提案ですとか、現在進めております学校跡地を拠点とした社会貢献型の企業誘致などが主なものです。

今後は、このような取組を推進することで、この新型コロナウイルス禍における期間を有効活用して、本市のファンを一人でも多く獲得し、新型コロナウイルスが終息を迎えた際には、すぐにでも移住・定住、企業誘致に移行することができるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

〇一二番（生田直弘君） はい、答弁ありがとうございます。

私の調査をですね、一部ここで資料を使って共有したいと思えます。

スライドのほう、お願いいたします。

こちらはですね、国土交通省が二か月前の七月に発表した資料ですが、地方移住への関心の高まりを分析したものであります。御覧いただけますとおり、左側の図では、二十代のU・Iターンや地方への転職希望について、今年の二月と比較して、二〇二〇年四月時点で約一四％、倍率にして一・六倍増加しております。主な理由は四つ。一、地元に戻りたいから、二、都市部で働くことにリスクを感じたから、三、地元に貢献する仕事をしたいから、四、テレワークで場所を選ばず仕事ができることが分かったからといったことが挙げられております。

また、興味深いのが右の図であります。ふるさと回帰支援センターへの来訪者、問合せ件数は近年増加傾向にあり、特に四十歳未満の相談件数の増加は二万件を上回り、顕著な状況を示しております。次の資料です。こちらはテレワークの利用状況を分析したものであります。同じく国土交通省の資料でございますけれども、こちらの円グラフでは、新型コロナウイルス終息後もテレワークを希望する人の割合が、二十歳以上の国内雇用者の中で現在六二・七％と非常に高いことを示しております。

最後の資料であります。こちら内閣府が二〇二〇年六月に実施しました新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識と行動の変化に関する調査を国土交通省のほうでまとめたものでありますけれども、中段の棒グラフで示しますとおり、今回の感染症の影響下において、地方移住への関心の変化について、テレワーク経験者は、通常の勤務だけの人と比べて、地方移住への関心の変化が約一・六七倍となっております。

スライド終了します。

そこで、お尋ねします。企業誘致を所管する経済観光課は、令和元年度の決算を踏まえた今後の方向性の中で、都市部においてテレワークが進みつつあり、今後の新たな働き方の中で、本市の魅力を発信し、企業誘致等につなげられるよう流れも検討したいとコメントをされております。ついては、具体的な今後の施策について展開があればお聞かせいただけますでしょうか。

「経済観光課長 岩下栄一君」

○経済観光課長（岩下栄一君） 経済観光課から企業誘致の点でお答えをしたいと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響によるテレワークの普及は、これまで本市が企業誘致の中でPRしてきたように、高速インターネット通信網を活用し、離島という地理的な制約がなく、むしろ豊かな自然やゆったりとした時間が働く環境としての優位性となり、また企業の生産性を向上し得るとして、企業誘致を後押しする動きにつながるものと考えております。

一方で、全国の地域でも、それぞれの地域特性を生かした取組が展開されておりますので、本市においては、例えば、ヨガやサーフィンの聖地として、仕事をしながら余暇も過ごすというワーケーションについて、現在、調査や検討を進めてるところでございます。

具体的には、今年度、鹿児島県と連携しまして、ワーケーションのモニターツアーを実施する予定としており、企業側や参加者のニーズについて把握を行いたいと考えております。把握しました企業のニーズを踏まえ、民間との連携や中心市街地への試験的なサテライトオフィスの設置など、関係課とも協議し、整備に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ワークーションですね。ワークとバケーション、仕事、働くということと休暇といったバケーションという

のを組み合わせた造語でありますけれども、そういった流れが今出てきているということが確認できました。ありがとうございます。

本市の人口減少対策に力を入れていくことは、全庁挙げての取組であると認識しておりますし、本市で既に整備されている、課長が先ほど申されました高速通信インターネット網を活用し、テレワークを含めた、地理的条件がハンディーとならない仕事をする企業や働き手を誘致することについては、様々な事例を紹介しながら、この三年半の間、私からも繰り返し提言してきたところであります。

ここで改めて、ある地域の成功事例をまた紹介したいと思います。二〇二〇年九月に発表されましたが、兵庫県の淡路島に人材派遣会社の大手企業が、東京本社のIT部門や経営企画部門等の約千二百人の従業員を移転させるということがあります。九月一日から島で暮らし始めて、社員はこう言っているようです。東京の通勤ラッシュの満員電車と、家族と一緒に車で通勤、どっちがいいかっていったら、この生活のほうが自分の中でいいリズムつくれてますよねと。これは課長が先ほど答弁されたようなところと非常に類似する部分があるかと思われまます。

今般のコロナ禍による社会環境の変化は、感染症の影響に対する守りをしっかり固める対策を取る一方で、本市にとって人口増加、それも比較的若い人たちの増加が期待できる最大のチャンスと捉えることができると思います。については、社会の変化にアンテナを高くし、しっかりと着実に事業推進すれば、地域の課題を解決していく

ことができると考えますが、市長、この点について御答弁あればお願いできますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えをいたします。

コロナ禍の継続の中で、今議員御指摘のような世の中の傾向が表れているということがあります。これは、やはり我々離島に住む者にとって、人口減少の悩みを抱える自治体にとって、チャンスであるという認識は当然持っております。その中で、この流れをしっかりと受け止められるような受皿というものは、例えば、住まいであり、食であり、そしてまたワーケーションというバケーション部分の趣味とかいうものにヒットするような、そういう素材が必要であります。そういう意味では、この種子島には、例を挙げるとサーフィンがありますけれども、そうしたいろんなものがあると思っております。このチャンスを生かすように、全職員、庁内総力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

○一二番（生田直弘君） はい、ありがとうございます。総力を挙げて、ぜひともよろしく願います。

このくらいの企業になってきますと、もう住宅等はですね、自社で建設も進めていくところもありますので、その辺りも含めてですね、しっかりその企業のニーズを図りながらですね、誘致も図っていただければと思います。よろしく願います。

それでは、二番目のテーマの質問に移りたいと思います。生産者の所得向上を目指した農業振興についてであります。

本件については、令和元年第三回定例会における一般質問で提案しました軽量作物を中心とした花卉園化による農業振興、及び令和元年第四回定例会における産業厚生委員会所管事務調査報告の中で指摘・要望、並びに令和二年第一回定例会における一般質問と答弁を受けて、次の質問事項に係る具体的な進捗状況と今後の方向性を求めていきたいと思っております。

まず、通告書の（一）のＡ、花卉園化による農業振興について御説明をお願いしたいと思いますが、昨日、同僚議員から、私が令和元年の第三回定例会における一般質問をした内容の中で、栽培面の体制づくりについての部分をフォローしていただくような質問をいただいておりますので、これ以外の部分につきまして、進捗と今後の方針があればお聞かせいただけますでしょうか。

〔農林水産課長 中野賢二君〕

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

まず、花卉園化につきましては、本市における花卉生産のうち、薬物・枝物については、レーザーリーフファンを主体に、フェニックスロベレニー、ヒサカキ、シキミ等の生産を行っております。葉物・枝物は軽量作物であることと、あと輸送性に優れていることから、高齢者と離島のハンデを克服できる作物として非常に期待をしている品目でございます。

しかしながら、育苗に要する労働力、労働時間の削減が課題となっておりまして、新規作付者が種子から栽培するとなるとちよつと

時間がかかるということで、新規就農品目として推進しづらい状況となっております。このことから、苗の育苗及び供給体制の早期構築が必要であると考えておりました。フラワーセンターのハウスや、また川迎ハウス跡地の活用をしまして、枝物やその他品目の育苗及び苗供給事業を行うことができないか検討を進めておるところでございます。

今後、施設の運用方法など、事業化に向けた具体的な協議を関係機関及び市の花卉振興会の助言をいただきながら進めたいと考えております。

以上です。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。非常に前向きですね、検討いただきまして、期待も大きいということで、私も提案したかいたなと思っております。特にですね、種子島においては、南種子町においてはですね、宝のようなヒット商品が出てきたなというような話もありますし、先般の南日本新聞においては、中種子町においても、レーザーリーフファンについては国内シェアが非常に高いというようなことも示されておりますし、こういった枝物と葉物につきましてはですね、この種子島の土地に非常に合っているのではないかとということで、課長がおっしゃったような農業生産者の方々の人口動態等を勘案しますと、非常に今後の種子島、本市においても非常に期待される有望な農作物だと思っておりますので、引き続き力強い推進をお願いいたします。

ここで、種子島とは別のほかの自治体での取組について、私が調査した内容を共有したいと思います。

例えば、フェニックスロベレニーは、葉っぱの部分だけでも国内での高付加価値商品であるものですが、海外市場を調査したところ、ヨーロッパで鉢物の観葉植物としての市場価値が認められており、実は、国内市場の三から五倍の価格で取引されることが分かったために、すぐに輸出を始めた結果、ここ数年で億円単位の規模の生産額に成長したようであります。つまり、出口戦略から見た成長のポイントは三つであります。一つ目、きちんと市場流通調査をしたこと、二つ目、売り方を変えたこと、三つ目、売り先を変えたことであります。そうすることで、軽量部分の葉っぱを併せた国内一大有名産地になったそうであります。

市行政当局におかれましては、繰り返しになりますけれども、本市の高齢者を中心とした生産者の身体的、経済的負担が少しでも軽減し、所得が向上することで、担い手も増えてくると思えます。そうした調査、施策の展開をより一層推進されまことを要望しまして、次の質問に移りたいと思います。

それでは、最後、質問項目の（二）のイであります。

本市の特産品で年間約十億円規模の農業生産額にまで成長し、多くの地元生産者の経済を底支えする安納いもに付加価値をつけるために提案してきているキュアリング定温貯蔵施設の建設についてであります。

本市の統計や決算資料によると、単価が下がってきたこともあり、数年前までは約十三億円程度であった生産額が、直近の数字では十億円を下回りました。

そこで、お尋ねします。昨年訪問した茨城県の行方市の視察先では、国の補助事業をうまく活用し、甘しよのキュアリング定温施設を整備し、流通に付加価値を高めるため体制を取ったことなどから、需要も単価も上昇傾向になっていることをこの場で共有し、本市において当該施設建設の検討を要望しましたところ、市当局からは本件について検討していく旨の答弁を受けております。つきましては、現在の進捗と今後の方針をお聞かせください。

○農林水産課長（中野賢二君） お答えいたします。

キュアリング処理施設、定温貯蔵施設の有効性につきましては、令和二年第一回定例会の際に答弁させていただいたとおりでございますけれども、現在、本市でキュアリング施設を導入している生産者は二名でございます。それ以外の農協や生産者につきましては、収穫後、一定期間の貯蔵後に、それぞれの販売ルート、販売期間で出荷しており、現在のところ、個人や共同での施設導入の要望はございません。今後、導入要望があれば、補助事業等の情報提供や先進地導入事例の紹介などを行いたいと思っております。

また、キュアリング施設と併用する定温貯蔵施設については、長期貯蔵が可能となり有利販売につながるのと、あと貯蔵することで、現在問題となっている基腐病の感染した芋の出荷防止対策にも

つながると考えております。

今後、さらなるブランド推進、産地強化、有利販売につながるために、生産者に対しキュアリング技術の有効性について研修会等で情報提供するなど、理解を深める場をつくりたいと考えております。以上です。

○一二番（生田直弘君） 非常に有効性のある施設だということが確認できました。ありがとうございます。

私のほうでは、非常に生産者の方からですね、こうした要望が強いんですけども、課長のほうではそういった情報が挙がっていないということですので、改めてですね、ニーズの確認の方法等精査していただきまして、生産者のニーズについて改めて調査のほうをお願いしたいと思います。

それでは、市長にお尋ねします。

市は、六月議会定例会以降、庁外での会合に出席された際、出会された際ですね、生産者を含む多くの聴衆の前で、重要港湾である西之表港の耐震強化岸壁の港湾整備計画に少し触れられ、安納いもの貯蔵施設も併せて整備する構想があるというような旨のお話をされておられます。されておられますね。

生産者にとっては、この社会情勢不安の中で、未来へ明るい希望の光をとすような御発言で、市長の発言に期待する市民の声があるのですが、市長の見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○市長（八板俊輔君） お答えいたします。

議員御指摘のように、今、西之表港の重要港湾としての、主に災害用の耐震岸壁を位置付けるための県の港湾計画の改定に向けた作業が続いているところであります。それは二十七年前に、平成四年に策定された、今の中央地区から洲之崎地区を埋め立てる計画がです。まだ生きておりまして、途中で止まっている状況にあるわけです。それを復活といいますか、復活してやれないかということ、今県と、それから国土交通省、国との間で、西之表市の希望、あるいは地元の港湾関係業界の意見を伺いながら、取りまとめをしている状況であります。

その中で、では、港湾用地をどういうふうに生かすかということの中で聴取した中に、例えば、林業の原木や、あるいはチップの置場、ヤードが不足しておりますので、そういうものが実際に出てきております。そのほかに、例えば、農業、漁業、そのほか運輸関係、エネルギーもありますけれども、そうした方々に話を伺う中で、今御指摘のあった安納いもの、安納いもといいますが、さつまいもの貯蔵というのもできるんじゃないかというような、まだアイデアの段階ではありますけれども、そういうことを述べられる方もいらっしゃるかと。もしその要望と港湾計画とがつながれば、次の経済的な復興、あるいは盛り上げのために役立つのではないかということがあります。

確固とした計画とか、そういうものが出てきているわけではありませぬけれども、そういう動きがあるということで紹介をしたところ

であります。

○一二番（生田直弘君） ありがとうございます。引き続き、明るい未来が描いていけるようなですね、推進を図っていただきますようお願いいたします。

本件につきましては、ほかの地域の実際を実際にこの目で見て、聞いて、確認した上で提案しているキュアリング定温貯蔵施設は、本市の農作物の中でも経済規模の大きい安納いもという宝のような特産品に、品質の安定という付加価値をつけます。そして、周年出荷体制及び安定集荷と単品単価を上げることに寄与し、足元では、基腐病等の影響を受け苦境に直面する農家の所得を体制として助けていく取組でありますので、引き続きですね、目の前の基腐病等の対策も併せて、前向きに御検討いただけますことを最後に要望し、私からの質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございます。

○議長（永田 章君） 以上で生田直弘君の質問は終了いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。おおむね十五時頃より再開いたします。

午後二時五十分休憩

午後三時開議

△閉会中の継続審査

○議長（永田 章君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、日程第二、閉会中の継続審査を議題といたします。

閉会中、各常任委員会、議会運営委員会及び各特別委員会において審査、調査中の事件につき、会議規則第百十一条の規定に基づき、継続審査、調査の申出がありました。委員長の申出のとおり継続審査、調査に付することに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（永田 章君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査、調査に付することを決しました。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

#### △市長挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たって、八板市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

〔市長 八板俊輔君登壇〕

○市長（八板俊輔君） 令和二年第三回定例市議会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

九月四日に開会いたしました本定例会は、本日、九月二十九日まで、提案議案について熱心に御審議を賜り、全議案議決をいただきました。誠にありがとうございます。また、令和元年度決算につきましても、御審議の上、認定をいただきました。限られた時間の

中で審査をいただいた決算特別委員会委員長はじめ委員の皆様には、本日に御苦勞をおかけいたしました。衷心より感謝を申し上げます。今年には新型コロナウイルス感染症の影響で、人々が生活面でも経済面でも大きな打撃を受け、大変な状況となっております。一方で、台風十号の発生もあり、災害への備えの大切さを改めて感じた年でもあります。

さて、私は、市長就任三年半を経過いたしました。振り返りますと、就任当初に掲げた港町再生、産業振興、人づくりを三本柱にした政策実現に向けて懸命に取り組んでまいりました。これまで、農林水産業の第一次産業を基幹産業と位置付け、道路、水道など生活基盤の整備、学校教育、子育て環境の充実、商工業、観光など経済活動の基盤づくり、そして医療福祉の向上などに精力を注いでまいりました。まちづくりに関しましては、今、重要港湾西之表港の港湾計画改定に道筋ができております。一方、新型コロナウイルス感染症への対応や、過疎、高齢化問題など、取組を継続させなければならぬ課題も数多くございます。

そして、本市の未来に大きく影響する馬毛島問題は、正確な情報を公平に市民に示す努力を重ね、国との交渉が山場を迎えようとしております。私は、軌道に乗りつつある西之表港の整備、正念場に差しかかる馬毛島問題をはじめとする重要課題の解決のために、引き続き市政を担当してまいりたいと決意をいたしました。これまで取り組んできた課題は責任感を持って前進させ、安心・安全で住み

やすいふるさとづくりを目指し、全力を挙げて取り組んでまいりる所存であります。議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解、御支援を何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、最後に、議員各位、市民の皆様のご健勝と御活躍を祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

#### △議長閉会挨拶

○議長（永田 章君） 閉会に当たり、私からも御挨拶を申し上げます。

令和二年第三回定例市議会、延べ二十六日間にわたり、皆様の御協力の下、全ての日程を終えることができましたこと、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案された一般会計六号において御案内のとおり、コロナ感染症対策における予算が主なものであります。先の見えないコロナ対策に、市民の生活安定と教育環境の改善策に取り組んでいただきました。国の交付金等の活用により、現時点における対応ができたことは、この上もない喜びであります。

私ども市議会においても、全国的なコロナ感染の状況を鑑み、各常任委員会、特別委員会の政務調査を中止。その金額四百二十万円をコロナ対策として活用することを条件に返納させていただきました。全国的な終息が見られない中、感染対策と本市の経済立て直し

が求められるものであります。

私ども島内において発生はありますが、市民の皆様と情報を共有しながら、新しい生活様式の中、いち早い終息を願うものであります。

先ほど八板市長のほうからも紹介をいただきました、本定例会中、田添辰郎決算特別委員長を中心に、令和元年度決算審査が行われました。慎重審議をいただき、承認することに決しました。改めて決算委員の皆様、対応をいただきました当局職員の皆様に敬意を表したいと思います。

さて、八板市長、今ほど次のチャレンジに向け意を固めたようであります。私ども市議会も、四年任期の中、残る五か月となりました。議員各位におかれましても、慌ただしいときを迎えると思っております。それぞれの目標に向かって、議員、理事者皆様方におかれましては、くれぐれも体調には御自愛をいただき、御活躍されますことを願うものであります。併せて、市民の皆様のご多幸、御健勝をお祈り申し上げます、私の挨拶といたします。

#### △閉 会

○議長（永田 章君） 以上をもちまして、令和二年第三回西之表市議会定例会の全ての日程を終了いたします。

誠にありがとうございました。

午後三時七分閉会

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によつてここに署名する。

議 長

一 一 番 議 員

一 二 番 議 員